

令和5年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和5年3月13日
開会 10時00分 閉会 16時53分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出席者

① 委員(16名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	藤谷謹至	小島智恵	
若山和幸	荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	
谷口和弥	芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	中橋友子

② 委員長 岡本眞利子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山端広和 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	檜木良美
経 済 部 長	岡田直之	建 設 部 長	小野晴正
会 計 管 理 者	合田利信	忠 類 総 合 支 所 長	笹原敏文
札 内 支 所 長	新居友敬	教 育 部 長	川瀬吉治
政 策 推 進 課 長	白坂博司	総 務 課 長	佐藤勝博 (選挙管理委員会書記長)
地 域 振 興 課 長	谷口英将	糠 内 出 張 所 長	宮田 哲
税 務 課 長	古山悌士	住 民 課 長	本間 淳
防 災 環 境 課 長	井上一成	防 災 環 境 課 参 事	山岸伸雄
福 祉 課 長	亀田貴仁	こ ど も 課 長	平井幸彦
保 健 課 長	宇野和哉	農 林 課 長	高橋修二
農 林 課 参 事	廣瀬康友	農 業 振 興 担 当 参 事	山本 充
商 工 観 光 課 長	西嶋 慎	保 健 福 祉 課 長	高橋宏邦
経 済 建 設 課 長	半田 健	住 民 課 長	武田健吾
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川瀬康彦	監 査 委 員 会 事 務 局 長	吉本哲哉
土 木 課 長	香田裕一	都 市 計 画 課 長	河村伸二
経 済 建 設 課 場 長	林 伸顕		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 議事課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 4 審査事件 令和5年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計ほか質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 岡本眞利子

議事の経過

(令和5年3月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（岡本眞利子） ただいまより、令和5年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

[委員長挨拶]

○委員長（岡本眞利子） 審査に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私がその大任を仰せつかることとなりました。新年度予算についての闊達な議論と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、効率的な委員会の運営を図られるよう、委員の質疑並びに説明員の答弁は簡潔にされますよう、お願いいたします。

はじめに、2月28日の委員会で、中橋委員から、令和5年度会計年度任用職員配置予定一覧と自衛隊への名簿提供についてに係る2件の資料請求がありました。

執行部からその資料の提出があり、お配りしておりますので、報告いたします。

[審査]

○委員長（岡本眞利子） ここで、審査の進め方について確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出、1款議会費から13款予備費まで、款ごとに審査をしてまいりたいと思います。

その後に、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査してまいります。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者の発言が終わった後「関連」と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算から議案第10号、令和5年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

最初に、議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） はじめに、お手元に配布いたしております予算積算基礎に基づきまして、令和5年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをご覧くださいと思います。

令和5年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計であります。

令和5年度当初予算総額は、A欄合計に記載しておりますが、264億8,657万2,000円であり、左から3列目のB欄の令和4年度当初予算額の合計250億6,045万5,000円と比較しますと、増減の欄に記載のとおり14億2,611万7,000円、率にして5.7%の増となっております。

令和5年度予算は、統一地方選挙の年であり、本町においても首長の改選期であることから骨格予算といたしましたが、住民福祉に直結した事業及び行政運営の継続的かつ円滑な推進を図る観点から当初予算に必要な事業等を計上しており、前年度に対し増となったものであります。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等につきましてご説明いたします。

はじめに、一般会計であります167億7,106万8,000円で、前年度と比較いたしました5.0%の増であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は29億4,052万円で、前年度比0.2%の増。

団塊の世代が後期高齢者に移行することに伴い、国保特会において負担し北海道に納付する国保事業費納付金の増が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計は4億9,261万2,000円で、前年度比3.3%の増。

被保険者数の増加に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計は28億4,371万2,000円で、前年度比1.4%の増。

主に訪問リハビリなどの居宅介護サービス給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は7億1,334万7,000円で、前年度比38.4%の増。

忠類簡易水道整備工事、駒島簡易水道営農用水事業負担金の増が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は14億1,820万3,000円で、24.7%の増。

昨年度から施工している下水道処理区統合連絡管渠整備工事と調査設計費の増が主な要因であります。

次に、個別排水処理特別会計は2億3,121万1,000円で、14.8%の増。

排水処理施設整備工事の増が主な要因であります。

なお、管理しております浄化槽は854基であります。

次に、農業集落排水特別会計は、忠類地域のみの施設運営に係る会計であります。9,610万5,000円で、4.8%の増。

農業集落排水施設の実設計委託料の皆増が主な要因であります。

次に、水道事業会計は9億7,979万4,000円で、前年度比較では4.8%の増であります。

下の表の再掲にありますように、3条予算である収益的支出については3.9%の増であり、減圧弁のオーバーホールといった修繕費の増などによるものであります。

また、4条予算である資本的支出については6.0%の増となっており、配水管布設や布設替え等に伴う工事費の増、配水池改築更新による増が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの令和5年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

はじめに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1款町税につきましては、対前年度比1億6,054万円、5.9%の増としておりますが、内訳につきましては、3ページ下段の表をご覧ください。

町税について税目ごとの比較表となっておりますが、1の町民税につきましては、対前年度比1億2,816万9,000円、9.7%の増を見込んでおりますが、現年分で個人町民税は対前年度比9.4%の増、法人町民税は12.8%の増と見込んでおります。

次に、2の固定資産税であります。対前年度比202万9,000円、0.2%の増としており、前年度とほぼ同額で見込んでおります。

このほか、3の軽自動車税につきましては、対前年度比296万6,000円、3.5%の増としており、軽自動車台数の増に伴う種別割の増を見込んでおります。

4の町たばこ税につきましては、対前年度比2,751万8,000円、17.1%の増としております。

昨年度は、税率の上昇などにより購入本数の減を見込んでおりましたが、令和4年度実績ではほぼ横ばいであることから、実績を加味して見込んでおります。

5の入湯税については、対前年度比14万2,000円、1.7%の減としておりますが、コロナの影響による日帰り入浴の減などから減額を見込んでいるものであります。

2ページにお戻りください。

2款地方譲与税につきましては、前年度と同額で見込んでおりますが、地方財政計画や、これまでの交付実績を勘案したものであります。

6款法人事業税交付金につきましては、対前年度比861万5,000円、29.7%の増であります。

交付額の算定方法が事業所統計における従業員数に応じて交付される方式に変更されることに伴い、増額を見込んだところであります。

次に、12款地方交付税につきましては、対前年度比5,000万円、0.8%の増としておりますが、これにつきましても、国から示されました、地方財政計画における地方交付税の出口ベースで1.7%の増と示されましたことから、令和4年度普通交付税当初算定決定額ベースで0.9%の増を見込み、特別交付税を加えた地方交付税の令和4年度予算ベースでは0.8%増と見込んだところであります。

次に、14款分担金及び負担金であります。対前年度比6,759万3,000円、40.7%の減としておりますが、幕別地区公社営草地整備事業に係る分担金の減を見込んだところであります。

次に、16款国庫支出金であります。対前年度比2億7,003万7,000円、19.6%の増としておりますが、公営住宅に係る社会資本整備総合交付金、重層的支援体制整備事業交付金などの増によるものであります。

次に、19款寄付金であります。対前年度比1億円、33.3%の増としておりますが、ふるさと寄附として広告宣伝の拡充や返礼品の充実などによる増額を見込んでいるものであります。

次に、20款繰入金であります。対前年度比2億5,830万8,000円、48.8%の増としておりますが、内訳につきましては、一般財源分として、財政調整基金から対前年度比5,000万円増の3億5,000万円の繰入れ、まちづくり基金から合併特例債で造成した1億5,000万円の繰入れ、特財分として、減債基金から前年度と同額の5,000万円の繰入れ、まちづくり基金からふるさと寄附で造成した1億5,978万2,000円の繰入れ、森林環境譲与税基金から4,005万7,000円を繰入れしております。

最後に、23款町債であります。対前年度比4,600万円、3.4%の増としておりますが、主な要因としては、令和4年度は繰越事業として実施した、あかしや南団地の建て替え事業の皆増など、普通建設事業に係る起債の増などであります。

なお、臨時財政対策債は、地方財政計画において44.1%の減となりましたことから、本町においては一般財源全体を勘案し、66.7%減の8,000万円を見込んでおります。

次に、歳出であります。3ページをご覧くださいと思います。

主な内容についてご説明いたします。

1款議会費9,462万円、前年度対比3.5%の増であります。

2款総務費12億8,471万7,000円、対前年度比10.9%の増。

知事道議、町長町議選挙の執行経費、ふるさと寄附返礼品贈呈事業の増が主な要因であります。

3款民生費40億7,217万1,000円、前年度とほぼ同額であります。保育士の人数増に伴う人件費の増や保健福祉センター長寿寿命化工事費の増、ふれあいセンター福寿改修工事及び青葉保育園整備費補助金の皆減などが主な要因であります。

4款衛生費10億7,288万9,000円、前年度対比1.3%の増。

予防接種に係る医薬材料費の増、地球温暖化対策推進事業費の増、令和4年度は当初予算に計上しておりました新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆減などが主な要因であります。

6款農林業費9億428万1,000円、対前年度比9.9%の減。

公社営草地整備事業委託料や国営土地改良事業に係る償還金の減などが主な要因であります。

7款商工費7億2,273万円、対前年度比4.5%の増。

企業誘致対策費の増や新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給の皆増などが主な要因であります。

8 款土木費 22 億 7,768 万 5,000 円、対前年度比 44.6%の増。

令和 4 年度は前年度からの繰越事業として実施した、あかしや南団地に係る公営住宅建設工事費の皆増、複数年契約の見直しに伴う町道管理委託料や公園清掃管理委託料の増などが主な要因であります。

9 款消防費 6 億 5,674 万 4,000 円、対前年度比 7.0%の減。

令和 4 年度に実施した高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線機器の更新等に伴う、とかち広域消防事務組合分担金の減が主なものであります。

10 款教育費 20 億 5,424 万 7,000 円、対前年度比 2.3%の増。

札内南小学校長寿命化改修工事費の増などが主な要因であります。

11 款公債費 17 億 8,945 万 7,000 円、対前年度比 1.7%の減。

起債償還元金及び利息の減であります。

12 款職員費 18 億 2,270 万円、対前年度比 2.9%の増。

職員数の増や令和 4 年度人事院勧告に伴います給与改定による増が主な要因であります。

13 款予備費 500 万円であります。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 の人件費であります。対前年度比 8,220 万 2,000 円、3.1%の増であり、表の一番左の欄、区分の内訳で、正職員につきましては、前年に比較し 3,966 万 7,000 円の増であり、新規採用職員数の増や期末勤勉手当の増が主な要因であります。

また、うち会計年度任用職員給欄では、令和 5 年度当初予算額は 8 億 7,561 万 1,000 円で、対前年度比 4,249 万 1,000 円、率にして 5.1%の増となっており、統一地方選挙に伴う会計年度任用職員数の増、定期昇給に伴う増が主な要因であります。

2 の扶助費であります。対前年度比 1,675 万 8,000 円、0.8%の減であり、児童数の減少に伴う児童手当の減、子ども医療費扶助の減が主な要因であります。

4 の物件費であります。対前年度比 1 億 1,652 万 1,000 円、5.0%の増であります。地球温暖化対策推進委託料の増や労務単価の上昇に伴う工事費や委託料の増、燃料費、電気料の増が主な要因であります。

6 の補助費等であります。対前年度比 3,036 万 3,000 円、1.6%の増であります。新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給補助金や選挙運動用公費負担金の皆増、企業開発促進補助金の増が主な要因であります。

8 の貸付金であります。対前年度比 2,539 万 2,000 円、5.0%の減であります。忠類振興公社貸付金の皆減、工業団地取得資金貸付金の減が主な要因であります。

12 の投資的経費であります。対前年度比 3 億 9,940 万 7,000 円、19.4%の増であります。令和 4 年度は繰越事業として実施した、あかしや南団地建て替えに係る工事費の皆増、保健福祉センター長寿命化工事の皆増が主な要因であります。

以上で、歳出性質別内訳についての説明を終わります。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてであります。歳入の説明などのほか、歳出につきましては、11 ページから具体的な積算基準等を掲載しております。

また、21 ページから 24 ページまでは主な投資的経費について一覧にしております。

個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきますが、ご参照いただければと思います。

次に、25 ページからは地方債の借入状況、35 ページ、36 ページは債務負担行為を掲載しております。

また、37 ページ以降につきましては、各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑のある方はいらっ
しゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 予算積算基礎につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもっ
て終了させていただきます。

次に、1 款議会費の審査を行います。

1 款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） はじめに、一般会計予算書の 1 ページをご覧いただきたいと思います。
令和 5 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167 億 7,106 万 8,000 円と定めるものであり
ます。

同条第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」
によることとし、次の 2 ページから 8 ページまで、それぞれ定めるものであります。

第 2 条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細については後ほど説明いたします。

第 3 条は、地方債について定めるものでありますが、こちらも詳細については後ほど説明いたしま
す。

次の第 4 条では、一時借入金の借入れの最高額を 20 億円と定めるものであります。

それでは次に、9 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為であります。

事務用パソコン購入から教育用 ICT 機器購入までの 5 事業であります。いずれも北海道市町村備
荒資金組合を通じて導入をするもので、令和 6 年度から 9 年度までの 4 年を期間といたしまして、元
金とその利息の合計額についてそれぞれ限度額を設定するものであります。

次に、第 3 表、地方債であります。

本年度は、一番上の中当近隣センター改修事業から、12 ページになりますが、一番下の臨時財政対
策債まで合計 66 事業に 13 億 8,690 万円を限度額といたしまして地方債を起こすものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算、1 款議会費の説明に入らせていただきます。

46 ページをお開きください。

予算書の一番右側、説明欄にはそれぞれ二重丸で示されております事業名が記載されており、その
事業運営に要する費用について各節ごとに記載しております。

説明につきましては、一般会計及び特別会計ともに主要な事業のみの説明とさせていただきますの
で、よろしくお願ひいたします。

それでは、1 款議会費についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費 9,462 万円。

本目は、議会運営に要する経費であり、説明欄の上から 3 番目、議会議員活動推進事業 971 万 3,000
円につきましては、10 節需用費で、次のページになりますが、細節 30 議会だよりの発行に要する印
刷製本費及び 12 節委託料の会議録反訳委託料等が主なものであります

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 1 款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって
終了させていただきます。

次に、2 款総務費の審査を行います。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 48 ページをお開きください。

2 款総務費についてご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 億 3,995 万 6,000 円。

本目は、役場庁舎の管理運営に要する経費で、総務一般管理事務事業 2,786 万 6,000 円は、11 節役務費の郵便料、電話料、12 節委託料の顧問弁護士委託料、広報配送委託料が主なものであります。

49 ページをお開きください。

説明欄一番下の会計年度任用職員給料等支払事務事業 4,401 万 5,000 円は、会計年度任用職員の一般事務補助員のフルタイム 2 人分とパートタイム 16 人分の給料及び報酬が主なものであります。

51 ページをお開きください。

中段の庁舎維持管理事業 5,128 万 4,000 円は、役場庁舎の管理に係る光熱水費や管理、清掃、警備等の委託料が主なものであります。

52 ページになります。

2 目広報広聴費 1,127 万 5,000 円。

本目は、広報紙の発行やホームページの保守等に要する経費であり、広報事務事業 1,123 万 9,000 円につきましては、10 節需用費のうち、次の 53 ページになりますが、細節 30 の広報まぐべつの発行に要する印刷製本費及び 12 節委託料のホームページの保守点検委託料等が主なものであります。

3 目財政管理費 225 万 1,000 円。

本目は、財政事務に要する経費であり、財政事務事業の 10 節需用費の予算書作成に係る印刷製本費や 12 節委託料の財務諸表作成支援に係る業務委託料、公会計システムの保守点検委託料が主なものであります。

54 ページになります。

4 目会計管理費 133 万 4,000 円。

本目は、会計事務に係る経費であり、10 節需用費は決算書の印刷製本費、13 節使用料及び賃借料は、本年度から公金支出に係るデータ伝送回線の移行に伴う銀行取引用回線利用料、17 節備品購入費は伝送用パソコンの購入費用などが主なものであります。

5 目一般財産管理費 1,016 万 5,000 円。

本目は、札内中央会館及び旧緑資源公団事務所などの管理経費で、10 節需用費は施設利用に伴う光熱水費、次の 55 ページになりますが、12 節委託料は清掃などの管理委託料、13 節使用料及び賃借料は、56 ページになりますが、細節 22 公共施設予約システム使用料は、コミュニティセンターや体育施設など 29 の公共施設の利用予約をインターネットを介して行う公共施設予約システムの利用料であり、本年 7 月から運用開始を予定しております。

6 目札内コミュニティプラザ管理費 2,519 万 5,000 円。

本目は、札内コミュニティプラザの維持管理経費であります。

10 節需用費の電気料などの光熱水費や、12 節委託料の管理業務に係る委託料が主なものであります。

57 ページをお開きください。

7 目近隣センター管理費 9,045 万 7,000 円。

本目は、46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセン等の管理運営に係る経費であります。

12 節委託料は、58 ページにわたりますが、各コミセンの管理業務に関わる委託料、14 節工事請負費は中当近隣センターの改修工事に係る経費、18 節負担金補助及び交付金は、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

8 目庁用車両管理費 766 万 6,000 円。

本目は、役場本庁の集中管理車両 21 台、忠類総合支所管理車両 8 台の合計 29 台の車両維持管理費用であります。

59 ページをお開きください。

9 目企画費 373 万 7,000 円。

本目は、町の施策の総合企画広域行政等に係る費用であります。

主な事業といたしましては、60 ページになりますが、説明欄上から 2 番目、創生総合戦略審議会運営事業 25 万 8,000 円であります。まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンに基づく施策の実施状況などを審議するため、審議会委員 20 人分の報酬及び旅費を 2 回分計上しております。

次の、行政改革推進委員会運営事業 9 万 7,000 円は、第 4 次行政改革大綱後期推進計画の実施状況などを審議するため、審議会委員 15 人分の報酬及び旅費を 1 回分計上しております。

61 ページをお開きください。

10 目協働のまちづくり支援費 9,302 万 3,000 円。

本目は、協働のまちづくりの推進などに要する経費であります。

主な事業といたしまして、町内会等活動支援事業 2,447 万円は、18 節負担金補助及び交付金のうち、細節 5 の町内会活動支援交付金として、地域の活動主体である町内会の活動の支援に要する交付金を計上しております。

62 ページになります。

協働のまちづくり支援事業 1,000 万円は、快適で豊かなまちづくりのため、町内会等が取り組む各種事業を支援する協働のまちづくり支援事業交付金を交付するものであります。

一番下のマイホーム応援事業 5,380 万円は、次の 63 ページにわたりますが、定住対策として町内にマイホームを取得した世帯に対して、費用の一部を補助するマイホーム応援事業補助金を交付するものであります。

63 ページをお開きください。

結婚新生活支援事業 390 万円は、若年の新婚世帯に対する経済的支援として、これまで夫婦ともに 39 歳以下の場合に 30 万円を上限に新生活に係る住宅費用や引越費用等を補助してまいりましたが、国の制度拡充に伴い、さらに夫婦ともに 29 歳以下の場合には上限を 60 万円に引き上げて補助するものであります。

11 目支所出張所費 179 万円。

本目は、札内支所及び糠内、駒畠各出張所に係る経費で、10 節需用費のほか、11 節役務費の電話料、12 節委託料の POS レジスター及び番号発券機の保守点検に係る委託料が主なものであります。

64 ページになります。

12 目総合支所費 1,089 万 5,000 円。

本目は、忠類総合支所の管理運営に要する経費であります。

地域住民会議運営事業 56 万 2,000 円は、忠類地域住民会議の委員報酬 15 人分及び旅費等であります。

次の、忠類地域魅力発信事業 140 万円は、交流人口の拡大や地域の活性化を図るためのイベント、環境整備等に要する費用について補助するものであります。

65 ページをお開きください。

13 目防災諸費 2,116 万 5,000 円。

本目は、防災及び減災等対策に要する経費であります。

地域防災対策事業 1,064 万 1,000 円は、66 ページにわたりますが、防災対策を図る上で必要な経費を計上しており、主な内容としましては、防災会議の開催や防災マネージャー 1 名に係る費用のほか、次の 67 ページになりますが、12 節委託料は中小河川の洪水浸水想定区域を反映させたハザードマップ等の更新委託料が主なものであります。

下段の防災情報機器管理事業 811 万 7,000 円は、防災行政無線の維持管理に要する費用のほか、全

国瞬時警報システムの保守点検に要する費用が主なものであります。

68 ページになります。

14 目交通防犯費 1 億 5,553 万 2,000 円。

本目は、交通安全対策、防犯対策、及び地域公共交通対策に要する経費であります。

交通安全対策事業 2,605 万円は、交通安全推進員 1 名に係る費用のほか、次の 69 ページ下段になりますが、12 節委託料は交通安全指導員 33 人分の交通安全指導に伴う委託料であります。

70 ページになります。

中段の防犯対策事業 7,444 万 9,000 円は、防犯灯の維持に要する費用が主なもので、10 節需用費は電気料のほか防犯灯などの修繕料、13 節使用料及び賃借料は LED 化した防犯灯のリース料であります。

下段の地域公共交通活性化事業 620 万 3,000 円は、次の 71 ページになりますが、地域公共交通活性化協議会の運営に係る補助金で、地域公共交通計画の策定、コミュニティバスのダイヤ改正に係る停留所の更新及び時刻表の作成に係る費用であります。

次の、コミュニティバス運行事業 1,674 万円は、コミュニティバスの運行に係る事業者への補助金であります。

次の、予約型乗合タクシー運行事業 579 万 4,000 円は、予約型乗合タクシー駒畠線、古舞線の運行に係る事業者への補助金であります。

次の、地方バス路線維持対策事業 2,629 万 6,000 円は、地方バス路線運行の維持に要する補助金であります。

(10:34 野原委員退席)

(10:35 野原委員着席)

15 目職員厚生費 1,385 万 9,000 円。

本目は、職員の福利厚生及び研修に係る経費であります。

職員健康管理事業 939 万円は、1 節の産業医報酬をはじめ、72 ページになりますが、11 節役務費は職員と会計年度任用職員に要する人間ドック手数料と健康診断手数料であり、合計 652 人分を計上しております。

12 節委託料の職員ストレスチェック委託料は、職員のメンタルの不調を未然に防止するためのアンケート調査やその分析を委託するものであります。

次の、職員研修事業 446 万 9,000 円は、8 節旅費の自治大学校や市町村職員研修センターでの研修旅費、12 節の専門講師を招いて行う委託研修が主なものであります。

16 目公平委員会費 3 万 2,000 円。

本目は、公平委員会開催に係る経費であります。

73 ページをお開きください。

17 目諸費 2 億 1,816 万 2,000 円であります。

諸費事務事業 408 万 6,000 円については、18 節負担金補助及び交付金の細節 30 勝町村会負担金が主なものであります。

次の、表彰事務事業 112 万 8,000 円は、表彰者選考委員会委員への報酬や表彰記念品が主なものであります。

74 ページになります。

情報公開・個人情報保護審査会運営事業 6 万 8,000 円は、審査会開催に係る経費であります。

次の、ふるさと寄附返礼品贈呈事業 2 億 1,269 万 3,000 円につきましては、本年度は 4 億円の寄附金を見込み、これに係る経費を計上しております。

7 節報償費のふるさと寄附に係る記念品、12 節委託料は、次の 75 ページになりますが、ふるさと寄附の受付から記念品の配送業務等に係る委託料、13 節使用料及び賃借料のふるさと寄附サイト利用

料が主なものであります。

次の、指定管理者選定事務事業 18 万 7,000 円は、忠類診療所、札幌スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの指定管理者の選定委員会開催に要する経費であります。

18 目基金管理費 2 億 1,849 万 8,000 円。

本目は、各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであり、基金管理事務事業の 24 節積立金、細節 3 のまちづくり基金積立金はふるさと寄附金を、細節 4 の森林環境譲与税基金積立金は森林環境譲与税をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

76 ページになります。

19 目電算管理費 1 億 1,619 万 9,000 円。

本目は、電算管理及び処理業務に係る経費で、電算機器管理事業の 10 節需用費は各種納付書などの印刷製本費が主なものであり、12 節委託料の細節 6 は総合行政システムに係るソフト保守点検、細節 9 電算システム運用委託料はパソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

77 ページをお開きください。

細節 11 は、情報セキュリティ対策強化のため、北海道と市町村が協力して構築したセキュリティクラウドの保守点検に係る費用であります。

17 節備品購入費は、細節 2 の事務用パソコン、細節 3 の総合行政情報システムに係る経費が主なものであり、北海道市町村備荒資金組合に対する償還金であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 5 中間サーバー利用負担金は、マイナンバーの情報連携に関わる国と地方公共団体の情報授受の仲介の役割を担う中間サーバーの運用に係る共同利用負担金を地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

78 ページになります。

20 目地域おこし協力隊推進事業費 2,063 万 9,000 円であります。

本目は、地域おこし協力隊の募集及び隊員の活動に係る経費を一括して計上しているものであります。

地域おこし協力隊につきましては、現在活動中である 3 名に加え、今年度、新たに空き店舗等を活用した市街地活性化の取組に対し 1 名を採用する予定であり、計 4 名分を計上しております。

79 ページをお開きください。

21 目地方創生推進事業費 180 万円。

本目は、地方創生推進交付金の対象予定であります事業に要する経費であります。

UIJ ターン新規就業支援事業 130 万円は、令和 2 年度からの継続事業であり、東京圏から就業を伴う本町への移住者に対して移住支援金を交付するものであり、1 世帯分を計上しております。

80 ページになります。

新生活様式を踏まえた公共交通を活かした地域活性化事業 50 万円は、令和 3 年度からの継続事業で、十勝総合振興局と管内全ての市町村で行っている事業であり、観光客や移住希望者の誘導に向け、バス周遊券と観光施設利用券のセットをオンラインで購入できる交通旅行商品の実証事業などに要する経費のうち、本町における負担分について計上しております。

2 項徴税費、1 目税務総務費 257 万 1,000 円。

本目は、徴税事務に要する経費であります。

税務総務事務事業 251 万 1,000 円は、徴税事務に必要な経費について計上していますが、18 節負担金補助及び交付金は、次の 81 ページになります。

十勝圏複合事務組合負担金（滞納整理機構）への負担金及び地方税共同機構への負担金等が主なものであります。

次の、固定資産評価審査委員会運営事業 6 万円は、固定資産評価審査委員会 3 人分の委員報酬及び旅費であります。

82 ページになります。

2 目賦課徴収費 4,002 万 2,000 円。

本目は、町民税等の賦課徴収事務に要する経費であります。

主なものといたしましては、11 節役務費、細節 19 コンビニ等収納手数料はコンビニ収納及びスマホ決済に要する 1 件 60 円の手数料であり、延べ 3 万 2,000 件の利用を見込んでおります。

12 節委託料は、各徴税の賦課徴収業務に関わる経費であります。

83 ページをお開きください。

22 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

84 ページになります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 2,548 万 8,000 円。

本目は、戸籍及び住民登録、マイナンバー等の事務に要する経費であります。

1 節報酬から 4 節共済費までは、本年 1 月から札幌内コミュニティプラザで開設しているマイナンバーカード特設窓口等を引き続き設置するため必要となる会計年度任用職員に係る人件費や、12 節委託料は、次の 85 ページになりますが、細節 9 戸籍電算システム改修委託料は、今後予定されている戸籍に読み仮名を記載するためのシステム改修に要する改修委託料、17 節備品購入費のうち、細節 1 戸籍電算システムは、令和元年度に更新した戸籍電算システムに係る備荒資金組合への支払経費が主なものであります。

86 ページになります。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 48 万 2,000 円。

本目は、選挙管理委員会開催に係る経費であります。

2 目知事道議選挙費 1,672 万 1,000 円。

4 月 9 日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙に係る経費であり、4 月 1 日から 9 日までの費用について計上しております。

88 ページをお開きください。

3 目町長町議選挙費 3,178 万 7,000 円につきましては、4 月 23 日執行の幕別町長選挙及び幕別町議会議員選挙に係る経費であり、次の 89 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金、細節 5 選挙運動用公費負担金は、今回の選挙から導入いたします選挙運動用ビラやポスターなど、選挙公営に係る費用を計上しております。

参議院議員選挙費については、廃目であります。

90 ページになります。

5 項 1 目統計調査費 143 万 7,000 円。

本目は、統計調査に係る事務的経費であり、本年度は住宅・土地統計調査が実施される予定となっております。

6 項 1 目監査委員費 257 万 9,000 円。

1 節報酬の監査委員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 3 件質問させていただきます。

ページで言いますと、1 点目が 59 ページ、1 項の総務管理費、目は複数にまたがっているので、企画費をはじめとした質問になると思います。

各種委員会の委員報酬がいろんなところに計上されております。さきの一般質問では、38 機関で 524 人の委員の方が参加されているということでした。公募枠も含めた各委員会の構成状況については一

部説明がありました。ここで年齢比について伺いたいと思います。また、公募条件におおむね 75 歳までの方と記載されておりますが、その根拠について説明をお願いします。

2 点目が、61 ページの 1 項総務管理費、10 目協働のまちづくり支援費、町内会等活動支援事業の中から質問させていただきます。新年度予算の事業費が増額されておりますが、この積算根拠について伺います。

3 点目が、62 ページ、同じく総務管理費で 10 目の協働のまちづくり支援費、協働のまちづくり支援事業交付金のところなのですけれども、町内会活動費に関連しますが、支援事業は住民と協働してまちづくりを行う事業の一つであります。これを推進するために必要な事項を検討していくのが協働のまちづくり検討委員会というものがあります。検討委員会の要綱の中で、委員は公区長の中から町長が指名するとしております。公区長の表記は今後変更されるのではないかと思います。変更後も委員は町内会長の中から指名するということにとどまるのでしょうか。それとも、町内会長に限定せずに見直しは考えのでしょうか。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私の方からは、附属機関の委員の年齢比ですね。ただ、手元に持っておりますのは、おっしゃっていただいた 38 附属機関のうち、女性委員の年齢比で申し上げさせていただきたいと思いますが、3 つの区分に分けておりまして、39 歳以下が 9.6%、40 歳から 59 歳が 50.3%、60 歳以上が 40.1%というような割合になっております。

それから、年齢をおおむね 75 歳ということで当初設定させていただいたのは、できるだけ若年層の方というか、若い方にもぜひまちづくりに参加をしていただきたいということの思いの中で設定したものでございます。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） まず、1 丁目、町内会活動支援交付金の関係でございます。

今回、事業費が増額になった理由でありますけれども、先般、行政区設置条例改正に伴いまして、今後、町内会という名称に一本化するということで、これまでの交付金の支給の項目についても見直しをさせていただきまして、今回、世帯数と、あとは広報紙の配布数に応じた支給をするということに見直しをする予定でございます。その中で、これまで市街地の配布単価 1,000 円だったところを 1,200 円に増額した部分と、あとは広報紙の配布につきましては全世帯への配布を基本として各町内会にお願いするということになりますことから、その分を見込んだ増額となります。

それから、2 丁目の協働のまちづくり検討委員会の構成につきましてですけれども、これまでは公区長を町長が指名するというような要綱であります。ここの部分につきましても、当然、町内会、これまで公区長という表記があった部分については、町内会長とするのか、あるいは町内会から選出された方とするのかという部分については、ただいま検討しておりますけれども、いずれにしても、町内会からの意見を広く吸い上げるような、そういった仕組みを考えております。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1 丁目から順番に聞いていきます。

これまでも附属機関についてはいろいろ議論されてきてまして、女性委員の参加ですとか、あと若年層にも多く参加してほしいということで、様々な委員で構成されることが幅広い意見を吸い上げるということで、そういう場になるのが望ましいのですけれども、一方では成り手不足という現状があるかと思います。その中で、本町においても 65 歳以上の高齢化率が本当に進んでおります。第 6 期幕別町総合計画には、明るい長寿社会の実現として、高齢者が自分の能力や経験を生かして積極的に参加できる場を提供すると書かれております。年齢については個人差がありますし、これを決めたときから時間も経過していきまして、社会情勢も変わってきていると思うのですけれども、何よりまちづくりに参加したいという強い意欲のある人に対して、制限は設けるべきではないのではないかなと思いますが、この点についてお考えをいただきたいと思います。

2つ目が、説明いただきました、差額分は今回から広報紙の配布が増えていくことですか、そういうことが見込まれた金額になっていると思うのですが、今回、公区運営費と公区長報酬が合算されて一本になって町内会の会計に入るようになりました。交付基準も変わりましたし、これまで公区長報酬に相当する額、これもお金の流れが変わったというか、町内会の実態に合わせて対応していくということになったと認識しております。ただ、今後は各町内会の定期総会で報酬の扱いや運営費の使い方について決めていく流れになっておりますが、スムーズに決まっている町内会もあれば、かなり困惑している町内会もあるとお聞きしています。このようなことから、町内会活動支援交付金に関わっての相談はあったのかどうか、まず伺いたいと思います。また、今後も含めてそういった交付金に関する相談があった場合、どのような対応策みたいなものを考えているのか、お聞きしたいと思います。

3点目、町内会、町内会長が基本的にやっていくということは何の異論もないのですが、町内会の中で会長に限定しないで、幅広く意見が反映されるようになればいいかということなので、その中に公募枠を設けるとかというのも選択肢の一つとして考えてほしいなと思って、最初質問をさせていただきました。ちょっとこの件に関しては、この事業は地域コミュニティの活動を推進するためにすごく重要な事業になってくると思っているのですが、なかなか活用が広がっていないのですね。周知方法が改善しなければならないということもあるのでしょうか、より活用されるためには運営費の一部、町内会の運営費の一部を、こうした事業に充てられるような町内会の体制づくりが必要だというふうに思ったのです。というのは、協働のまちづくり支援事業というのはメニューもたくさんあるのですが、1分の1の交付ではなくて、2分の1の交付だとか3分の2の交付だとか、一部、町内会が捻出しなければいけないような事業が結構あるのですね。そうしたときに、あらかじめ町内会の中の会計の中に使えるような体制というか、特別会計みたいなもので積み上げていかなければならないなというふうに思ったのですが、結局はこの会計というのは町内会がするものだと、考えることだと思うのですね。ちょっとごめんなさい、長くなって。それで、町として活用に向けての取組として、この協働のまちづくり検討委員会などで、そういった実際の運用だとか周知についても、今後議論が進むように考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私の方からは、附属機関委員の年齢をおおむね75歳以下としている点について、今年度も令和5年度に改選を迎える委員の公募をしていただいた方の選考を行った選考委員会の中で、こういったおおむね75歳以下とすることはどうなのだろうということで、意見として委員会の中で出ておりますので、今後この点については検討してまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） まず1つ目、今後、町内会活動支援交付金として一本化するに当たって、それぞれの、これまで公区ですが、今後、町内会から相談があったかということでございます。こちらに関しましては、昨年11月に開催しました公区長会議の中でも、今後そういったことについて不安があるということで事前の周知をお願いしたいという声もありまして、1月号の広報紙に、まず今後、仕組みが変わるということを広報しております。その後、幾つかの公区からお申出をいただきまして、出前講座については2つの公区からお申出があって、実際実施をしております。そのほか、個別にご相談いただいたところでは、4つの公区からご相談をいただいております。今後、運営費の町内会での運用方法につきましては、当然それぞれの町内会のお考えがあって、それぞれの組織に合った運用方法というのがあると思いますけれども、どうしてよいか分からないといったご相談もありましたので、そういった部分については、ほかの団体の運用の例などもお示ししながらご相談に乗っているということでもあります。

それから、協働のまちづくりの関係でございまして、こちらの部分につきましては周知が不足しているというご指摘でありまして、これまで公区長会議の場で、資料の中でその制度内容についてはお示

しをしているところであります。今後、広く町内会で活用をいただけるような形というのは、今後それぞれの町内会の自主性という部分がさらに進化していくと思いますので、そういった声はお聞きしながら、なるべく活用のしやすい事業となるよう、今後、開催します町内会連絡会議の場ですとか、あるいは通常においても、そういったご要望があれば、そういったものをまとめて適切な事業となるよう考えてまいりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1つだけ質問させてください。

2つ目の公区長の報酬に相当する額の扱いなのですが、私が何かいろいろ聞いたところによると、広報紙でも周知とかしているのですが、あまり内容が詳しくなくて、例えばベースになるような金額といいますか、基準というものがあれば、ちょっといいという声もあるのですが、ベースになるような金額というのは、従来のような、だけど、これは公区ごとに実情によって違うことにはなるのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） それぞれの運営費の在り方につきましては、やはり自主性という部分がありますので、それぞれの町内会によってその内容についてはばらつきがあります。こちらといたしましても、ご相談を受けた際には、いろいろな町内会の決算資料などもいただいておりますので、そうした中からモデル的なものをお示しして、よりその町内会に合った運用の仕方ということでお話をさせていただいているところであります。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） では、モデル的なものをお示ししながら、より丁寧に説明してほしいと思います。

今回、いろんなことが新しくスタートするわけなのですが、未加入世帯への広報紙の配布については、町内会長ですとか副会長ですとか部長ですとか、いろんな新たな役回りで工夫して動いておられる町内会もあります。ということで、まだまだ理解されていないことも多いと思いますので、引き続き丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 答弁はよろしいですか。いいですね。

審査の途中ですが、この際 11 時 10 分まで休憩いたします。

11 : 02 休憩

11 : 10 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（「関連」の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 協働のまちづくり支援事業交付金について、関連で質問させていただきます。

要綱には、先ほど政策推進部長のお話にもあったとおり、住民の方と行政が一体となってまちづくりを進めるということで、各種事業が展開されています。毎年 1,000 万円ほどの予算がついて、この間運用されてきていますが、過去 3 年間の実績を見ますと、やはり地域内での排雪機械の導入や地域内排雪についてが一切利用されていない現状がうかがえます。この問題について毎年のように取り上げているのですが、検討委員会でお話されているとは思いますが、今後どのように考えていますか。

さらに、新しいメニューやその方法についてお聞かせ願えますか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 協働のまちづくり支援事業の利用されていないメニューについてです。

特に、除雪の関係などにつきましては、福祉除雪といった部分も含めまして、今後、除雪困難者の

洗い出し、それから支援体制等についてどのように進めていくか、間もなく春になりますので、次の降雪シーズンまでにそのあたりは体制を整えられるよう、今後検討してまいります。

また、それ以外のメニューにつきましても、今後、町内会代表者会議などでも様々な意見をいただいたりですとか、あとはふだんご相談いただくような内容から事業内容を組み立てまして、この検討委員会の中でも、さらに協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 特に、検討委員会でお話しされて決まるというお話なのですが、やはり住民の方から、この制度もう少し何とかならないのかという声があるのです。検討委員会の役割は、そこを踏まえて行うべきというのはあるのだと思うのですが、なかなかそういったものが反映されていないために、こういった状況が続いているのかなというふうに想像させていただきました。

特に、内山委員が12月に一般質問でありましたが、登録団体が機械除雪で支援がされるようにもなりました。そういった団体から、手作業でも認めてほしいというような声もあります。メニュー表を見ますと、公区を複数公区というふうに限定されていたり、公区等というように緩和されていたり、いろいろやられていると思うのですが、なかなかその辺も進んでいないような気がしますので、ぜひ住民の声、利用されている方の声を聞いて、もっと利用できるような体制等をぜひ考えていただきたいと思います。特に手作業での雪かき支援を何とかならないのかという声がありましたが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長

○住民課長（本間 淳） 手作業の除雪作業につきましては、前回、要綱の見直しをした際には、その部分含めておりませんでしたけれども、今後、その部分については含めていくような考えを持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の公区の在り方についていろいろ議論されているところですが、協働のまちづくり運営事業について、ちょっと質問させていただきたいな、要望を申し上げたいなというふうに思うのです。

私も2年前に自分の居住地域の公区長をやる中では、この協働のまちづくりの様々な事業をどのようにしていくかということでは、非常に立派な事業もたくさんあるものですから、有効に使いたいということで努力をしてきた、そんな経過があります。

出前講座については、先ほど2つの公区がというようなお話がありましたけれども、そのうちの1つが私どものところで、私が公区長になって真っ先にやったことは、役員会議の冒頭に、どんな事業があるのかということを役員会でちゃんと知らせるということ、町職員の方の口でもって、説明でもって役員に理解させようと、してもらおうというふうに思ったということ、そんなことがありました。このことは、結構、有効な手だてとなったのではないかなというふうに思います。その後、幾つかの事業において活用をすることができました。

そして、今回の公区制度が町内会ということになっていく、このことについても既に役員会で説明が終わっていて、どのように町内会をつくるか、町内会長の手当などについても、そのことがあったこともあって、円滑に自主的に決めることができていたりするのです。

要望したいことというのは、そういう機会が、役場職員の、現場の方の口によって公区、町内会に伝えていく、そういった機会があるのだということを広めていただきたいな、そのように思っています。

各公区、公区長会議で説明を受けましたよとか、ホームページに出ていますよということの中では、十分な理解がしづらいのだというふうに思うのですよ。さらに、そこに現場職員の説明によって理解を深める、出前講座という章があるし、ほかにもいろいろあるのだと思うのだけれども、役場職員の

方から積極的に出て行ってもらいたい、このことを要望したいと思いますが、そういったことの考えはどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 確かに広報紙での説明、それから昨年秋の公区長会議での説明という部分では、なかなかこちらからお伝えすることが伝わり切らなかったという実感はございます。ただ、全部の町内会に出向いて説明をするということは、なかなか難しいところでありまして。毎年春に、3月中、今月中でありますけれども、行政区内の世帯数調査ということで、各町内会に文書をお送りしまして、広報紙の配付数などを確認する作業がございます。

その中で、今後の町内会の運営等について、今現在もそうですけれども、何かお困りごとがあれば、そういった部分でお申出をいただくような、そういったことも考えておりますし、町内会の代表者会議の中でも、そういったお声があれば、またこちらからその都度出向いてご説明をさせていただきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今のご答弁の中で気になったのは、私は全部の公区に出かけて行きなさいということを申し上げたつもりは一つもないのだけれども、そういったような言葉が答弁の中にあってしまうということは、これは難しいことなのだというふうに考えていらっしゃるのかなというふうに取ってしまうのですよね。

いろいろ試行錯誤している公区があって、どうしようかというふうに、するに当たっては、役場職員の方に相談すればいいのだということを積極的に出してほしい、私の希望はそこにあります。窓口はここにあるのだよということをしてもらう。

私は自治体の方でちゃんと周知をしないのが駄目なのだなんていう、そういう考えは全然持っていないです。どちらにも責任があるのだと思う。

聞く側の住民も、どんな構えで聞いているかということもあるものだから、全部が自治体職員の周知の仕方が悪いなんていう考えは全然なくて、双方、それぞれいい活動ができるように、相談の窓口としてちゃんと役場があるのだということを、明らかにしてもらいたいなということが、私の望みです。

もう一度聞きますが、私の今の願いに対する答弁はどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 公区の在り方について、昨年度12月16日、協議会で、公区の在り方についてご説明させていただきました。そのときに、議員の皆さまから、丁寧な説明をしてあげてほしいという意見をいただきました。それで、広報1月号に、行政区の在り方について記事を書けるに当たって、丁寧な説明をするために、見開きの2ページほどで何とか収めて説明をしようと思ったのですが、全員協議会の資料、7ページ、8ページありました。冒頭、長々のご説明させていただいたのですが、あれぐらいのボリュームになってしまって、それを2ページに収めると、文字だらけになってかえって分かりづらいということで、結果的には、A4の半分の大きさに、イラストを入れてポイントだけでお知らせをさせていただきました。

この記事を書けるに当たって、果たして分かりやすいかどうか、きちんと伝わるかどうかということ、町の会計年度職員さんたくさんいらっしゃいますので、その方に原稿の記事を見せて、分かるかどうか、率直な意見をお聞きしたところ、今の公区が新しくこう変わるということ、そもそもこういう状態になっていることすら知らなかったという意見がありました。ポイントとしては、お金の問題と、公区という呼び方が変わるよということなのですから、その方の意見としては、私はこの記事どうでもいいと、もっと違うことが載せることあるのではないかという意見が結構ありました。

この意見を聞いて、正直に答えてくださいと言ったので、その答えが返ってきたのですけれども、ちょっと衝撃を受けまして、こちらは丁寧に説明したいなと思っているのですが、そういう情報は要らないという一般の方もいらっしゃって。公区長会議の議事録をもう一度読み直して、確かに公区長

さんは困っておられました、丁寧に説明してほしいと。ある公区長さんは、「これを機に全部の公区に町内会で統一してはどうか」と役場の方から言ったらどうだというような意見もありました。これを見て、本当に困っているのは、公区長さんとか役員さんにやっぱり説明しなければいけないのだろうなというふうに感じておりました。ターゲットは役員さんなのだろうなというふうに思いました。

実際に、出前講座ですとか、問合せも来ておりますので、今後、公区長さん、役員さんにそういうお話があれば、積極的に出向いて説明をさせていただきたいなと思っておりますので、ご理解の方をお願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

では、次に質問のある方。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点、質問いたします。

1点目、71 ページ、14 目交通防犯費、26 節公課費、18 負担金補助金及び交付金、3 コミュニティバス運行費補助、ここのところについて質問をいたします。

コミバスにつきましては、運行改正などこの間されてきておりました。月 1 回、毎月 1 日は無料、ここになると、利用者が本当に増えております。回数券の発行など、改善されてきたのですが、まぐバスでは、郵便局を停留所にしてほしいという要望ですとか、便数を増やしてほしい、こういう要望が出されております。また、忠類地域では、このコミバスというのがありませんので、高齢により免許証を返納したくても、交通手段がなくて免許証を返納できない、また農村地域では、繁忙期になると忙しくて子どもたちに送迎を依頼するというのがはばかれる、こういう声が出されております。

それで、提案なのですが、週 1 回程度、こういうコミバスの運行などで、役場とか診療所、それから郵便局、JA ですとかアルコなど、高齢者の方の利便性を図るために、このような手だてを取ることができないのかどうか、お聞きをいたします。

もう一点、86 ページ、89 ページに関わって、2 目の知事選挙、町長町議選挙の 18 節負担金補助金及び交付金、コミュニティバス利用者助成、ここに関わるかなと思うのですが、期日前投票の利用者の利便性を図るということで、一人でも多くの住民が投票により自分の意思が行政に反映されるという、そういう意味でも、多くの方が投票行為に関わるということは大事だと思います。

それで、士幌町では、期日前投票を行うということで、投票箱や記載台を設置したジャンボタクシーで有権者の自宅を訪問する、こういう手だてを取っております。そういう利便性を図ることが幕別町としてできないのかということが 1 点です。

また、今、投票所で靴を脱いで投票すると、そのことに高齢者ですとか障がいのある方が、大変不安を感じているということで、今、靴を脱いで投票をする投票所が何か所か、それから靴を脱がなくても投票できる投票所は何か所か、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問の 1 点目、コミュニティバスに関してお答えいたします。

ご意見としては、1 つが、幕別地域、まぐバスの停留所、郵便局の近くに停留所を設けてほしいというお話と、便数を増やせないかというようなご質問だったと思います。それから、忠類地域で今コミュニティバスが走っていませんので、週 1 回程度運行できないのかというご質問、ご要望だったというふうに承知をしております。

現在、まぐバスについては 1 日 5 便走行しておりまして、郵便局から一番近いバス停となりますと、北洋銀行前が一番最寄りのバス停ということになるかと思います。郵便局の近く、高齢者の方にはちょっともしかしたら遠いとお感じになられる方もいらっしゃるかと思いますけれども、バス停の位置、それから路線の便数等ご要望については、随時交通防犯係で受け付けておりますし、あと新年度については、前回のダイヤ改正から 5 年が経過しておりますので、乗り継ぎの利便性とかバス停の

位置とか、改良できるところは改良したいと思っておりますし、それから住民の方に対してアンケート調査等を行って、まくバス、それから札バスの利便性向上に向けてご意見を伺っていきたいというふうに考えております。

忠類地域について、現在コミュニティバス等は走っておりませんが、忠類地域についても新年度への住民の方からアンケート調査等を行って、地域公共交通計画の策定に向けて作業を進めていきますので、こういった対応ができるか、今後の公共交通計画の策定の際に、その辺のご意見があれば、考慮しながら協議会で協議をして作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 私の方から、投票所の関係でございますけれども、期日前投票、本町では3か所設けておりますけれども、この3か所については、いずれも土足で投票ができる環境でございます。当日につきましては、23投票所でございますけれども、この3か所以外を除く20か所は靴を脱いで投票をしていただくような投票所となっております。

それから、報道等でもあった他町での移動支援につきましては、今後に向けて投票所の再編にしまして協議を行っていくということを、選挙管理委員会の中でも協議しております。

土足化も含めて、そういった投票所の再編の中で協議をしてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 見直しをしていく、そういうことを重ねていく中で、コミバスの運行の改善もされてきているということは承知しております。

そういうことも踏まえまして、より多くの町民の方々に、この利用の状況をお知らせするとともに、改善していくということがコミバス運行、それから利用の改善につながっていくと思いますので、さらに利用されている方の声を多く聞きまして、改善していくことによりまして、住民の周知、それから様々な意見もこのコミバスの運行に反映されていくと思いますので、ぜひ改善を進めていく、そのことを求めます。

また、忠類地域なのですが、本当にここの地域の方々から、地域が広いですから、農村の方になりますと、特に車がなかったら本当に自宅に閉じ籠もってしまう、そういう状況にもなってしまうということで、この公共交通の忠類地域での運行を求める声が非常に大きいと私は思っておりますので、早期にこの改善を求めていっていただきたいというふうに思います。

それと、投票所の関係なのですが、投票所の土足で投票できるというのは、ずっと改善を求めてきております。それで、いまだにまだ20か所も靴を脱がなければ投票できないということでは、高齢になると、本当に靴の脱いだりというのは時間がかかるですとか、そういうことでなかなか投票所に足を向けるのがはばかれるという状況もありますので、ここのところの改善は急がれると思いますので、ぜひ、できれば今回の投票のときにできるような、そういう手だて、まだ時間ありますからできるのではないかと思いますので、早期の改善を求めていきたいと思います。

また、期日前投票ですが、これは3か所はその場所に自分で行かなければなりませんね。そういう方はいいのですけれども、なかなかそこまで行かれないという方には、投票するという有権者の意思をきちっと尊重するということでは、きめ細やかな対応が必要だと思います。そのことが、投票率を上げることによりまして、住民の意思が行政に反映させる、そういうことも必要だと思いますが、早急に改善する、今回の選挙のときまでに改善するというような、そういうことはできないのかどうか。

これは、予算の審査ではあるのですが、前倒しでできるのであれば、そういう検討も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山端広和） 今回の選挙から改善をというご意見だと思いますけれども、まずもって、今、書記長の方から申し上げたように、まず投票区、この23か所ですね、こうした部分の集約といいますか、数を減らさなければ、やはりそれだけ準備ですとか、あるいは今検討の中で、

雨が降ったときどうなのだという、そういったいろんなまだ課題が見えております。

何よりも、全ての投票区で全て土足というのは、なかなかその辺の部分の、今言った人的な部分、人的な準備だとか、そういった労力が相当かかるというふうに見込んでいますことから、まず最初に申し上げたように、再編、その中でセットで土足化というふうな流れで今考えているところであり、今回の選挙の中で、即対応するというのはなかなか難しいものというふうに、できないものというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今回はできませんというお答えでしたけれども、今後の考え方といたしまして、投票所の再編ということをおっしゃいました。ということは、ここもちょっと疑問というか、どういうふうに再編していくのか、投票所を増やしていくのか、投票所を減らしていくのか、そういうことも考えられるのかなと思います。

それから、この間、この投票所のことで、雨が降ったときにどうするかということが課題だということも、ずっとお答えになってきましたけれども、実際にそういうブルーシートなどを敷いて雨のときでも対応している自治体もあるわけですから、そういうところにもしっかりと検討して、やはり投票する方が利用しやすい投票所にしていく、そういう前向きに考えていくことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山端広和） 今、申し上げました、ブルーシートの話なのですが、これ過去に実際やっております。うちの町でもやっております、実は課題としては、やはり滑るすとか、留めるのになかなか難しい。実際にやっている町もあるのかもしれませんが、今主流としては、紙をベースにコート紙を貼ってという形の素材のものが現状であります。ただ、素材についても、やはり私たちも実は場所を使ってやっております。もう既にそういった検証といいますか、どうなのだろうというのは実態として検証してはいるのですが、その中で、選管の委員さんも、やはり水という部分はやはり滑るだろうねという部分の実際の課題として挙げられております。これ、ほかの町管内でもやっているところも、実は同様の課題が出て、今後どうしようという部分も声として聞いております。なので、拙速に、そういった課題もある中で、すぐに土足化というのはなかなか難しいのかなと。そういったものを解決した上で、なおかつやはり労力のかかる部分もありますので、環境整備と併せて、そういった再編という部分も考えていかなければいけない時期に来ているということで、選管の中では当然これ今現状でも協議している事案として進めているところであります。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 様々な研究をされているということでしたけれども、そういう点で、やはり一番は、投票を行いたい、スムーズに投票行為をしたい、そういう方々の利便性を、きちっと手だてを取っていくということがやはり行政としては求められると思うのですよね。ですから、水の部分をどうするかということを、労力がかかるということでしたけれども、そういう中でしっかりと対応を求めて対策を考えて進めていくという、その手だてを少し早めていくという、そして安心して投票できる、そういう手だてを取っていくということに、もっともっと力を注いでいく必要があるのではないかと思います。

というのは、この間ずっと土足で投票できるということを求め続けてきて、なかなか改善されていない、だけれども改善している自治体もあるということを踏まえまして、幕別町でも早めに手だてを取ることを求めて、質問を終わります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 答弁はよろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ご答弁の中で、23 か所の投票所の集約と、数を減らさなければならないというの

があったのですけれども、そのように考えていらっしゃるのですか。

○委員長（岡本眞利子） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山端広和） 選挙管理委員会の中には、一定程度、期日前投票の中で、日程を定めた上でかなり投票率も上がってきているというのがあります。

それと、やはり今かなり多いという部分で、23、多いという言い方がちょっと語弊ありますけれども、現状の23がどうなのだというのは、これから考えていかなければいけないという部分で、一定程度再編という部分を、これはしていかなければいけない時期に来ているのではないかという部分で、今、正式にそれを確定していきますよという部分ではなくて、検討の材料としてこれは当然今上がっているということでご理解いただければと思います。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 合理的な運営をされるということでの検討というのは、常に行わなければならないというふうに私も思います。その大前提となるのは、有権者が投票行為をスムーズに行うことができるかどうか、そこを保障するかどうかだと思うのですよね。当然、集約をすれば、投票所の数が減るわけですから、自宅から投票所、別な所に行って、距離が延びると、遠くなるということは生まれてきます。これまでも、札幌地域などでは、そういったことで、以前はもう少し近くの近隣センターで投票できたのだけれども、集約された結果、足が遠のいてしまったという意見も聞いております。そういうことを考えるならば、合理性だけではなくて、有権者の行為を保障する、投票行為を保障するという立場から改善検討をすべきだと思うのですよね。

土幌町が、有権者のところに投票箱を届けて、そして投票してもらうというのは、何よりもその距離を縮めると、高齢者の方たち、障がいを持った方たちが、わざわざ外に投票所まで出かけて行かなくとも、そこに来てくれることによってできるのだということですよ。

高齢化社会の中で、うちの町も同じことが起きていくであろうと考えるものですから、そういった投票行為を保障する、投票率も上げるというようなこと、どんな年齢の方たちも1票を行使する権限を削がないということが大事ではないでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山端広和） まず、統合が前提ではございません。実際に立会人等の人材不足というのが深刻な問題になっておりまして、現状においても、なかなかお願いという部分も実際としてはあるのですけれども、まともな形で募集しても集まらないというのが現状であります。それと、もちろん地域の中で、いろんな足の問題もあると思います。これは進めるに当たっては、当然、地域の方に出向いて、もしそうした場合には何が課題なのかという部分も、当然、実際の中では進めなければいけないと思っております。なので、完全に統合ありきという部分ではなくて、先ほど言いました、立会人とか人手不足も当然あります。そういったいろんな部分があった中で、一つの手法として統合というのでも考えていかなければいけないというふうに、中では今進めているといいますか、協議しているところであります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 立会人になかなかなくてはならないということも聞いております。ご苦労もされているのだと思うのです。したがって、そういう点での解決をされていくのも当然だと思います。そのときに、補完措置というのを、そのことによって投票行為が難しくなるということも考えられるわけですから、距離が離れて。そうすると、どういった手だてでそこを救うことができるのか、補完措置はないのかということも同時に検討していただいて、全体の投票率が下がっていくということにならないように十分な検討を求め、質問を終わります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員の答弁はよろしいですか。

では、中橋委員の答弁について、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山端広和） 今お話のありましたとおり、十分に環境整備も当然その中で検討しながら、住民投票率も下げることなく進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） では、次に質問のある方。

荒委員お願いします。

○委員（荒 貴賀） 1点、お伺いいたします。

67 ページです。13 目防災諸費、災害用備蓄整備事業についてお伺いいたします。

第2期防災備蓄計画、令和2年度に更新されていますが、ここには防災備蓄倉庫の機能と役割について記載されています。小・中学校やコミュニティセンター等の主要避難所に分散型備蓄倉庫の整備を進めるとあります。この資料によりますと、幕別地域では4か所のうち1か所に、札内北地域では2か所のうち1か所に整備を検討するということで記載されていますが、町としてはどのようにお考えで、今後の計画等はどのようになっているのか、お聞かせ願えますか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問について、お答えいたします。

幕別町防災備蓄計画で、備蓄する物の数量、種類と、あと備蓄する場所について記載がございます。備蓄する場所につきましては、幕別地域については、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、役場の近くに防災倉庫を設けております。札内地域につきましても、コミュニティプラザのほかに札内地区、札内南に専用の独立した防災倉庫を設けて備蓄を行っているところです。忠類地域につきましても、忠類の総合支所内に備蓄場所を設けて備蓄を行っております。

今後につきましては、札内の国道の北側の地域につきましても、備蓄場所を何とか設けて、さらに分散した備蓄を行えないかということで検討しているところです。

答弁、以上になります。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 計画の中には、先ほどお話いただいたとおり、集中備蓄倉庫ということで役場庁舎、ほかにも分散することで利便性や状況等、被災されたときに1か所にしないで分散させることが必要ですということでしっかり記載されているために、計画等が立てられて、今回、検討しますということで運用が行われてきているとは認識しているのですが、その辺について、札内北地域については考えていますと。

では、本町地域については、今4か所、町としては検討されているということで実際載っています。しかし、答弁では、役場庁舎内だけということでありましたが、分散型についての考えはなかったのでしょうか。

あと北地域につきましては、今回ハザードマップの更新等もあって、水害地域の更新等もあることは認識していますが、やはり集中避難所の近くに置くことが大前提であることは間違いのないと思うので、ぜひこの辺についても早期に結論を出して実行に移していただきたいと思いますが、どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） 先ほど少し答弁が不足しているところがございます。先ほど札内の北地区について、設置を検討しているということのみ答弁してしまったのですが、幕別につきましても、幕別の南地区、こちらにつきまして分散備蓄倉庫、幕別小学校、中学校、もしくは福祉センター、コミュニティセンターが候補には載っていますけれども、そちらで分散備蓄倉庫の整備を検討しているところであります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 計画されてから、第1期のときから分散備蓄倉庫を計画します、第2期もやはりその必要性ということで、今回も記載されて随時行われてきたのかなと思っておりますが、やはり必要だからこそ、いつ災害が起こるか分からないからこそ、計画によって進めていくということもありますので、ぜひ検討されているうちに第3期になってしまったみたいなことにならないように、早期に状況を精査し決断して実施していただきたいと思うのですが、どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 集中備蓄庫、分散備蓄庫、備蓄庫としてはまだ完全に整備されていないかもしれませんが、備蓄するものについては、必要なものはそろえております。今後やっぱり分散することによって、迅速に避難所に運んだりということもできますので、随時進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員、よろしいですか。

ほかに質疑は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3点お伺いいたします。

1点目は、52 ページです。総合管理費の、幕別広報紙の広報広聴費に関わりましてお尋ねをいたします。

幕別町の広報紙で、広告の掲載が始まりまして久しくなります。この広告の収入は、今年度はどのぐらい得られているのかということです。

2つ目は、全国規模の企業の紹介なども掲載されるようになってきておりますが、選定基準がありますので、この選定、どこで選定なされて、どなたが判断して実施されているのでしょうか。

2つ目です。70 ページ、地域防災対策の 14 工事請負費で、防犯灯の整備工事が予算化されました。説明資料の中で、道道幕別芽室線防犯灯新規設置 3 灯というような説明があります。ここは高校生の自転車で通学する道路でありまして、大変要望の高かったところで、この設置が本当に期待されている中身で、よかったなというふうに思います。かなりの距離があるものですから、3 灯というのは、一体どこの辺に設置されるのか。新しい企業も張りつく地帯でもありますから、そういったことも考慮されて設置に結ぶのだらうと思うのですが、その設置場所の計画をお示してください。

さらに、LED など防犯灯と照明灯というふうになると、やはり防犯灯の方が落ちるのですよね、光の状況が。LED で対応されるのだと思うのですが、どの程度の力のあるものが設置されるのか、いつ頃予定されているのかということもお聞きます。

それから 3 点目です。84 ページの戸籍住民登録費で、管理事務事業に関わりまして、さきに提出をお願いしておりました、自衛隊への名簿提供についてに関わってお伺いいたします。

提出していただきました資料によりますと、18 歳以上 33 歳未満の町内在住の住民の方について、2,818 人提供されていますという資料であります。幕別町は、これまで情報提供ということでお尋ねさせていただいたときに、閲覧を原則にするとお答えをいただいております。これが名簿を提出ということになりますと、閲覧から一歩踏み込んで情報が提供されていることになります。一体、そういうふうはどういう理由で変えられたのか、閲覧から提供にはなぜ変わっていったのかということと、提供されている名簿の中身、情報ですね、これはもちろん生年月日ですとか、性別ですとか、どこまでの情報が提供されているのか、まずお伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 私の方からは、1 点目の、広報紙における広告の関係につきましてお答えさせていただきます。

どのぐらいの収入を見込んでいるかということだったのですが、歳入になるものですが、新年度、令和 5 年度としましては、予算書上になりますと 39 ページになりますけれども、雑入の部分で細節 8 になりますけれども、広報紙広告料としまして 36 万 2,000 円、こちらを見込んでいるところであります。ちなみに、令和 4 年度なのですが、今年度、今現在の数字にはなりますけれども、58 万 2,120 円が収入されているというような状況であります。

広告を掲載するしないの審査の関係であったのですが、基本的には、私ども幕別町広告掲載要綱というものを設けておりまして、その中で審査機関というものを設けるということとなっております。広告の掲載の承諾に当たりましては、その可否について広告審査会というのを置いておりまして、審査会の委員というのが、企画総務部長以下、各部長職等をもって組織となっております。

基本的には、するしないの判断につきましては、企画総務部長、私ども業務の中ではないのですけれども、そういった形をもって掲載の方の可否を行っているというような状況であります。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ご質問の２点目と３点目について答弁いたします。

まず、ご質問の２点目、防犯灯の整備計画に関してです。道道幕別帯広芽室線についてですけれども、新年度、３灯のLED方式の防犯灯の新設を計画しております。ご質問の中でもあったとおり、通学路にもなっているというところと、あとかなり夜間暗くて危険だというような声も寄せられておりました。道道ですので、交差点付近については、道路灯が既に整備されております。道路灯から離れた場所に町の防犯灯３つ既に設置されているのですけれども、それでもまだ薄暗いところがあるということです。その間を埋めるような位置にまず新年度３灯設置をする予定です。最終的には、７灯程度を追加で設置をする必要があるのではないかといいるところではあるのですけれども、予算の関係もありまして、まず３灯の間を埋めるような形で新設を予定しています。設置の時期については、まだ何月とははっきり申し上げられる状況ではないのですけれども、予算が可決されて準備ができ次第、設置工事の方を発注をしたいというふうに考えているところです。LEDに関しては、明るさがどの程度かというようなご質問があったかと思えますけれども、現在、切り替えて、ほかのLEDの防犯灯と同じ１０ワットの明るさのものを３灯新設をするという計画になっております。

２点目については、以上です。

ご質問の３点目、自衛隊への名簿提供につきまして、資料要求とご質問をいただいております。

従前は、閲覧で対応していたのが、名簿の提供に切り替えた理由というご質問だったかと思えますけれども、名簿に切り替えたのが令和３年度と令和４年度ですので、令和３年度からということになります。切り替えた理由といたしましては、ご承知かもしれませんが、令和３年の２月に防衛庁と総務省の連名の通知というものが出されております。内容につきましては、自衛隊の名簿提供につきましては、「自衛隊法の９７条と１２０条に基づいて行っているもの」だということと、その資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについては、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」といった内容になっております。

この通知が令和３年２月に出されたということを踏まえまして、令和３年度から、令和３年の春から、名簿提供を閲覧から紙での提供に切り替えております。

それから、提供されている名簿の内容につきましては、１８歳以上３３歳未満の住民の方、外国籍は除きますけれども、その方の氏名、住所、性別、それから出生年月日の４項目につきまして提供をしているところであります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず１点目の広告の在り方であります。

検討委員会で議論されて実施されてきたということでもあります。

選定基準の第７条に、掲載する決まりが定められているのですけれども、一つには公共、つまり国であるとか、あるいは地方公共団体、こういったところを、優先順位になるのですけれども、優先して掲載しますよと。２つ目には、町内に事業所等を有する私企業、そして公益性の高いもの、それから３つ目には、私企業で町内に事業所を有するもの、４つ目は、その他町長が認めるものということでもありますから、決して今まで掲載してこられたのがこの基準に照らして、その他町長も認めるものとまであるわけですから、ここから外れているということではないのですけれども、ただ、今回、住民の方からご指摘いただいたのは、全国規模で展開しているような企業の掲載があったと。そういった企業は、様々なトラブルなども生じてきた経過もあるというようなことから、もちろん断定するものではないのですけれども、そういうことを考えるならば、もっと慎重な選定に当たっての姿勢が要るのではないかと。一般の新聞等の広告と違って、幕別町の広告ということになるわけですから、そこはさらに慎重を期して対応すべきではないかというご指摘もいただいたものですから、改めてそ

の点のお考えをお伺いしておきます。

2つ目、LEDの10ワットということでありました。

それで、本当にここは高校生がどのくらい通っているのかというのはなかなか掌握しづらいのですけれども、札内だけでも、毎年札内中学校と東中学校でそれぞれ200名近くの方が卒業されております。その方の2割以上は自転車通学でなかろうかというのが、保護者の方たちのお話なのですけれども、それで1年、2年、3年というふうになると、その例えば2割ということにしても、200人の2割、40人で3年間、120人以上の方たちが自転車で朝晩通学されているということで、それぞれ帰る時間もまちまちだということもあって、要望が高かったということなのですね。

とりわけ、現地、私も何度も見させていただいているのですけれども、清流大橋を渡ってから信号機まで、それから信号機からみずほのリバーサイドに出てくる所までというのが、大きく2区分で、とりわけ信号機からリバーサイドに来るまでが傾斜しているということもありまして、真っ暗なのですよね。ですから、実はその200人の方たちの通学って本当に悪戦苦闘しているのですよ、皆さん。そのところを外して、そのまま国道に向かって真ん中の信号機のところから、国道に向かって走って行って、踏切を渡ってから札内の町に入るような、そういう選び方、そこも実は真っ暗なのですけれどもね。そういう苦勞もされて、何とか事故なく通学3年間終わりたいというのが、今通っている方たちの思いなのですね。

したがって、その辺十分考慮していただいて、設置場所についてはこれからだということでもありますから、特に暗いところ、ぜひしっかり現地も見て検討していただいて実施していただきたいと思います。

それから、自衛隊の募集のことについてであります。

資料の中に、根拠法令もお示しをいただきました。自衛隊法の97条、それから自衛隊法施行令の120条、この法律はずっと前からあった法律で、この令和3年から変わったというものではなくて、一つは、97条の第1項は「市町村長は、」いろいろ長いのですけれども、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定めていることを根拠としているのですが、この法律というのは、募集事務を具体的に定めた法律ではないのですよね。募集そのものを定めたものではない。したがって、個人情報ということになれば、やはりプライバシーに抵触するおそれも出てきますので、情報提供の在り方の根拠としては、この97条の1項だけでそうするのだというのはなかなか無理があるかなというふうに思います。

また、同時に、120条の方なのでも、これも「防衛大臣は、」「必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定まっているのですね。ここを根拠にされているのですけれども、しかしこの施行令の報告資料提供要請というのは、事務業務などが、実際うちは広報紙なんかに掲載されているのですけれども、そういうのが円滑に行われているかどうかを確認する目的で定められていて、個人情報を提供するという根拠にも、これまたなかなか難しいかなというふうに判断いたします。見解はどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 広告掲載に当たっての審査、しっかりとというお話でありましたけれども、先ほど中橋委員おっしゃられました、国、地方公共団体云々ということで、順番のお話あったのですけれども、こちら実はホームページの方の広告掲載の方の取扱いとなっております、広報に関しましては、ホームページも含めてなのでも、全般的に幕別町広告掲載基準というものを設けております。この中で、業種ごとに個別の基準というのを細かく設けさせていただいております、業種も、1番目としましては人材募集広告から始まりまして23業種、その他含めてなのでも、23業種についてそれぞれ、例えば人材募集広告でありましたら、売春等の勧誘や斡旋等の疑いのあるものは掲載しないですとか、それぞれ細かく基準というのを設けさせていただいております。これらの基準と、あとは関係法令、これらを遵守した中で基準の方を掲載するということの審査を行っているということでもあります。

今後ものですが、今までもこういった形で基準に照らして、慎重に審査というのを行っているというふうに私どもは認識しておりまして、今後につきましても、これら法令遵守しながらしっかりと審査を行った中で、トラブルのないような形で広告の方は掲載していきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 私から、まず防犯灯の件です。

道道幕別帯広芽室線の防犯灯ですが、LED で 10 ワット、明るさ的にはどうなのかなというところはあるのですが、まずこの防犯灯を付ける前に、北海道さんと協議をさせていただいております。今、ついている道路灯というのが、背丈が高く、あれは 400 ワットとかかなり明るい電気の球がついています。あれの目的というのは、道路を照らすためであって、交差点ですとか、カーブですとか、道路の形状を遠くからでもドライバーさんに認識していただくための照明と。今回の目的が歩道が暗いという目的では、北海道さんの方では道路照明等はつけることができないよということで断られております。

では、どうしたらいいのかというと、既存の電柱に防犯灯を付けるということしかないのですが、自転車のことを考えると、ルール上、自転車は車道側を走ると。ライトをつけないといけないので、自転車自体としては、明るさは自分の自転車の方で確保できているのですが、歩行者、歩く人が通るときに暗いだろうということで、来年春、5 月にトライアルさんもオープンするので、交通の流れが変わるだろうということで、今回、歩道につけさせていただくと。坂道の方を優先的に、こちらからいうと、下からつけていこうという考えでございます。明るさは、決して道路照明灯みたく明るくないのですが、向かいから誰かが来るだとか、その程度、視認性が確保できる程度の明るさになるかと思っております。

それともう一点、自衛隊、自衛官の募集の件です。

候補生も含めて、自衛官募集の事務、これ、今まではというか、自衛隊法の 97 条では、この募集事務を市町村の法定受託事務となっております。事務に関しては、これまで広報紙ですとかに募集の記事を載せたりですとか、あとはパンフレットとかリーフレットを窓口のカウンターに置いたりですとか、あとは幕別の自衛隊協力会という組織があって、そこの事務局的なお手伝いをしているというのが実態でございます。

自衛隊さんは何をしているのかというと、帯広で言うと、帯広地方協力本部という組織があります。自衛隊のセクションですね。そこに、現役の自衛官、陸・海・空の自衛官が十数名張りついておりまして、この方がいろいろイベントに出かけて広報活動をしたりですとか、私どもの市町村に名簿の提供の依頼という、この協力本部の方が文書を持って来られます。令和 2 年以前は、この協力依頼の文書、根拠法令がこの自衛隊法施行令の 120 条を基に資料の請求が来ておりました。これを基に、住民基本台帳の写しを欲しいと来ておりました。これを読むと、自衛官募集に必要があると認めるときは、資料の提供を求めることができる。私どもは、この資料が住民基本台帳のこの資料を指しているのかどうか読み取れないということで、今まではお断りしていたと。あくまでも住民基本台帳は台帳であって、その資料ではないという判断でお断りしておりました。その代わり、住民基本台帳法の 11 条では、国が法令に基づいて必要となる場合は、閲覧することができるよという条文がございます。よって、この住民基本台帳法の 11 条に基づいて、今までは閲覧をしていただいていたというところでございます。

では、なんで紙で出すようになったのかですが、令和 3 年の 2 月に、総務省と防衛相の連名で、この自衛隊法施行令の 120 条の取扱いについて通知が来しました。これ、全国の市町村に来ております。内容としましては、必要があると認められるときの資料の取扱い、住民基本台帳をこの資料として取り扱っていいですよという通知が来たことから、私たち、拒む理由がなくなってしまったということから、令和 3 年から紙媒体での提出を始めたというところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一番目の広報の掲載の在り方、それから2つ目の防犯灯の設置については、理解をいたしました。

最後の自衛隊の募集に関わっていただけなのですが、経過は分かりました。自衛隊の方が果たしている役割、国民の生命・財産を守るという大事な役割でありますから、そういったところに幕別町がそういった提出を求められてきた経過の中での実態であったということは、これはそうであろうというふうに思います。しかし、その法律に基づくこともさることながら、やはり幕別町にも個人情報保護条例というものがありますから、それに照らしてみても、どうなのかなという懸念が残ります。

なぜこういうことを議論するのかというふうになれば、要するに、情報提供を望まない人がいるわけですね。この望まない人への配慮というのがやっぱり必要ではないかというふうに思います。といいますのは、初めて訪問されて、提供されていることが分かったというお声もありますけれども、しかし提供されていることそのものも分からないでいるということが実態だと思います。したがって、その提供をしてほしくないという人については、この状況は、部長おっしゃられるように、幕別町だけではなくて全国で一斉に行われたわけですから、したがってその情報提供を望まない人への配慮として、除外する規定を設けて、そして対処されている自治体が生まれてきています。もちろんこれに出来ないで従来どおり閲覧のまま、近くの町でも今もその体制を取っているところもあります。したがって、その情報提供を望まない人への対処、除外規定、申請書含めて、整備する必要があるのではないのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 名簿の提供を望まない方への配慮ということで、確かに最近お隣の帯広市さんでも新聞に出ていましたけれども、全国的にはそういう動きがあるというのは承知しております。これをやるとなると、申請書というか、出していただいて、名簿の提供をしてほしくないという方から申請書を出していただいて、名簿から削除するという作業が必要になるのですけれども、今の住民基本台帳のシステム、総合行政システムの中では、その作業ができなくて、要するにフラグを立てて、その方を印刷しないようにというような仕組みになっていなくて、システム上ではできない。ですので、やるとすれば、打ち出しして黒塗りで消すとかという作業になってくるので、ほかの町村ともちょっと情報交換して、どういった形でできるかというところを今ちょっと研究している最中ですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 新しいシステムの中でのことだと思います。

なかなか作業上にはそういう困難があるのだらうと思うのですが、やはり個人のプライバシーを保護するという、自治体としての責務を果たすという視点から方法を考えていただきたい。そこは、部長おっしゃられるようなことも、ぜひどんな方法があるのか、これからということでもありますから、ぜひそこを期待をいたしまして、対処を求めて終わります。

○委員長（岡本眞利子） では、答弁よろしいですね。

では、ここで確認をさせていただきます。

その他、総務費につきまして質疑を予定されている方はいらっしゃいますでしょうか。

（「なし」の声あり）

2款総務費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、13時まで休憩をいたします。

12：19 休憩

（12：19 芳滝委員退席）

13：00 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まずはじめに、議場の皆さまにお願いを申し上げます。質疑、答弁は簡潔にお願いを申し上げます。
次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（檜木良美） 3款民生費についてご説明申し上げます。

92 ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額3億800万5,000円であります。

本目は、福祉施策全般に要する経費であり、主な事業といたしましては、説明欄の下段、民生委員児童委員活動支援事業1,012万9,000円は、次のページになりますが、主なものとして、社会福祉委員64人の報酬及び費用弁償のほか、18節負担金補助及び交付金は、民生委員の活動に対する交付金などであります。

社会福祉協議会活動支援事業1,700万円は、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

2目国民年金事務費422万7,000円であります。

国民年金事務事業は、国民年金事務に要する経費であり、年金業務に関わる担当職員の人件費が主なものであります。

94 ページになります。

3目障害者福祉費10億2,161万4,000円であります。

本目は、主に障がい者の福祉施策や支援に要する経費であります。

次のページになりますが、障害者自立支援給付事業8億7,203万2,000円は、主に19節扶助費、細節1障害福祉サービス費等給付費は、生活介護や就労支援などの障害福祉サービスに係る給付費、次のページになりますが、細節2補装具費等給付費は、障がい者等の身体機能を補完する義肢や装具、車椅子など補装具等に係る給付費、細節3障害児通所支援費等給付費は、放課後等デイサービスなどへの障がい児通所支援に係る給付費であります。

次に、自立支援医療費給付事業3,244万7,000円は、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療費を助成する経費であります。

次に、障害者地域生活支援事業1億615万6,000円は、主なものとして、12節委託料、細節6の訪問入浴サービス事業や細節8の日中一時支援事業などの委託料などであります。

97 ページになりますが、中段、障がい者就労支援事業461万7,000円については、主なものとして、チャレンジ雇用事業で働く事務補助員2人の人件費のほか、次のページになりますが、7節報償費は、障がい者職場体験事業に係る謝礼などであります。

99 ページになります。

4目東十勝障害認定審査会費360万5,000円であります。

東十勝障害認定審査会事務事業は、東部4町で共同設置している障害支援区分認定審査会の運営に要する経費であり、主なものとして、認定審査会委員5人の報酬及び費用弁償のほか事務補助員の人件費などであります。

100 ページになります。

5目福祉医療費5,189万1,000円であります。

重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業は、医療費扶助とその事務に要する経費であります。

101 ページになります。

6目老人福祉費5億1,955万1,000円であります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であり、説明欄の中段、敬老祝金等支給事業1,431万円は、主に7節報償費敬老祝金であり、本年度は80歳の方が325人、87歳の方が195人、100歳の方が22

人、合計 542 人の対象者を見込んでおります。

次に、老人クラブ活動支援事業 516 万 3,000 円は、主に 18 節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会に対する補助金であります。

102 ページになります。

次に、老人保護措置事業 1,023 万 9,000 円は、主なものとして、19 節扶助費、養護老人ホーム入所者に係る保護措置費であります。

次に、介護を補完する各種サービス事業についてであります。説明欄の下段、食の自立支援サービス事業 660 万 9,000 円は、食生活の改善や健康の保持増進を目的に、管理栄養士がカロリー等を計算した健康管理食を、昼食と夕食を毎日提供するものであります。

次のページになりますが、2 つ目、外出支援サービス事業 1,219 万 4,000 円は、身体が虚弱なため歩行が困難で通常の自動車での移動ができない在宅の高齢者や、重度の身体障がい者の方などをリフト付車両やワゴン車で外出を支援するものであります。

2 つ下の、緊急通報装置設置事業 734 万 4,000 円は、緊急通報装置を一人暮らしの高齢者等の自宅に設置し、急病や災害等の事態が発生したときに迅速な救護を行おうとするもので、令和 5 年 1 月末現在の設置台数は 388 台であります。

105 ページまでお進みください。

説明欄の下段、福祉バス運行事業 1,543 万円については、主なものとして、12 節福祉バス 3 台の運行委託料であります。

106 ページになります。

7 目後期高齢者医療費 5 億 1,048 万 3,000 円であります。

後期高齢者医療療養給付事業 3 億 7,860 万 8,000 円は、主なものとして、後期高齢者の療養給付費等に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額となります。

8 目重層的支援事業費 7,307 万 3,000 円であります。

重層的支援事業については、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等を支援する各分野が連携協働し、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、より適切に対応するため、包括的な支援体制を構築するものであり、総合相談支援事業は、高齢者の総合的な支援などを行う地域包括支援センターの相談業務に要する経費、次のページになりますが、介護予防支援事業は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費であり、主なものとして、介護支援専門員の人件費のほか、108 ページになりますが、12 節委託料で、ケアプラン作成の委託料などがあります。

説明欄中段、権利擁護推進事業 742 万 7,000 円は、地域包括支援センターの社会福祉士 1 人に係る人件費のほか、109 ページになりますが、12 節の成年後見実施機関の委託料などがあります。

説明欄中段、包括的・継続的ケアマネジメント事業は、多職種連携ツール運用に係る使用料等が主なものであります。

110 ページになりますが、地域づくりに向けた支援事業としまして介護予防ポイント制度事業は、高齢者のボランティア活動として介護予防に取り組む介護予防ポイント制度に係る交付金が主なものであり、説明欄の中段、生活支援体制整備事業 675 万円は、地域のつながりや支え合い活動を、様々な世代に機会を設けて情報発信し、地域づくりを支える生活支援コーディネーターの委託料が主なものであります。

障害者相談支援事業 886 万 9,000 円は、主なものとして、12 節委託料、細節 5 の専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業の委託料であります。

111 ページになります。

地域活動支援センター運営事業 600 万円は、障がい者の社会参加や活動支援を行う地域活動支援センター事業の委託料であります。

生活困窮者等支援事業 1,160 万 8,000 円は、生活相談全般や複雑化・複合化した課題を調整するコミュニティソーシャルワーカー 1 名分の人件費のほか、次のページになりますが、生活困窮者支援等

に係る地域づくり事業として 18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の社会福祉協議会への補助金が主なものであります。

次に、ひきこもり対策推進事業 1,270 万 5,000 円は、ひきこもり状態にある当事者や、その家族の支援を目的とし、本年度から幕別町社会福祉協議会と連携して事業を実施するものであり、主なものとして、ひきこもり支援アドバイザー 1 名分の人件費のほか、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の社会福祉協議会への補助金が主なものであります。

9 目社会福祉施設費 30 万 1,000 円であります。

生活館維持管理事業は、8 月末までの千住生活館の管理運営に要する経費であります。

114 ページになります。

10 目保健福祉センター管理費 8,410 万 5,000 円であります。

保健福祉センター維持管理事業は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費の光熱水費、次のページになりますが、12 節は清掃委託や各種設備の保守点検に係る委託料、14 節は屋上防水工事など長寿命化に係る工事費などであります。

11 目老人福祉センター管理費 1,017 万 5,000 円であります。

老人福祉センター維持管理事業は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や、次のページになりますが、12 節清掃管理や各種設備の保守点検に係る委託料であります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費 5,015 万円であります。

本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

117 ページになりますが、主な事業といたしましては、説明欄の上段、忠類地域通所介護事業運営費補助事業 1,425 万 6,000 円は、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

次に、ふれあいセンター福寿維持管理事業 3,468 万 1,000 円は、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や、118 ページになりますが、12 節委託料は、管理委託や清掃委託のほか、各種設備の保守点検に係る委託料などであり、17 節備品購入費は、特殊浴槽ほか施設備品の購入に係る費用であります。

119 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 3 億 6,217 万 5,000 円であります。

児童福祉総務事務事業 3 億 4,710 万 5,000 円は、児童福祉全般に要する経費であり、主なものとして、次世代育成支援対策地域協議会委員 13 人の報酬及び費用弁償のほか、19 節扶助費、細節 2 児童手当は、延べ児童数で約 3 万 1,184 人分を見込んでおります。

次に、出産・子育て応援給付金給付事業 1,507 万円は、令和 4 年度から開始した妊娠期及び子育て期の負担軽減を図るための給付事業であり、主なものとして、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 出産・子育て応援給付金は、支給対象者 300 人分を見込んでおります。

2 目児童医療費 1 億 392 万 6,000 円であります。

子ども医療費助成事業は、中学校卒業までの子どもに係る医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

121 ページをお開きください。

3 目施設型・地域型保育施設費 7 億 4,981 万 3,000 円であります。

本目は、幕別地域 5 か所の認可保育所の管理運営に要する経費が主なものであり、本年度は、519 人が入所予定となっております。

説明欄の下段、町立保育所運営事業 2 億 3,937 万 4,000 円は、主なものとして、1 節の代替の保育士及び給食調理員などパートタイムの職員や、2 節のフルタイムの保育士、給食調理員などの人件費のほか、次のページの下段、10 節需用費、細節 60 賄材料費は、給食及び間食に係る経費であります。

123 ページをお開きください。

説明欄の下段、町立保育所維持管理事業 1,500 万 7,000 円は、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や、12 節各種設備の保守点検に係る委託料であります。

次のページになりますが、私立保育所運営事業 3 億 2,660 万 4,000 円は、12 節委託料、細節 5 は札内青葉保育園、125 ページになりますが、細節 6 は札内南保育園の運営に係る委託料であります。

次に、認定こども園等施設型給付事業 1 億 5,082 万 3,000 円は、主なものとして、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 認定こども園等施設型給付費負担金は、新制度に移行済みの認定こども園や幼稚園に対する給付であり、細節 4 施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園などに対する給付費であります。

次に、認可外保育施設保育料助成事業 146 万 6,000 円は、定員超過などにより町内の認可保育所を利用することができず、認可外保育所や一時保育などを利用する保護者に対し、認可保育料との差額を助成するものであります。

次のページになりますが、説明欄の上段、家庭的保育事業所運営事業 1,553 万円は、令和 4 年度から新たに開所した家庭的保育事業所 1 か所の運営に係る給付費であります。

4 目へき地保育所費 8,721 万 3,000 円であります。

本目は、幕別 4 か所、忠類 1 か所のへき地保育所の管理運営に要する経費であり、へき地保育所運営事業 7,835 万 3,000 円は、主なものとして、1 節の忠類へき地保育所の管理業務員と代替の保育士などパートタイムの職員や、2 節のフルタイムの忠類へき地保育所所長及び町内 5 か所の保育士などの人件費のほか、127 ページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費や、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 へき地保育所給食費負担金は、学校給食センターに支払う給食代などであります。

129 ページをお開きください。

5 目発達支援センター費 2,114 万 6,000 円であります。

発達支援センター運営事業 2,074 万 7,000 円は、発達に心配のあるお子さんに対する相談や支援などに要する経費であります。

主なものとして、1 節のパートタイムの保育士の報酬や、2 節のフルタイムの保育士、心理士、作業療法士などの人件費のほか、131 ページにお進みください。

18 節負担金補助及び交付金、細節 4 南十勝こども発達支援センター負担金などであります。

6 目児童館費 8,059 万 4,000 円であります。

本目は、児童館 3 か所及び学童保育所 6 か所の管理運営に要する経費であります。

本年度は学童 6 か所で 358 人が入所の予定であります。

学童保育所運営事業 7,636 万 1,000 円は、次のページになりますが、主なものとして、放課後児童支援員に係る人件費のほか、10 節需用費、細節 60 賄材料費のおやつ代などであります。

次に、説明欄の下段、学童保育所維持管理事業 423 万 3,000 円は、133 ページになりますが、10 節需用費の光熱水費などの管理費用が主なものであります。

7 目子育て支援センター費 2,462 万 4,000 円であります。

説明欄の下段、子育て支援センター運営事業は、幕別子育て支援センター及び忠類子育て支援センターの運営に関する経費であり、主なものとして、保育士や代替保育士に係る人件費のほか、135 ページの、11 節役務費の傷害保険料や 13 節の複写機借上料などは、ファミリーサポートセンター事業に要する経費などであります。

136 ページになります。

3 項 1 目災害救助費 550 万円であります。

災害弔慰金給付事業は、災害見舞い等に要する経費であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 121 ページ、2 項児童福祉費の 3 目施設型・地域型保育施設費の町立保育所運

営事業と 124 ページの私立保育所運営事業に関わって 1 点質問します。

従来、子どもの預かり時間に公立保育所と私立保育園で差があって、町立は 6 時半まで、私立は 7 時までとなっています。公平な保育の提供について、この是正について検討されたかどうか伺います。

あと、2 か所あるのですけれども、131 ページ、6 目児童館費の学童保育所運営事業についてです。学童保育所については、従来から定員を大きくオーバーしている状況があったと思うのですけれども、来年度、各学童の定員に対する登録数はどうなっていますか。過密状況を解消される方向になっているのかどうか伺います。

次の、132 ページの 10 節需用費についてですが、消耗品費 53 万円とあります。これ、おもちゃや図書の購入の費用かと思います。学童のおもちゃや図書の購入については、従来から予算の増額をとという要望がありました。今回、費用について増額の検討がされたのかどうか、また、各学童で子どもの状況を見て、現場でどういうおもちゃを買うかを判断したいという声があったのですけれども、その予算の活用の在り方についても検討されたかどうか伺います。

学童について 3 点目で、利用時間についてです。学童保育所、平日は 6 時半まで預かっていますが、土曜日は 5 時までの預かりとなっています。来年度から学童保育に入所予定の新入生の保護者から、今まで保育園は 7 時まで預かってもらえたのに、土曜日、学童は 5 時までということで、土曜日毎週時間休を取らないといけなくなったということで、どうにかならないかという声がありました。こうした声について、土曜日の学童についての需要、ニーズについて、調査されているのかどうか伺います。

学童について最後です。やまびこ学童保育所は、今までもほかの学童と比べて遊技場がないだとか、狭くておもちゃなどの物品とおやつが同じ小さな倉庫に保管されているだとか、物を置く棚がなくて棚を設置してほしいだとか、いろいろと要望があって、改善も一部されてきたとは思っているのですけれども、まだ現場からはいろんな対応を求めている声がありまして、やまびこ学童の施設の課題について検討されているのか、予算がついているのかどうか伺います。

最後ですが、134 ページの 7 目子育て支援センター費の子育て支援センター運営事業についてです。子育て支援センターで一時保育を行っていると思います。札内の子育て支援センターでは、1 日 15 名程度のお子さんを預かるということになっています。まだ待機児童が札内地域では発生してしまっていて、一時保育を利用したい保護者の方も多いのかなと思いますが、希望するお子さんが全員利用できる状況にあるのか、これまで断っているケースがあるようでしたら、それについて改善する検討がされたのかどうか伺います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） それでは、まず保育所の方の開所時間、町立が平日 18 時半まで、それから私立が 19 時までということでございます。その検討ということでございますけれども、現在の利用状況といたしまして、町立 3 所の延長保育に関しては、30 分という延長で料金をいただいているところではあるのですが、ほとんど利用人数としては 3 所合計しても、月の合計として 10 人程度というところで、それも毎日ではなくて、あくまでお迎えがちょっと遅れるというような、30 分までの延長ではなくて、10 分遅れるとか、そういう中の延長の時間の合計になっています。非常に少ないという状況から、7 時までという開所の制度も分かって、特に札内地区の方では、もともと青葉もしくは南というところを希望して利用いただいている。それぞれの保護者のお住まいの住所もありますけれども、あくまで利用のニーズというところで、19 時までの保育所を選択しているという状況がありますので、それと町立の方で利用が少ないというところから、現状の 18 時半ということで行っております。

それから、学童保育所の定員オーバーという状況でございますけれども、4 月 1 日利用予定人数でございますけれども、まず、本町にありますはぐるま学童保育所、こちらが 49 人。それから、札内地区のあすなろ学童保育所、こちらが 82 人。そして、やまびこ学童保育所 58 人。それから、つくし学童保育所 156 人。それから、ちゅうるい学童保育所 13 人というような入所予定で、合計 358 人という

状況でございます。それで、そこの中でも、特につくし学童保育所 156 人という状況ではありますけれども、その過密対策というところで、令和 4 年度から 5 年度、工事を行っております札内南小学校、そちらの方の長寿化での改修というところで、南小学校の中の特別支援と、そちらの方を授業時間終わってからの放課後時間をちょっと学童保育所での利用をさせていただくということで、今回、改修工事の中で特別支援棟の方に玄関を設けまして、そこからの出入りということで放課後時間を活用させていただいて、学童保育所の居場所の確保ということで行っております。

それから、学童保育所の運営費、授業費についてでございます。令和 4 年度において、従前の各学童保育所で使っていただく消耗品費という配分はちょっと増額をしております、令和 4 年度で 30 万円から 73 万円という金額を各学童保育所に配分しております。そして、令和 5 年度についても、同程度の配分というような予定をしております。それから、いわゆる図書、もしくはおもちゃなどということで、おもちゃについては令和 3 年度から新たに購入しておりますけれども、令和 4 年度についても、各学童保育所の方で、図書とそれからおもちゃというところは、あくまで指導員の方でこれが必要というものを選定させていただいて、今回購入することを措置しております、ただいま 4 年度予算の方はまず発注するところです。

それから、学童保育所の利用時間についてでございますけれども、平日が 18 時半まで、それから土曜日が 17 時ということでございますけれども、先ほど保護者から意見があったということでございますけれども、こちら新 1 年生に対しましては、毎年事前に面接を行っております、その中で利用の予定時間というところは伺っております。その中で、土曜日の 17 時を過ぎるというお話については、各学童の面接の結果としては、ちょっとこちらとしても伺っておりませんでした。17 時というのは、従前からの時間になりますけれども、そこは引き続きと考えております。

それから最後、やまびこ学童保育所、こちらの遊技場がないということと、それからいろいろな物の保管場所ということでございます。遊戯室については、以前からご意見もいただいているところでございます。ただ、非常に利用人数、各学童、ほかも含めてなのですけれども、やはり人数のピークは明らかに越えたなという状況がまずあります。その中で、遊戯室がない分、隣のコミュニティセンターを活用させていただきながら、効率よく運営し、また運動場所も確保しております。よろしくお願いいたします。

もう一つ、子育て支援センターなのですが、こちら札内地区 1 日利用定員 15 名ということで、こちらは 4 年度実績の中では、その 15 人に達して利用できないという日はございませんでした。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 町立保育所と民間保育所の預かり時間についてなのですが、新年度の入所予定の保護者の方から、仕事で帰宅が遅くなりがちになる可能性が高いので、札内の民間保育園を希望したのだけれども、空きがないので町立の方でお願いしたいという話があつて、ちょっと残念だったというお話がありました。今、実際、町立保育園で延長保育受けているお子さんはそんなに多くないというお話だったので、女性の働き方も変わっていつている部分もあると思いますし、なかなかそういう声が直接には上げていく手段がないのかなという思いもあります。受入れ時間に差があるということ自体がそもそもちょっと不公平かなという感もありますし、こうしたニーズがないかどうか、一般質問でもちょっとお話ししたので、保護者の方の保育に対するいろんな意見とか、要望なんかをつかむようなことをしていただけたらいいなというふうに思ったのですけれども、それについてお考えがあれば伺います。

次に、学童保育についてです。先ほど各学童の入所、登録予定数をお聞きしました。確かにピークは過ぎていくということですが、例えばあすなろ学童では 40 の定員のところを 82 名、つくし学童は 90 のところを 156 名ということで、やはり引き続き過密状況なのではないかなというふうに思います。ちょっと札内南小学校の特別支援のところを使うというのは初めてお聞きしたので、いつからなるのか、また今年度のことではないとは思いますが、そういう体制に向けてどういうことが検討されているのか、また伺います。それと、今年度の話にはならないということですので、

今年入ってくるお子さんたちに、やっぱりこの状況をどういうふうに改善してあげられるのかということは、引き続き検討していただきたいと思うのですが、お考えがあれば伺います。

おもちゃと図書の購入については、ちょっと消耗品費なのか需用費なのか、ちょっと内訳も含めて分かりづらかったのですが、以前にお聞きしたときに、5つある学童のうちに、1年間におもちゃや図書が届いたという学童が、5つのうち3か所しかなかった年もあったのです。各保育所2万円台だったり、4万円台だったり、アンバランスもあったかと思います。現場からは、おもちゃや図書について、これぐらいの金額で現場で買わせてほしい、どんな本を買うのかとか、どんなおもちゃを買うのかとか、現場に考えさせてほしいという思いがあるようで、町から届くおもちゃがちょっと子どもたちに合わなかったりということもあったようです。ちょっとそういうこともあって、現場に裁量を任せてあげられるようなことにはならないのかなと思うのですが、その点改めて伺います。

学童の利用時間について、面接が毎年されて、保護者から土曜日はもう学童は5時までと決まっているので、それ以上預かってほしいという声は出ないと思うのですが、実際には、やむを得ず何とかするというふうになっている保護者の方も多いと思うのです。小学校1年生は5時に放り出せるわけではないので、何とかして迎えに行くということになると思うのですが、ちょっと改めてその辺、学童にしても迎えの時間だけではなく、いろんな要望が保護者にはあると思うのですが、それこそ保護者会もないですし、保護者の声を聞くような機会がほとんどないかと思うので、学童保育についても保護者にアンケートを取るようなことができないか、改めて伺います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（平井彦彦） まず、保育所の方の開所時間、18時半と19時と違うというところですが、ニーズといいますか、今現在18時半過ぎて、町立で超えている方というのが何人かというところは、先ほどお話しいたしましたので、そのところはちょっと各家庭の事情、今、延長されている方、もしくは保育所の中で、それこそ会議の場というか、そういう中でちょっと意見を聞いていきたいと思っています。

それから、学童保育所についてです。あすなろ学童保育所、それからつくし学童保育所が定員を大幅に超えているということでございます。あすなろ学童保育所につきましては、子育て支援センターを併設している、ただ、中の利用は別ですが、遊戯室も施設的には十分広い遊戯室がありまして、1人当たりの面積というところでも、非常に実際の運用としてはとても広い場所かと思っております。つくし学童保育所につきましては、利用の人数として、今年が156名の予定ということで、5年4月に予定しておりますが、2年前、3年前というところでは、180人を超えるような大きな人数から、だんだんと減ってきている状況があります。そして、先ほどお話しいたしました、札内南小学校の支援等の活用ということで、新たな活動場所を確保して、その中で利用者を、若干、学年での区分を予定しておりますけれども、ちょっと学校の授業時数もございまして、4年生から6年生の児童を対象に使用させていただくということで、この4月から始めます。

それから、学童保育所の17時までの利用時間というところではございますが、そのとおりちょっと把握できていなかったという状況もありますので、またそれは保護者会がないという、そのご意見のとおりで、ちょっとお迎えのときですとか、それは指導員の方でもちょっと聞き取り、そういうニーズというところは、今後ちょっと確認するというところでやってまいりたいと思います。

それから、おもちゃに関してでございます。まず、図書とそれからおもちゃについては、予算上は消耗品費、そちらの方で支出をしております。そして、去年につきましては、おもちゃを初めて購入、3年度で購入したというところは、各学童保育所3万円、それで児童の多いつくし学童が4万円という支出をいたしました。4年度についても、図書と合わせてですが、各学童保育所、大体4万円から5万円というところで、ただ今回は、おもちゃと図書と合わせて、それこそ先生方に必要なものというところを選んでいただいておりますので、そちらの方はニーズに合わせての整備を行います。

○委員長（岡本眞利子） では、ほかに質疑がある方。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 学童保育所と、あと子育て支援センター費、両方についてお伺いしたいと思います。

まず、学童保育所の運営についてなのですが、酒井委員とちょっと全く違う内容になってしまっているのですが、夏休み期間などそういった長期休暇の間は、お弁当を持参されているかと思います。それで、全国的な事例を見ますと、お弁当から給食を提供するように切り替えている自治体もごございます。理由としましては、朝の忙しい時間帯にお弁当作りという保護者負担を減らすとか、あと夏場については、特にお弁当が痛みやすい、食中毒の心配もある、そういったこともあります。先進事例の中には、初めは行政の理解が得られずに、保護者方が主導となって、お弁当の委託業者に依頼をして行っていたといった、非常に保護者要望の強い自治体もございました。我が町では、そういった夏休み、長期休暇の間に給食を希望されるといった保護者の声は出ていらっしゃるのか、今後、行っていく考えはないのか、お伺いしたいと思います。

あと、子育て支援センター費に関わっているのですが、主に就学前の乳幼児期の、室内での過ごす場所、遊び場ということなのですが、夏場の天気の良い日なんかは、近くの公園に行ったりして過ごせばいいのですが、雨天時など天候の悪い日であったり、特に冬場なのですが、自宅内で過ごしたり、閉じ籠もりになることも多くあるのかなというふうに思います。それで、幕別地域ですと、青葉分室の方に行きまして、施設、おもちゃなんかもすごく充実しておりまして、室内で過ごしたり、遊んだり、また保護者同士の交流も図られたり、そこでしているのですが、ただ、ちょっと本町地区居住の方ですと、本町地区内にそういった場所があるのかなという感じなので、近場にちょっとないのかなというふうに思います。中には、本町地区居住の方で、青葉分室に連れていっている方もいらっしゃるのですが、大体車で10分、15分かかるのでしょうか、気楽にちょっと行けない状況なのか、距離感があるのかなというふうに思います。それで、青葉分室のスタッフの方にお聞きしましたら、札内地区でお買物とか、そういったものと併せて来られたらいいのではないかなというお話もありました。

それで、それも理解はできるのですが、室内で過ごせる場所ないのかなと思ったのですが、図書館の本館の一角に乳幼児コーナーはあるのです。本を見たり、見なくても過ごせるような場所はありません、実際にもう利用されております。ただ、図書館という性質上、性格上、大声出したり、泣いたり、迷惑かけてもちょっと心配だなと、ほかの利用者の方に迷惑をかけるのが心配になるのかなというふうに思ったりして、ちょっと悩ましいところもごございます。それで、本町地区内のところで、そういった乳幼児期ぐらいの子が室内で過ごせるような、遊べるような場所、ほかにないのでしょうか。今後、考えていかないのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず1点目、学童保育所の夏休みの給食ということでございます。現状におきましては、弁当対応していただいているという状況で、そこに関しましては、特段保護者からの要望というところはいただいております。あくまで夏休み、そして学校給食の方ももちろんお休みというところでございますので、今後においても、その給食の実施という考えは、今のところ持っておりません。

それから、室内の遊び場ということでございます。現状、子育て支援拠点といたしまして、幕別町の方では、札内の青葉分室の方が、主に支援事業という中での拠点となっております。そこで、例としてありました図書館ですとか、ほか公共施設にそういう遊べる場というのが何か所か、札内地区には確かにございますけれども、そこはほかの、本来の目的での利用ですとか、あくまで施設側の利用の事情という中でも合致して、その利用があるというところでの設置かと思います。幕別町で行っている支援事業という青葉を拠点とした取組の中で、あそびの広場というものは、月1回、毎月で

ございますけれども、幕別地区の方でもいわゆる保育所の遊戯室を活用して、そこをあそびの広場として、一般の子育て家庭のお子さんに利用していただいている状況、それと先ほど図書館というお話もありましたけれども、そちらも支援センターの事業としても、図書館というところが、5年度は年3回ということで予定しておりますので、ちょっと回数は少ないですけれども、そちらの利用ということで、本町地区の対応ということで考えております。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 学童保育所の給食提供に関してなのですけれども、保護者要望受けていないということで話はあったのですけれども、今は共働き世帯の増加などもあって、結構潜在的に要望はあるのかなと。ただ、もう前々から、以前からこういうお弁当を持っていくというふうに決まっていることなので、これは致し方ないことだと諦めているといいますか、そういった面もあるかと思います。給食費というのももちろん発生してきますので、まずは保護者さんの声もちょっとお聞きしながら、ご負担も減らしていくという考えも大事だと思いますので、今後つなげていっていただきたいというふうに思います。

それと、子どもの過ごす場所なのですけれども、今、あそびの広場、月1回、本町地区で開かれていますのですけれども、今、利用人数とかちょっと分からないですけれども、どうしてもその1日に集中する、そして時間帯も1時間半ぐらいですよね、利用できる時間が。すごい日にちも時間もとても限られていて、そしてそこへ月齢が0歳から就学前なのですけれども、例えばちょっと月齢の低い子どもを連れていくことになる、月齢の高い、ちょっと動きの多い子がいたりなんかすると、ちょっと危険を伴うのではないかとということで、ちょっと連れていくのがはばかれる部分があるのかなというふうに思います。

私が申したいのは、ふだん使いでちょっと利用できるスペースがあればいいのかなというふうに思います。ちょっと付け加えるとしましたら、札内スポセンの中にもキッズコーナーが設けられたと新聞報道がありました。もしかしたら、それ有料になるのかなというふうに思うのですけれども、新たにそういったスペースも設けられてはいるのですけれども、いずれにしましても、それも札内地区になってしまうのかなという感じではあります。当然、出生数だとか、月齢の小さいお子さん、札内の人口比と比べますと、本町地区ではもうかなり少ないのかなというふうには、そこは理解するところなのですけれども、そういったスペースをつくったところで、利用者どんどん増えていくのかなと、そこもちょっと悩ましい部分はあるのですけれども、青葉分室のように大がかりな設備、おもちゃ等充実していなくてもいいのですけれども、お金もかけなくてもいいのですけれども、ちょっとしたスペース設けられない、つくれないのか、あったらいいなというふうには思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（檜木良美） 確かに、小島委員がおっしゃられますように、幕別地区にそういった施設があれば、子どもたちも遊ぶ場所ができるし、保護者の方もそういったところの利用ができるというふうなことは、十分私も思っているところではありますけれども、そういった施設をつくるということになりますと、やはり多額の経費がかかったりとか、そういうことも出てきますので、なかなかすぐにそれをつくるというふうなことにはならないのかなというふうに思っております。ただ、どこか先ほどおっしゃられたように、スポーツセンターでそういったキッズスペースができたというようなお話もありましたので、そういった今ある施設を活用して、そういったものができないかなということは、検討はできるのかなというふうには思っているところであります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1件だけお伺いいたします。106 ページです。

8目重層的支援事業についてお伺いいたします。今年の4月から、新たな事業として、重層的支援体制整備事業がスタートするということで、予算の中にも10事業が展開されることとなります。住民

の方の多様化されるニーズに対し、包括的に、そして複雑化、複合化する中で、困り事を解決するために町が一步前進したということで、認識しているところであります。

ここで少しお聞きしたいのが、新聞報道にもありましたが、広尾町で75歳以上の町民の方に、バスとタクシーの助成券を発行するというのが報道されました。今事業について、予算が重層的支援体制整備事業からの交付金で運営しますよということが載っていました。やはり住民の方のいわゆる公共交通、いわゆる足の確保について、町としてもコミュニティバスや乗り合いタクシーとか展開されていますが、やはりいろいろな事業を展開させることが大変重要なと思いますので、この事業について、町として導入できないのか、もしくは検討等があったのかお聞きします。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（榎木良美） 今、荒議員から、バス、タクシーの交通費の助成ができないかというお話だったかと思います。今、町の方で行っていこうと思っている重層的支援事業につきましては、それぞれ子どもだったり、障がい者だったり、高齢者だったり、生活困窮者だったりという、そういう各分野で困っている方々を包括して支援していこうという、そしてそういう方々に寄り添って、そういう人方々の居場所をつくったりだとか、就労に向けた支援だったりとかということをやっていこうというところで、今までもそういったことで各担当の部署の方で、そういった支援はやっていたのですけれども、それを共同でより連携しながら、よりいい支援をしていこうということで、ひきこもり支援事業につきましては、コミュニティソーシャルワーカーという職員を設置しまして、その者が中心となって各分野を連携して、その方に対してどういった支援をしていくかということを検討した中で、支援を行っていくというような形で、今の事業は考えているところであります。なので、個人に対するそういった助成とか、そういったような支援事業については、今ところはまだ全然考えていないような状況であります。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 重層的支援体制整備事業、3つのメニューがありまして、包括的相談支援事業、町が進めようとする事業だと思います。ほかにも地域づくり事業、多分広尾町はこちらの事業を展開されたのかなというのもあります。ほかにも、多機関協働事業というのもありまして、やはりたくさんメニューがあった中で選んでいくというのは大切だと思うのですが、せっかくその交付金事業で当たって、町の福祉の生活、暮らしを充実させるようなものがあるのであれば、ぜひいろんなメニューを行使して事業展開をぜひ考えていただきたいと思うのですが、今回、間に合わなかったという、ちょっと事業が違ったかなと思うのですが、そういったメニューもあるものですから、ぜひいろんなものを取り組みながら、事業展開を考えていただきたいのですが、どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（榎木良美） 今後そういった支援をしていく中で、どういった支援の仕方がいいのかとか、そういったことを検討していく中で、今おっしゃられたような事業も取り入れたほうがいいのか、それはあったほうがいいですけれども、それを一番に取り入れるべきなのかと、ほかのやるべきことがないのかということも含めた中で、検討の一つとして持たせていただければと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お伺いいたします。

ページ数では93ページ。民生費の1番、社会福祉委員報酬64人。報酬のところでは民生委員さんに対する報酬について、その報酬の金額が少ないのではないかとこのことを、昨年決算のときに質問させていただきました。今年度、幾らか変更になるかなと思って期待をしたのですが、全く1円の狂いもなく380万4,000円と同額なのです。そういった議論はされなかったのかどうかということが1つです。

2つ目、民生委員さんは、地域の様々な障がいを持たれる方、高齢の方、生活の困難な方など、地域訪問されながら支えていただくお仕事をしていただいております。この方たちに対する情報の提供

というのが、どこまでされているのかどうか。つまり、例えば今回、福祉灯油あるいはコロナや物価高騰による支援ということで、非課税世帯などの高齢者に支援をするということですが、そういったことに対する情報の提供というのは、どこまでされているのかどうか伺います。

3つ目です。同じページの18節負担金補助及び交付金の中の、社会福祉協議会活動支援事業であります。この事業につきましては、1,700万円ということで、昨年よりは1,200万円以上減額になっていますが、これは重層的な事業が新しく始まることによって、事業が振り替えられたものというふうに思い、実際のお仕事は、補償は変わっていないというふうに捉えますが、実はこの社会福祉協議会事業に関わって、今年の10月から開始されますインボイス制度導入の制度が、社会福祉協議会の事業にも関係が生じてきていて、登録されている就労されている方たち一人ひとりに、インボイスの登録が必要だということが問題視されておりまして、そこで発生する費用といいますか、そういったものについても、一定支援していく必要があるのではないかとということを捉えておりました。この点では、どのように、まずそういう情報を聞いていたかどうかも含めて、対処について伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） まずは1点目の、民生委員の報酬であります。昨年度、決算のときにもお話をいただいたところでありますけれども、今回の予算額としては、変更はございません。検討の内容としましては、まず、報酬の部分では、社会福祉委員としての報酬、会議出席に対して支出しているものでありまして、もう一つ国からの交付金としまして活動費が出ております。この活動費につきましては、民生委員さん1人当たり6万200円支出されております。これは、合わせて、基本的に町として民生委員さんの活動費という捉え方をしておりますけれども、それで申しますと、幕別町は12万円を超えるような金額となっているところであります。管内の事情も確認させていただいたのですが、管内で10万円を超える報酬といいますか、こういった民生委員さんに対する活動費であったり、報酬だったりの支給額というのは、10万円を超えているところは3町村でして、幕別町が2番目に多いという状況でありました。こういった実態も捉えた上で、現時点において報酬の見直しということとは行っていないところであります。

次に、民生委員に対する情報の提供であります。先ほどのお話の中で、様々な民生委員の活動に伴う必要な要支援者などの情報につきましては、提供しているところでありますけれども、今ご質問にありました非課税世帯の給付金に係るこういった情報のお話でありますけれども、こちらにつきましては、特に今年度、給付金事業が数多くございました。実際に未申請の方がいらっしゃるものですから、民生委員の活動に対して、民生委員協議会の中で、訪問の際に、こういった給付の案内が届いていないかどうか、そういうようなお声かけをしていただいて、できるだけ申請に至るようにお願いをしてきたところであります。ただ、情報としましては、非課税の情報になりますので、あくまでも個人情報という部分がありますので、どなたが申請していないというような細かいところまではお伝えできませんことから、訪問の際に、こういった案内が来ていなかったかとか、そういうような声かけの下で、分かった際には申請を勧奨していただくというところであります。

次に、3つ目の社会福祉協議会の事業であります。社会福祉協議会の事業につきましては、中橋委員おっしゃいますとおり、重層的支援体制整備事業、これを実施するに当たりまして、既存の相談支援の取組を生かしながら取り組むこととなりますことから、社会福祉協議会の補助金につきましても、重層事業の位置付けを行って、一部8目の重層的支援体制整備事業の方に移替えをしております。

この中では、全く同じものをやっていたかというだけではなく、例えば8目の方にございます事業で申し上げますと、111ページの中段にあります、説明欄の中段にあります、生活困窮者等支援事業、次のページの、18節の細節3社会福祉協議会補助金が600万円ございます。こちらでは、もちろん既存の取組も生かしていただきますけれども、こういった既存の取組を進める中で、地域コミュニティの活性化につなげていただこうということで、この取組の重層的支援体制整備事業の中に組み込んで、これまでの取組をさらに強化していただこうというふうに考えております。サービスを担う側の人材の確保であったり、ひきこもりなど、支援を必要とする方の社会復帰に向けた参加の場として

展開していただくということで、ここを補助事業として拡充をしております。

もう一つは、次の 112 ページにあります、ひきこもり対策推進事業になります。補助金につきましては、次のページの 113 ページ、18 節の社会福祉協議会補助金 700 万円になりますけれども、こちらにつきましては、ひきこもり対策といたしまして、社会福祉協議会とも連携をして、社会福祉協議会の事業であったり、人的資源を活用したひきこもりの事業周知、また潜在的なひきこもり当事者の早期把握といったものにも努めていただく考えであります。また、ひきこもり当事者を社会福祉協議会で実施しておりますカフェの事業であったり、運営サロンのボランティア活動などの参加を促して、サポートを行いながら社会復帰のきっかけとしていく伴走型の支援を勧めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、就労センターに係るインボイスの関係でありますけれども、インボイスの取組につきましては、こちらからも社会福祉協議会の方に話をさせていただいているところでありますけれども、現段階においては、まだこれに対して見直しをどうしていくというところは、社会福祉協議会としてもまだ答えが出ていない状況であります。最初の年度は、その負担がちょっと少額だということもあって、その年度の様子を見ながら、どうしていくかを考えたいということはお聞きしておりますけれども、まだインボイスに対する対策としては、計画がまだない状況であります。町としましては、その部分をどう対処していくかというところですが、国の税制度による支援制度でありますので、これを簡単に町が支援するということにはならないだろうというふうには考えておりますので、そこは再度、社会福祉協議会の方とも協議をしながら、どのような対策がよいかを一緒に話し合いをしていきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、民生委員さんの報酬と活動費のことではありますが、他町から比べて 2 番目に高い水準でありますよと、そして 12 万円程度の年間支給がされていますよというお答えでありました。予算額からしたら報酬は同じでありますし、活動費は若干、昨年度よりも下がっているということで、人数は 64 人で同じでありますから、増額の意味はなかったのだなというふうに、ここから判断したわけです。活動に対する報酬あるいは活動費でありますから、それは十分議論はされてきたとは思いますが、昨年議論の中で、本人たち、民生委員自身からは、引上げしてほしいなどという声は全く出ていないのということもありまして、その後、注意をしておりましたら、それは自分たちから言えるものではないということがありました。議論をされてきたということでもありますから、今後も、それにしても年間 12 万円ですから、1 か月 1 万円切る状況です。ここは検討が要るのではないかと、さらなる検討が要ると思っております。

情報の提供であります。これは民生委員さんもちろんですが、町内会の要支援者の支援を、名簿を押さえるということにも関連してくることなのですから、実際に今年度そういう事業がたくさんある中で、今のお答えの中でも、民生委員さんの中から訪問で声をかけていただいて、すくい上げるというお答えありましたけれども、これ、実際なかなかできないと言うのです。つまりお宅にそういはがきが来ていましたかというようなことを、経済状況でありますので、とてもナイーブで、自分たちの方からは言えなくて、もう少し全体の決め事として、もちろん民生委員には守秘義務もあるわけだから、そういったことをしっかりと押さえた上で情報の提供があり、そこに訪問をするという形が一番漏れなく対処できるのではないかとということでありました。この議会の中でも何度もやり取りしていて、最終的には、民生委員さんたちにすくっていただくというお答えもいただいておりますよね。だけど、実際にすくえないのだということなのです。その改善、必要ではないでしょうか。

社会福祉協議会の重層的事業に移されたということについては、理解をいたしました。

インボイスのことではありますが、昨年 9 月の時点で社会福祉協議会にお聞きしたところ、当時 118 名の就労の登録者がいらっしやいまして、今の制度からいうと、この 118 名の方が個人事業者になっていくということでありました。したがって、金額がどうであってもインボイス制度の対象になるということは、紛れもない事実だということでもありますから、もう僅かな就労で得た中から 1 割の負担

ということは、大変大きいことだと思います。これからご相談なされるということでありますから、十分そのところも押さえた上で、10月までの対処を求めたいと思います。どうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（榎木良美） まず、民生委員さんへの情報提供の関係のお話をさせていただきます。民生委員さんには、その地域に住んでいらっしゃる方の、住民登録のある、住民票の状況と、あと、民生委員さんたちが活動するに当たって必要となる避難行動要支援者名簿はお渡ししているような状況であります。あと、訪問するに当たって、介護の方でやっています緊急通報システムの、緊急通報を設置してある人の情報であったりとか、救急医療情報キットを配布するのをきっかけに訪問とかをしていただいているので、そういった配布している方の情報とかをお知らせしたりしております。あと、そういった方々の情報をお知らせして、新規に訪問した中で、こういうものが配置されたりとか、設置していない方については、そういったこととお話しいただいて、つけるような支援をしていただいたりするために、こういったような情報をお知らせしているような状況であります。ただ、その非課税世帯の情報も、本当であれば、この人方がそういう対象者で、まだ来ていないから回って下さいねということは、本当は言ってやったほうが早いと思うのですけれども、そこはやっぱり個人情報の関係があって、その情報をお知らせするというのができないというところで、その部分についてはお知らせはしていない状況であります。

社協の方のインボイスの関係ですけれども、先ほど課長が申し上げましたように、今のところほかのシルバーセンターの方の状況がどうなるかと、そういったところの状況を、社協の方がまだ見ている状況だということで、ただ、10月になることになりますので、うちの方からも働きかけをして、どういったところでやっていったらいいのか、どういった支援をしていったらいいのかというところを、社協の方と、いい方向に行くように、なるべく話をしていくようにしていきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 個人情報の関係ですけれども、民生委員さんの仕事をどこまで求めるかということだと思います。だから、非課税世帯に対する様々な支援を、漏れなく行き届くようにしていくためにお願いしているという位置付けで来ましたが、そういうことはできないのだということになれば、民生委員に依頼すること自体が無理だと思うのです。たまたま出会って報告いただくということはできたにしても、前回質問しましたら、入院や施設に入っているという割合もうんと多くありましたけれども、しかし対象者の少ない人数が漏れているというか、支給に至っていないということがありましたよね。したがって、民生委員さんたちをお願いしたいということでありましたから、そういう状況に至った当事者たちに聞くと、こちらからそういう通知来ていますかということ、あなたのうち是非課税世帯ですかと聞くことになるということですので、それこそ聞きづらいというようなことが、実際、民生委員さんの方からそういう声が上がりました。何とかしてほしいというふうにも言われました。したがって、そういう仕事までお願いするのであれば、守秘義務ということをしつかりと押さえた上で、一定の情報提供が必要だと思いますし、それをできないということであれば、徹底するために、そこをお願いしてやるということは難しいであろう。直接、職員の方たちが連絡を取って、漏れなく支給するようにしていくしかないというふうに、きちっと整理しないといけないと思うのです。どうでしょうか。

インボイスのことにつきましては、10月1日スタートですから、もう新年度始まったらすぐに手がけていただかなければいけないのだと思うのです。登録されている就労の皆さんに、そういった負担が大きいかぶさっていかないような手法を、新年度早々手だてを取っていただきたい、このように思います。どうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 副町長。

○副町長（伊藤博明） はじめに、民生委員の活動の関係であります。これ、本当に民生委員の皆さんには、労働の対価という点からいうと、最初、先ほどまでの議論にもなりますけれども、こちらとし

ても、国としても、当然十分な対価をお支払いして仕事をしてもらっているというものではありません。もともとが、かつての民生委員法は名誉職というふうにならなっていて、完全に報酬ゼロで、幕別町にあっては、昔から、昭和の時代から、社会福祉委員という位置付けをして、会合のたびに出席をいただいて、日当、日額報酬をお支払いしてきたという経緯はありますけれども、本当に民生委員の方々には大変お世話になって、地域の福祉を担っていただいているという状況であります。

それで、先ほど来のお話ですけれども、これ個人情報ですので、民生委員さんからも、やはり場合によっては、何でああなたが知っているのというふうに言われることもあるのだという話も聞いたことがあります。というのは、やはり知られたくない自由というものもあるものですから、それで確かにお願いはしていますけれども、その辺の距離感は皆さんの経験値の中から勘案していただいて、距離感を測っていただいて、ちょっとでも、1人でも、ああ、そんなのがあったのねと気づいてくれる人がいれば本当に助かるなど。町としても、これは1回目対象となる方にご案内して、申請がない方には、勧奨の文書をお出ししています。その文章も分かりづらいのだと言われると、本当にこれはもっともっと工夫しなければならないのですけれども、その距離感をどうやって保っていくかというのも、一方では難しいという面があるのかなと。これは十分に私たちも分かってはいるのですけれども、決して全てを民生委員さんをお願いしているというわけではない。ただ、何とか民生委員さんの日頃の活動の中で、1人でも2人でも多くの方が、申請忘れが申請に至ればなというお願いであります。

それと、インボイスにつきましては、これは部長も答えましたが、やはり第一義的には、社会福祉協議会が就労センターの会員の方々をどう守っていくかということ、きちっと方向性を見いだした上で、その後、場合によっては町にこういった支援をお願いしたいというものがあるって進んでいくもので、こちらとしては、今段階では、10月に向けての準備をどのぐらい進んでいるのですかというような問いかけといたしましうか、投げかけをしているという段階であります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。民生委員さんに対する情報の提供については、個人情報保護と、先ほど別な面で質問しましたが、個人情報保護はやっぱり大事だと思うのです。保護規程もありますし、であるならば、それが生かされる行政事務の進め方、そういった支給をしますよといったときに、誰にどこまで関わっていただくかという点での整理、そういうのがなされていけば、私はいいのではないかなというふうに思います。民生委員さんの方たちのご協力を、ボランティアですよ、基本。そこでいただける範囲は十分にいただいて、今後も取り組んでいただきたいと思います。

インボイスにつきましては、基本、国の制度の変わりの中で起きていることなので、町が率先してどうこうするというにならないというのは、もうそうだと思います。事業所そのものが選択していくことだと思うのですが、やはり社会福祉協議会というのは、一つの大分独立した事業所となって運営されていますけれども、もともとはこの幕別の同じ役場の中であって、そして福祉業務について、ヘルパーの派遣なども含めてやってきた経過のあるところでもありますから、一緒になって対処をしていただきたい、このことはご答弁はよろしいです。

以上を申し上げて終わります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がある方は。

小島委員。

○委員（小島智恵） 126 ページの一番上なのですが、家庭的保育事業所運営事業。昨年4月から家庭的保育園こりすのおうちが開園されました。所管の常任委員会で現地調査をさせていただいたのですが、その際、定員5名のところ、3名の利用にとどまっているといったことで、経営という面では、3名では厳しい状況、4人でもとんとん、そういった話を施設の方から説明受けてお聞きしました。それで、比較的小規模な施設ではあるのですけれども、今、問題とされております待機児童を解消するという、そういうお役目に大変寄与されていることと思います。新しくできた施設がありますけれども、今後、長く継続されていくことを望むところであります。それで、新年度は定員の方埋まりそうなのか、人数の方、分かりましたら教えていただきたいと思います。また、経営の視

点、非常に大事だと思います。定員が埋まらないと、どんどん経営の方厳しくなって追い込まれてきますので、その辺の方認識しっかり持っていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。また、新しい施設でもありますので、しっかり周知の方徹底していただきたいと思いますので、それを努めていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 家庭的保育園でございます。令和４年度、４月にまず定員５人で保育をスタートしております。１０月末にちょっと兄弟なのですけれども、一家庭の退所がありまして、それで１１月からちょっと３名という状況でありました。

令和５年度の状況でございますけれども、１人については、最初から第１希望として「こりすのおうち」を希望された家庭がありました。ほか４人というところは、常設の保育所を希望された中で、ちょっと調整入れない中の調整にはなりましたけれども、４人調整で、４月からは５人での保育がスタートするという状況でございます。

確かに、非常に待機児童対策という中で、定員５人というところでも、あくまで町としても本当にありがたい施設というところではございますので、募集についても、ほかの認可保育所と同じく、同じく広報で保育所名として、「こりすのおうち」というのも列記、一緒に並べて募集をさせていただいておりますし、また施設の窓口、我々の窓口の方でも、「こりすのおうち」というのは、リーフレットを置かせていただいて、随時の来所とか、そういう中でも目につくように、ちょっと掲示もしているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 新年度スタートとしては５名でいかれるということなのですが、令和４年度のように、途中でそういう空きが出るという、利用者側の状況にもよりますけれども、そういった中途の状況も出てくる可能性もまたあるのかなというふうに思いますので、空きが出た場合の周知だとか情報提供も、そこもしっかりと行っていただきたいなと思います。それで、広報する上で、きちんと認可保育所として載せているということではあるのですが、ただちょっと気がかりなことが、名称が家庭的保育園、家庭という名前がついていますので、ちょっと一家庭で保育していくような、それは誤解なのなのですが、誤解をちょっと招きやすいのかも分かりません。きちんとその位置付けが、町から認可された町の認可保育所という基準等々も満たしているしっかりした施設なのだという、そういった誤解のないような周知、その辺も今後注意して行っていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず、名称なのですが、家庭的保育事業所という定員５人での施設の区分としての名称ということでございます。なので、一般的にはあくまで「こりすのおうち」という保育園名でいっていることと、あと町としては、いわゆる家庭的という一戸建ての住宅、そちらの方ですので、いわゆる認可保育所のような本当に集団保育、それと今回は新しく家庭的保育所という、そのとおりいわゆるマンツーマンではないのですが、より少人数が自分の子どもに合っているのではないかなというようなニーズにも対応できるような、一つの新しい選択肢として実施しているものでございますので、今後もその２つ、本当にそういう少人数で手厚くというか、温かく保育されたいなという家庭には、そういう施設がありますということも、これからも紹介してまいりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がないようですので、３款民生費につきまして、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際１４時４０分まで休憩といたします。

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（樫木良美） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

137 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費 3,239 万 7,000 円であります。

説明欄の上段、保健衛生総務事務事業 1,377 万 3,000 円は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、主なものとして、内科医師 6 人と歯科医師 10 人に係る報酬及び費用弁償、担当保健師の人件費が主なものであります。

次のページになります。

説明欄の中段、地域医療対策事業 1,757 万 1,000 円には、医療の提供体制の確立に要する経費であり、主なものとして 18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の高等看護学院に係る負担金や、細節 5 の帯広厚生病院運営費補助金などであります。

139 ページになります。

2 目母子保健対策費 2,780 万 7,000 円であります。

本目は妊娠期から子育て期にわたり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに要する経費であります。

説明欄の上段、母子保健対策事業 396 万 5,000 円は、主なものとしてよちよちサロン、歯磨き教室、パパママ教室等の実施に要する経費であり、保健師、歯科衛生士、助産師など担当職員の人件費のほか、実習材料費などであります。

140 ページをお開きください。

説明欄の中段、乳幼児健診事業 340 万 9,000 円は、乳幼児健康診査の実施に要する経費であり、8 節旅費、細節 1 は、乳幼児健診に係る医師の費用弁償などであります。

17 節備品購入費、細節 1 は、弱視の早期発見のため、スポットビジョンスクリーナーの購入に要する経費であります。

次のページになります。説明欄の上段、妊婦・産婦健診事業 1,571 万 1,000 円は、主なものとして、妊婦一般健康診査に係る委託料や妊婦健診及び産婦健診に対する助成に要する経費であります。

次の妊娠・出産包括支援事業 102 万 2,000 円は、主なものとして、産前産後サポート事業に係る助産師に対する謝礼や産後ケア事業の委託料であります。

次に、不妊・不育症対策事業 370 万円は、特定不妊治療や一般不妊治療、不育症治療に要する費用に対する助成金などあります。

142 ページになります。

3 目予防費 1 億 1,108 万 1,000 円あります。

説明欄の上段、定期予防接種事業 1 億 1,002 万 9,000 円は、感染症予防のための予防接種などに要する経費であり、主なものとして、10 節需用費は、細節 70 の定期予防接種に係る医薬材料費、12 節委託料は定期予防接種に係る委託料、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は予防接種や抗体検査に係る自己負担分の助成などあります。

144 ページになります。

説明欄の上段、任意予防接種事業 105 万 2,000 円は、希望される方に対し接種をする任意予防接種である、中学 3 年生と高校 3 年生、妊婦に対するインフルエンザワクチン接種や風疹抗体価の低い妊娠を希望する女性とその家族に対する麻疹、風疹ワクチン接種に要する経費であります。

4 目成人保健対策費 3,367 万 8,000 円であります

本目は成人に対する健康づくりや、健康相談、生活習慣や食習慣の改善、各種健康診査や、がん検診などに要する経費であります。

成人保健対策事業 125 万 6,000 円は、健康相談に対応する保健師の人件費のほか、まくべつ健康 21 計画策定に係る経費が主なものであります。

145 ページになりますが、生活習慣改善事業 19 万 3,000 円は、運動習慣の普及や健康意識の啓発に要する経費であり、主なものとして、7 節報償費、細節 1 はからだケア&体力アップ講座などの運動講座の講師謝礼であります。

146 ページになります。

疾病対策事業 1,222 万 9,000 円は、町民の疾病の予防や早期発見、早期治療により健康寿命を延伸するため、各種検診の受診に要する経費であり、主なものとして、12 節委託料は人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種検診の委託料などであります。

中段のがん対策事業 1,988 万 7,000 円は、がんの予防教育及びがん検診の受診率向上のため、クーポン券発行やはがきによる受診勧奨を実施するなど、がんの早期発見のための各種がん検診に要する経費であり、主なものとして、11 節役務費はクーポン券やはがきによる受診勧奨の発送に係る郵便料、12 節委託料は各種がん検診の委託料などであります。

次のページになります。

5 目診療所費 2,967 万 4,000 円であります。

説明欄の上段、へき地診療所運営事業 197 万 6,000 円は、幕別地区の新和、糠内及び駒畠診療所の運営に要する経費であり、主なものとして、内科医師 2 人の報酬及び費用弁償のほか、診療車の運転手に係る人件費などであります。

次に、忠類診療所運営事業 1,899 万 3,000 円は、忠類診療所の管理運営に要する経費であり、主なものとして、12 節委託料は管理運営等の委託料であります。

次のページになりますが、14 節工事請負費は排煙窓の改修費、17 節備品購入費は血圧脈波検査装置の更新であります。

次に、忠類歯科診療所運営事業 870 万 5,000 円は、忠類歯科診療所の運営に要する経費であり、主なものとして、12 節委託料は指定管理者業務指定管理料、17 節備品購入費は口腔内吸引装置の更新が主なものであります。

6 目環境衛生費 2 億 2,623 万 4,000 円であります。

環境衛生対策事業 760 万 3,000 円は、環境衛生及び環境保全に要する経費であり、主なものとして、環境衛生業務員の人件費のほか、次のページの 12 節委託料は死亡犬等の焼却や狂犬病予防注射の接種に係る委託料などであります。

150 ページになりますが、墓地維持管理事業 169 万 1,000 円は、町内 11 か所の墓地の維持管理に要する経費であり、主なものとして、草刈委託料や忠類地域の墓地管理委託料に要する費用でございます。

次に、葬斎場維持管理事業 2,047 万 7,000 円は、葬斎場の管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費の燃料費、灯油や電気料、次ページになりますが、12 節委託料の葬斎場の管理及び警備委託料が主なものでございます。

14 節工事請負費は火葬炉の霊台車 2 台の更新、17 節備品購入費は棺を霊台車に乗せ火葬するときの台座を購入するものであります。

個別排水処理特別会計繰出 1 億 5,096 万 7,000 円は、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

説明欄の下段、地球温暖化対策推進事業 4,549 万 6,000 円は、温室効果ガスの削減目標や再生可能エネルギー導入目標の設定等脱炭素に向けたシナリオや将来ビジョン等の策定に要する経費であります。

次ページになりますが、1 節報酬は、地球温暖化対策推進委員会委員の報酬のほか、12 節委託料は

再エネ導入に係る調査やゾーニングの実施、住民との合意形成等を図り脱炭素に向けた計画を策定するとともに、公共施設等への太陽光発電装置を導入するための調査を行うものでございます。

7 目水道費 2 億 231 万円であります。

主な事業といたしましては、簡易水道特別会計への繰出金に要する経費であります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費は廃目であります。

次ページになります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 4 億 970 万 8,000 円であります。

ごみ収集運搬処理事業 3 億 9,245 万 8,000 円は、ごみの収集及び処理に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費、細節 30 印刷製本費は、指定ごみ袋及びごみカレンダーの作成に係る経費、11 節役務費、細節 15 公共施設等ごみ処理手数料は、公共施設や道路の管理上生じるごみの処分経費、12 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみや、燃やせないごみ、資源ごみなど、家庭ごみの収集運搬に係る経費であります。

次のページでありますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 30 勝圏複合事務組合負担金は、忠類地域を含むごみを 1 市 14 町村で共同処理することに係る本町の負担金、細節 4 南十勝複合事務組合負担金は、これまで埋立処理してきた忠類地域のごみの最終処分場の管理に係る経費や事務局運営に係る本町の負担金などであります。

し尿処理事業 1,725 万円は、し尿の適正処理に要する経費であり、18 節負担金補助及び交付金、細節 30 勝圏複合事務組合は、19 市町村で共同処理することに係る本町の負担金が主なものであります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 衛生費の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点伺いたいします。

139 ページ、2 目母子保健対策費、18 節負担金補助及び交付金、18 乳幼児健診、ここの部分に当たるかなと思って質問をいたします。

今、包括的性教育を幼児期から進めていくべきではないか、こういうことを専門家から指摘されております。今、0 歳からでも性教育に関わっていくことが必要ということで、大人からあなたは大切な存在だというメッセージを受け取り、自己肯定感を身につけていくということが、人間としての根幹をつくっていく大事な時期が、0 歳児からということをいわれております。性に関しても、間違った価値観を植え付けられてしまうと、大きくなってから修正していくのが難しいこともあると指摘されております。それで、保護者も科学的に性教育を学んでいない、こういう声も届けられております。乳幼児健診などで、乳幼児期からの性教育を、保護者を含めて行うことが必要ではないかと考え、その点について伺いをいたします。

もう一点、142 ページ、3 目予防費、18 節負担金補助及び交付金。

带状疱疹ワクチンの接種への助成を行うべきではないかと考え、その質問を行います。

带状疱疹は、今、高齢者が多いといわれておりますけれども、コロナ禍の特徴として、中高生や大学生など、若い世代の患者の比率が増えている、こういうことも言われております。带状疱疹は、ワクチンが効果的、不活化ワクチンが有効といわれておりますけれども、不活化ワクチンは、2 回接種必要で、1 回は 2 万円程度と言われております。それで完全に治るまでに、個人差はありますが、1 週間から数か月かかると言われております。私の知人でも带状疱疹にかかって、額の方から発症して目にかかると失明するという、そういう状況も知人から聞いております。そうなりますと、やはり今の状況を考えますと、町の方でもこの带状疱疹に対するワクチン接種への助成が必要と考え、質問をいたします。

この2点です。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） まず、1点目の乳幼児期からの性教育のことをございますけれども、野原委員おっしゃるとおりだと思います。また望まない妊娠ですとか、特定妊婦、若年妊娠、そういったことにも関わってまいりますので、おっしゃられたとおり乳幼児健診等の相談であったり、そういった場面場面で個々にお伝えしていくとともに、集団の性教育という場についても、今後考えていきたいと考えております。

それから、带状疱疹のワクチンの助成のことでもありますけれども、現在、带状疱疹のワクチンは任意予防接種の位置付けでありまして、50歳以上で2回打つというのが推奨されている接種方法かなと考えております。おっしゃられるとおり、予防効果ですとか、それについては98%とか90%と言われていますので、様々な場面で、今回、新型コロナウイルス禍で、带状疱疹になられた方がいるというようなこともお聞きはしているわけですが、そこに根拠といいますか、まだ因果関係というのははっきり認められておりませんので、コロナが収まった後、ちょっとどういうふうになっていくのかなというのは経緯を見守っていききたいということと、それから带状疱疹ワクチンに関しては、今のところ厚生労働省の方でも、定期予防接種化については考えていないようですので、そこら辺の検討の経過も注視してまいりたいと思います。

なお、管内の状況も調べてみましたけれども、今のところ、この4月から上士幌町が助成について開始するとお聞きしていますが、それ以外のところについては、助成のことは考えられていないようでありましたので、ご報告をいたします。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 1点目なのですが、包括的性教育とは、生きていく基本になる、そういう大事なところということで、りっしんべんの性と生きるの生と、これはもう一体化されたものであって、別々のものではないのですね。ですから、総合的に小さいときから一人ひとりが大切にされる、そういう思いをしっかりと子どもたちに伝えて、子どもたちが自立して生きられるように、0歳児からそういうことをきちっと保護者とともに教育を受け、そして自分らしく生きていく基礎になるということですので、保健師さんたちもしっかり学ばれているとは思いますが、そこも含めて、保育所だけではなくて、生まれたときからきちっとやっていくという手だてを、きちっと町の方針として持っていったきたいというふうに思います。

また、带状疱疹のワクチンですが、50歳以上からのワクチンというふうに言われておりますけれども、だんだん免疫力が下がってきているということで、若い世代がコロナ禍で特徴的に増えてきているということだけではなくて、今、带状疱疹の罹患率が上がってきているというのですね。これ、国では調べてはいないという、そういうことは調べてはいないということなのですが、私が調べた範囲ではですね。宮崎県で、それをきちっと、患者数の推移を調べているお医者さんの状況を見ますと、1997年からは20年余りで1.6倍に増えているという、こういう状況も報告されております。そういう中では若い世代にも、高齢者はもちろんなのですが、増えてきているという状況が明らかなのです。ですから、国がそういう状況ではないということなのですが、こういう状況も踏まえまして、町独自で助成をしていく、そのことも必要ではないかというふうに考えますので、その点についてもう一度お答え願います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） まず、1点目の0歳からの性教育、個を大事にされるというようなことですが、保健師もちろん研修とかそういったものを受けて知識をつけておりますけれども、専門職であります助産師ですとか、そういった専門職員も子育て世代包括センターにはおりますので、一体となってそういう教育ができるように、場面場面で説明をしていきたいとは考えています。

带状疱疹ですが、やはり免疫力の低下に伴って起きる疾病でございますので、3年前から新型コロナウイルス感染症がはやって、この感染症が起因するとかいうことではなくて、やはり外出が

減ったり、そういう免疫力が落ちるという場面が多かったのかなと考えております。ただ若い世代の罹患率、おっしゃるとおり国ではまだはっきりとは出しておりませんで、予防接種部会でも今のところ定期予防接種に向けた検討を開始していないということでありましたので、そこら辺の国の動きも注視しながら、今後については研究してまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） それでは2項清掃費、ページ153ページ、1目清掃総務費、細節12番委託費について伺います。

令和3年は委託料2億600万円、令和4年は2億2,200万円、令和5年は2億3,200万円と毎年増えております。その増えている要因について、まず伺います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） ごみの委託料が増えているということでございます。

12節の委託料が増えているかというお話あったというふうに思います。ごみ収集委託料につきましては、基本的にはごみを収集する費用でございまして、毎年状況を見ますと、ほぼ最近については、横ばいが続いている状況でございます。と言いますのは、やはり巣籠り需要等によって、近年においては収集量が横ばいが続いていると。ただ全体で、契約においては、労務単価の上昇分も大きい部分がありまして、収集している量については巣籠りで大体横ばいなのですが、人件費の上昇だとか、あと燃料費の上昇等によって、近年徐々になのですが、上がってきている状況にあるということでございます。

○委員長（岡本眞利子） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 今、巣籠もりで横ばいだと聞いて、私は調べたところでは、ごみの収集、ごみに関しては3割ぐらい増えているのではないかと数字が出ているのではないかと思います。それは、当然、巣籠もりということだと思えますけれど。特にコロナにおける収集作業量、この作業量の強度といいますかね、作業の重さというのが非常に重労働に今なってきているのではないかと。特にコロナのことによって、作業員も、要するにうつってはならないという、そういう神経的な負担、それが非常に強くて、なかなか補充員を置こうとしても補充員もいないというのが、今、収集業者の現状だと聞いております。また、今まで消耗品という扱いであったのですが、手袋だとかそういうものは洗って使えたのですが、今はもう菌のうつりが非常に心配なので、一度で、使ったらもうすぐに使い捨てだということだと聞いております。

そういうことですので、ぜひこの一番大切な作業、この事業が、これからもこの町で円満にやってもらうためには、ぜひ積算上のいわゆる消耗品だとか経費の見直し、そういうものが絶対必要ではないかと思います。また、作業員の精神的負担に対するそういう重さ、それをやはり加味して、諸経費の増加、そういうものを検討するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 経費につきましては、今年度見直しを行いまして、労働単価の上昇分、またごみ処理における種々の事務費等については、きちっと積算を見直したところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 若干補足させていただきます。

委託料の増加でございますけれど、令和4年度、忠類地区のごみがこちらの方に移行したことに伴って、走行距離が伸びたことによって増えております。それと、あと人件費の増。あと作業員の労働環境の改善についても、令和4年度から休みの数を多くしたのと、あと第5水曜日を廃止して労働環境をよくしたのと、そういった環境整備の方も取り組んでおりまして、あと経費の方は、先ほど参事も申しましたとおり、今年度見直しをやっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 152 ページの衛生費の、予算書の 152 の一番上のページに、地球温暖化対策推進計画ということで計上されております。

1 つは、12 番の委託料 4,500 万円という、少なくない金額の委託であります。専門の業者に計画を委託するということであろうと思うのですけれども、この内容についてもう少しご説明ください。

2 つ目ですけれども、いよいよ本格的な区域編の計画になるのだらうというふうに思います。先ほどの部長の説明の中で、住民参加、あるいはプロポーザルというようなこともお話がありました。ざっくりとでよろしいのですが、どんな経過で完成までいくのか、その道順も含めてお示しください。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） この 4,549 万 6,000 円の中身でございますが、先ほども部長の方からお話ありました、地域再エネ導入を計画的に進めるための計画策定ということで、1 つは再エネ促進地域の設定に向けたゾーニング支援というふうに申し上げまして、ひとつ幕別町の再エネのポテンシャルを考えますと、太陽光のポテンシャル並びに家畜ふん尿に係るバイオマスの発電が、ポテンシャルとして多く存在するというのが 1 年目の調査で整理されてまいりました。そのようなことから、それらのどのような場所に、どれだけ導入するのかといったところを、具体的にゾーニングするとか、場所を決めていくというようなことが主要要素となります。また、もう一点の公共施設等の太陽光発電の設備の導入調査でございますが、これは事務事業編の部分に係りまして、公共施設の中にどのように太陽光発電を設置していくか、これは設置できる場所として、施設に設置するのか、もしくは施設の外に、外とか、平場に設置するのかといったことも踏まえて、どれだけの太陽光の発電設備が公共施設の施設内で整備できるのかといったところを調査し、どれだけの発電量があるといったような部分の調査をする内容となっております。

それと今後の流れでございますけれども、今のところ、この事業、国の事業を活用いたしまして、少なくとも 8 月、9 月ぐらいまでには委託事業に関する一定の方向性を決めまして、その後、具体的に、いつ、どのように事業を入れていくか、またその事業を入れる際に、財源をどう確保していくかといったところの整理をしまして、具体的な再エネ導入等に係る補助金等の導入に向けての要望等を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今年度中に完成させていくわけですから、しかも日本全体の、もっと言えば世界全体の目標計画に合わせた取組でありますから、慎重を期しながらも、そういった綿密な調査研究が必要なのだと思います。なかなかこういった調査研究ということになりますと、委託先も限られているといいますか、随分、環境に関わっての取組まれている研究所だとか事業所というのは、この間、随分増えてはきていますが、なかなか地元などでは見つけづらいのだらうなというふうに思います。そういったことから、これから予算を通して、それから多分公募にかけられると思うのですが、この辺はいつ頃になるのでしょうか。

それと、私はやはり一般質問でも求めてきていたのですが、計画策定の過程の中でも住民参加の機会が与えられる、あるいは住民に周知する機会も必要というふうに描いてきたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 今、委員がおっしゃった、公募というところの意味合いがちょっと不明なのですが、この委託事業に係る公募という意味なのでしょうか。この委託事業については、委員がおっしゃっているとおり、比較的専門的な知識が要るといったところにおいて、その事業については、今後、契約については淡々と進めてまいりたいというふうに思っております。ただ、実際、事業を入れる話になってきますと、これは地元の業者でもできる事業は当然ございますし、また、そういう実際に再エネ導入に関する事業を進める際は、やっぱり地元にお金が行くような仕組みを、これは当然つくっていくというのが前提になってまいりますので、そこは十分に考えながら、事

業の構築はしてまいりたいというふうに考えております。

それと、住民周知についてでございますけれども、今後、先ほど言いましたように、委託事業によって計画づくりを進めてまいります。8月、9月ぐらいまでは何とかつくり上げてまいりたいなど。その際には、住民説明会だとか、また事業者に対する説明会だとか、それとか意見交換、それと住民全体においては、パブリックコメントの実施だとかいうのをしながら、住民の意見をきちっと取り入れた中での計画策定というのを実施してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大体分かりました。まずは幕別町の全体の状況、エネルギーのポテンシャルも含めて調査をされた上で、8月、9月を一定の形をつくるということなのですね。その上で住民説明会、住民が参加した周知する機会というのがつくられて、年度内に完成し、令和6年からスタートするというような描き方でよろしかったでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） おおむねは、委員のおっしゃった状況でございます。事業実施については、令和6年度、これ先ほど言いましたように、大変、何するにしてもお金が必要になってまいりますので、優良なやっぱり国の事業なんかも実際出ておりますので、それらを順次活用する方法で、令和6年度から事業は取り組んでいきたいというふうには、現在のところは考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、4款衛生費につきまして、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 5款労働費についてご説明申し上げます。

155 ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費 483 万 3,000 円、本目は労働者対策に係る経費であります。

説明欄の中段、援農協力会活動支援事業 56 万円は、援農協力会に対する補助金であり、勤労者福祉資金貸付事業 338 万 6,000 円は、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫に預託するものであります。

2目雇用対策費 899 万 4,000 円、本目は雇用対策に係る経費であります。

若年者緊急雇用対策事業 338 万 1,000 円は、新規学卒者等で、就職未内定の方を町の事務補助員として半年間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るもので、4人分に要する費用であります。

156 ページになります。

季節労働者雇用対策事業 561 万 3,000 円は、季節労働者の生活の安定のために実施する、冬季の雇用対策に関するものであります。

12 節委託料のうち、細節 5 は街路など幹線道路の清掃、細節 6 は町道の除雪や焼き砂の袋詰めなど、細節 7 は近隣センターなどの清掃や床のワックスがけを行うものであります。

以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 6 款農林業費について、ご説明申し上げます。

157 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 1,889 万 4,000 円、本目は農業委員会の運営や農業者年金事務などに要する費用であります。農業委員会運営事業 1,597 万 5,000 円は、農業委員会委員 24 名の報酬のほか、事務局の経費が主なものであります。

159 ページになります。

2 目農業振興費、1 億 4,591 万円、本目は農業振興に係る補助金や負担金などが主なものであります。

160 ページになりますが、説明欄の下段、ゆとりみらい 21 推進協議会運営事業 243 万 5,000 円は、町と農業関係団体等で構成するゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金で、細節 4 は狩猟免許取得に対する助成など、有害鳥獣被害対策事業に対する補助金。

161 ページになりますが、説明欄の上段、細節 5 は生乳の需要低迷に伴う牛乳消費拡大事業に対する補助金。

説明欄の中段、ふるさと土づくり支援事業 1,500 万円は、堆肥切返し作業や堆肥購入、緑肥種子購入を実施した農業者に対し、その費用の一部を補助するもの。

説明欄の下段、環境保全型農業直接支援対策事業 2,586 万 3,000 円は、化学肥料と農薬の使用を、北海道の慣行レベルから 5 割以上低減する取組と併せて行う、緑肥の作付や堆肥の施用、有機農業など環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体に対する補助金であります。

162 ページになります。

説明欄の下段、中山間地域等直接支援対策事業 3,906 万 1,000 円は、生産条件の不利な中山間地域の忠類地域において、農業生産活動を行う集落に対する補助金。

163 ページになりますが、説明欄の中段、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業 3,006 万円は、農業振興と農村地域の活性化を図る農業者等に対する無利子または低利の貸付金。

農業振興公社運営費補助事業 962 万 5,000 円は、担い手対策や農地の利用集積などを行う農業振興公社に対する補助金。

説明欄の下段、新規就農者支援事業 1,006 万 6,000 円は、新規就農者に対する支援で、18 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、町が認定した 1 件の新規就農者に対する奨励金、細節 4 は就農直後の経営確立を支援する資金として、6 件の認定新規就農者に交付金であります。

165 ページをお開きください。

3 目農業試験圃場費 371 万 5,000 円、本目は施肥比較試験や品種比較試験などを実施する町の農業試験圃場の運営に要する費用であります。

167 ページをお開きください。

4 目農業施設管理費 1,138 万 5,000 円、本目は農業担い手支援センターとふるさと味覚工房の管理運営に要する費用であります。

説明欄の下段、ふるさと味覚工房維持管理事業 479 万 9,000 円は、168 ページになりますが、地場産品を使用した食品を加工する、ふるさと味覚工房の維持管理費のほか、指導員 2 名分の人件費であります。

169 ページになります。

5 目畜産業費 6,162 万 1,000 円、本目は畜産振興に係る補助金や負担金などが主なものであります。

170 ページになりますが、説明欄の中段、畜産団体活動支援事業 590 万 4,000 円は、乳牛検定組合をはじめ、酪農ヘルパー組合などの畜産関係団体に対する補助。

171 ページになりますが、説明欄の上段、肉用牛遺伝的能力評価支援事業 52 万 5,000 円は、産肉能力の優れた繁殖雌牛を保留するため、遺伝子検査を実施した場合に、検査費用の一部を補助するもの。

説明欄の中段、忠類地区道営草地整備事業 1,979 万 2,000 円は、忠類地域において実施する道営草

地整備事業に対する負担金。

公社営草地整備事業 3,153 万 1,000 円は、幕別地域において北海道農業公社が実施する草地畜産基盤整備事業に対する委託料であります。

6 目町営牧場費 7,516 万 1,000 円、本目は町営牧場 3 か所の維持管理に要する費用で、作業員 5 人と補助作業員 6 人の人件費や牧草地の肥料費が主なものであります。

なお、本年度は、幕別地域で 500 頭、忠類地域で 600 頭の入牧を見込んでおります。

174 ページをお開きください。

7 目農地費 3 億 448 万 9,000 円、本目は土地改良施設の管理運営に要する費用であります。

土地改良施設等維持管理事業 3,661 万 5,000 円は、上統内排水機場をはじめ、幕別ダムなど土地改良施設の維持管理に要する費用が主なものであります。

176 ページになりますが、説明欄の中段、14 節工事請負費は、細節 2 の猿別地区の明渠排水路改修工事が主なものであります。

説明欄の下段、小規模暗渠排水整備事業 500 万円は、農業者が農用地の排水改善のため明渠や小規模暗渠を整備した場合に、経費の一部を補助するものであります。

177 ページになりますが、多面的機能支払交付金事業 1 億 9,030 万 5,000 円は、農地や水路、農道などの維持補修や植栽による景観形成など農村地域の共同活動を支援するもので、農業者等の組織 14 地区に対する交付金が主なものであります。

説明欄の下段、農業集落排水特別会計繰出 5,567 万 1,000 円は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

178 ページになります。

説明欄の上段、団体営土地改良事業 1,687 万円は、忠類第一幹線明渠排水路の実施設計に要する費用であります。

8 目土地改良事業費 1 億 4,815 万 9,000 円、本目は土地改良事業の事務的経費や道営事業の負担金に要する費用であります。

道営土地改良事業は、179 ページになりますが、説明欄の上段、18 節負担金補助及び交付金の細節 5 の相川第 2 地区から、細節 10 の明倫新和地区までの 6 地区で実施する道営水利施設等保全高度化事業の負担金が主なものであります。

180 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費 4,217 万 4,000 円、本目は林業振興に係る補助金や鳥獣被害対策などに要する費用であります。

181 ページになりますが、説明欄の中段、公費造林推進補助事業 1,440 万円は、国の森林環境保全整備事業を活用し、人工林造林を実施した森林所有者に対し、その経費の一部を補助するもの。

有害鳥獣駆除対策事業 1,499 万 7,000 円の 7 節報償費は、有害鳥獣捕獲者に対し、捕獲した鳥獣に応じて報奨金を支払うもの。

182 ページになりますが、説明欄の上段、18 節負担金補助及び交付金は、有害鳥獣捕獲者に対し、捕獲個体の処理方法や捕獲した鳥獣に応じて、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し、補助金を交付するものであります。

森林整備環境促進事業 1,160 万 7,000 円は、森林環境譲与税を活用した事業で、12 節委託料の細節 7 は、森林所有者意向調査において、森林組合などに管理を委託したいと回答があった所有者の森林について、森林経営計画の作成や各種補助事業の事務手続の代行、森林巡視活動等を実施するものであります。

18 節負担金補助及び交付金は、森林を維持するために必要な除間伐や下刈など森林整備に要する負担を軽減するため、森林所有者に対し、その費用の一部を補助するものであります。

2 目町有林管理経営費 6,031 万 9,000 円、本目は町有林の管理に要する経費であります。

183 ページになりますが、説明欄の上段、14 節工事請負費は、下刈、除間伐、皆伐、地ごしらえ、

植栽など町有林の整備に要する費用であります。

3 目育苗センター管理費 3,245 万 4,000 円、本目は忠類育苗センターの管理運営に要する費用で、本年度は、トドマツ 3 万 5,000 本の出荷を見込んでおります。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑を予定されている方を確認をしたいと思います。

質疑のある方は。

（ありの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 審査の途中ですが、15 時 40 分まで休憩にいたします。

15 : 32 休憩

15 : 40 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、農林業費の質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3 点伺います。

1 つは、159 ページの農業振興費に関わりまして、昨今の農業情勢から見て、農業経営が大変飼料や肥料の高騰の中で厳しくなっていると言われています。個々の政策で支援策というのが取られますが、今の現状として、この肥料や飼料の高騰を受けて、幕別町全体の農家のいわゆる離農だとかという事態に至っていないかどうか、そして新年度の全体の農家の戸数、どのぐらいになっていくのか伺います。

2 つ目ですが、182 ページの委託料、有害鳥獣駆除の委託料で、全体として農林業の被害が捕獲の効果があって減少しているというふうに伝えられていますが、中でもアライグマの被害が 10 年前から比べて 43 倍にも増えたという指摘がされています。幕別町の実態と、それから新年度予算の中でどんなふうな対策を講じられていくのか伺います。

それからもう一つ、12 の委託料の中で、これ小さいことなのですが、5 番の森の輪製作委託料というのがありまして、この事業内容については説明書でもいただいています。先日伝えられた中では、森林環境税の未使用が多いということが伝えられていまして、幕別町の使用割合も 5 割だということでありました。この辺は事業規模拡大して有効に活用していくということも大事ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

すみません、もう一つありました。最後です。味覚工房に関わりまして、167 ページ、ふるさと味覚工房維持管理費につきましては、昨年より若干増額になっているのですが、この味覚工房、公共料金の有料化に伴って、他の施設よりも利用者の負担が大きくなってきている。つまり時間当たり、少人数で長時間使うという傾向があって、割合として高くなっているということでもあります。この半年間過ごしてきたの使用実績と、それから令和 5 年度どのぐらいの実績を見て計上されているか、伺います。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） まず、1 点目の現状の農家の方々の離農の状況ですとか、現状の戸数ということですが、まず農協さんの方から、今、非常に農業情勢厳しい中で農家さん頑張られているというような状況でございまして、ただ離農ということではいきますと、それを理由に離農された農家さんはいないというふうに伺っております。また、戸数などで申し上げますと、農協さんからの農協の組合員数で申し上げますけれども、令和 4 年度町内の農協の組合員さんの戸数が

476 戸でございまして、前年に比べますと 10 軒減っているというような状況でございます。この 10 軒の離農の理由としては、後継者が不在であるということに伴いまして年齢が高齢になり、離農をせざるを得なかった、また病気、健康を害しまして、経営が続けられないということで、離農された方々が主なものというふうにお聞きをしております。

次に、アライグマの関係でございますけれども、確かにお話いただきましたアライグマの関係につきましては、幕別町におきまして平成 28 年度に初めて捕獲をされたのが始まりというふうになっております。現状の数で申し上げますと、令和 4 年度、これは直近でこの 3 月の現在の数で申しますと、今年度の捕獲数が 90 頭となってございます。これを見ますと、非常に増えた状況、近年で増えているというような状況になっています。

また、昨年令和 3 年度と比べますと、令和 3 年が 36 頭でありましたので 54 頭増えているということで、前年に比べまして約 2.5 倍になっているということで、被害の状況もアライグマは増えてきているというようなことで報告をされております。まず、アライグマについては夜行性でありまして、なかなか日中捕獲するということが難しい状況でありまして、なかなか銃で撃つということにはなりませんので、現在、箱わなを活用しながら捕獲に向けた取組を行っているところであります。これについては、引き続き、続けてまいりたいというふう考えております。

それと次に、森の輪の部分で、譲与税の活用というところでございますけれども、これにつきましてはご指摘とおり基金残高も令和 3 年度末で 4,000 万円ほどとなっております。今年度につきましては、町の基本方針に定めております森林整備、また人材育成や木材利用、普及啓発という、この 4 つの柱の事業にそれぞれ財源、予定をしております、今年度は総額で当初予算におきまして 4,005 万 7,000 円を活用する予定となっております。今年度、財源、譲与税としては 3,113 万 1,000 円ということで、予算以上の活用を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） 味覚工房の利用状況ですけれども、まず 1 点目の使用料を取ってからの利用状況でございますが、前年と比較しますと、やはり 4 割ほど利用者の人数が減っている状況にあります。しかしながら、公社で「味噌づくり週間」など各種講習会を実施しておりますので、それを含めた人数となると 1 割程度の減というふうになっております。

令和 5 年度の予算的には、令和 4 年 2 月までの実績ベースを勘案して、大体ここ二、三年の利用者数というのでしょうか、利用回数で予算は計算しております。やはり利用者のもっと活用してもらうためにも、幅広い世代に使ってもらえるような各種の料理講習会等検討して、味覚工房の利用をしていただくように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 農家戸数の関係で言えば、10 戸がやめられたということではありますが、直接の今回の経済情勢を反映したものではないということでありました。

組合員の数というのはどんどん減ってきているのですけれども、一方、法人化といいますか、農業を事業として企業が進出してこられているという状況もあります。この流れはどんな状況でしょうか。

アライグマのことは分かりました。繁殖能力が非常に高いということですから、もちろんエゾシカや最近ヒグマの被害もありますけれども、手だてを取って対策を講じられるということでもありますから、見守りたいと思います。

森林贈与税の使い方につきましては、分かりました。4,000 万円の基金残に対して、予算額 370 万円ということであったものですから、もっと有効に使われたほうがいいなということを考えたわけですが、始まったばかりの税でもありますから、さらに事業の中身もこの森の輪だけにこだわらないで、住民の皆さんに喜んでいただける政策、提供が必要ではないかと思います。

味覚工房なのですけれども、特別やっぱり今回の使用料改定の中の影響が大きかったですね。それで、1 時間の使用料が 700 円ということでありまして、味覚工房ですからお答えにもありましたけ

れども、みそを作ったり、あるいはパンを焼いたりとかということで、主に使われてきました。そうすると、いずれもかなり時間がかかる作業、大豆を蒸して、それから潰して、そして攪拌してというようなことの時間、あるいはパンは発酵させる時間も必要ですから、そうすると優に四、五時間はかかっていくと。700 円で5時間ということになれば 3,500 円、半額、今、助成はしておりますけれども、当然コロナの時期でもありますから、2人とか3人で使用されているということになれば、これまでのように毎月出かけていったけれども、できなくなったという声があります。この辺、みそについては「味噌週間」とかって言って、この週間のときだけは無料のイベントでもないですけれども、取り組まれているということではありますが、何とかこういうのも他のパンだとかにも広げて、せっかくの施設が料金が改定になって使われなくなったということだけは、やっぱり避けていくべきだと思うのですよね。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） 法人化の関係でございます。

確かに農家、個人経営の方が組合員さんが減って、法人が参入してくるというような状況は増えてはきておりますけれども、基本的に農家さんの場合は、個人経営から個々の農家さんが法人化するというのが主に大きな割合を占めております。ですので、どちらかというと町外というよりも町内の農家さんが法人化していくと、会社化して経営を続けるというようなことが多いのだろうというふうに感じております。

○委員長（岡本眞利子） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） 味覚工房の今後の利用者の増に向けた取組ということで、平均的に味覚工房の利用者につきましては、4時間くらいの時間をかけて料理を作っている状況であります。新年度に向けては、先ほども言いましたように、町が主催として「味噌づくり週間」もはじめ、豚カツ作り、あと例えば、小中学校の父母を対象にした地元産品を使ったお菓子作りとか、お弁当にも利用できるような冷凍食品作り、先ほども言いました利用が高い豆腐、食パン作り等、そういった魅力あるそういった講座を無料で開催していますから、そういうものを多く開催し、それを契機に味覚工房を利用していただきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。

法人化が進んでいると、これも組合員ということになれば、476 戸の中に加えられているのだろうと思うのですが、数は分かりますか。傾向だけ押さえていきたいなというふうに思うものですから、お示しいただきたいと思います。

それと味覚工房ですね、これから企画されていく、常時今まで活用されてきた方たち、イベントだけではなかなか難しいのだと思うのです。こういう方たちは既にこの味覚工房の魅力が分かっていて、そして施設を利用してきた方たちが多いわけですね。そういう人たちにとっては、新しい短期間のお料理作りということよりは、やはり1時間、4時間平均だということであれば、四七、2,800 円ということでもありますから、こういったことこそその検討が必要ではないか、料金改定するときに経過を見ながら、よりよい方向に向けていきたいということをおっしゃっておられますので、この味覚工房あたりは十分その対象になり得るのではないかと思います、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） まず、法人の状況についてですけれども、ちょっと手元に最新のものがありませんが、農林業センサスで申し上げさせていただきたいと思います。

令和2年の数字になりますけれども、法人が79法人ございます。その5年前、平成27年度については44法人ということで、この5年間でいきますと35法人増えているというような状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） ふるさと味覚工房の関係であります、今回、全町的な使用料の見直しに併

せて、もともとは時間当たり 650 円でしたけれども、それを計算に基づいて使用料を算定した結果、700 円ということで、確かに上げさせていただきましたが、比較的、味覚工房を使う人はコロナ禍で少なくはなっているのですけれども、団体さんで使うということが今まで多いパターンでありました。そうすると 1 人当たりになると、さほどの金額でもないのかなという認識ではおりました。

また、先ほど参事が申し上げましたように、今もコロナ禍もあって利用が減ってきております。私達も指導員と打合せをして、何とか多くの人に知ってもらおう、使ってもらおうということで、様々なイベント的なものを作って、それをきっかけとして再度使ってもらおうということで、工夫しながらやってまいりたいと思います。

それと、地域の PTA のお母さんたちとか、そういった人たちもできるだけ来てもらえるように、こちらから声かけをして、多くの方にも利用してもらえるようにやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 方向性としては、理解はしたいと思います。

いかんせん距離が離れているところに、それぞれ目的を持って料理に行かれるわけですが、料金の改定と使用実態の関係がどうなのかというところが、やっぱり大事なのだと思うのですよね。まだ半年しかたっていないから、これから検証されてやっていくのだと思うのですけれども、せっかくの施設が料金が変わることによって、つまり引き上げられたことによって、使用が激減するというような事態には起こしてはならないというふうに思うのです。結局、収入も増えないわけですから、何のために引き上げたのかということになってしまう。その関連性を特に味覚工房はきちっと検証していただきたいということを申し上げました。もし伝わっていれば、それで結構です。

○委員長（岡本眞利子） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 町といたしましても、しっかりと検証はしてまいります。

今まではコロナ禍ということもあって、なかなか検証できない状況にはありましたけれども、しっかりと検証した上で、料金について、変える、変えないというのではなくて、その料金が適正かどうかということはしっかりと判断してまいります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 6 款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 7 款商工費につきましてご説明申し上げます。

185 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費 4 億 3,541 万 2,000 円、本目は商工振興と中小企業支援に要する経費であります。

説明欄の上から 2 番目、商工会振興補助事業 4,090 万 6,000 円は、商工会に対する補助金であります。

住宅リフォーム奨励事業 30 万円は、町内業者の施工により住宅のリフォームを行う方に対し商工会の商品券を交付することにより、住宅関連産業の活性化や消費の拡大を図るための奨励事業であります。今月末までに利用届が提出されたものに係る補助金として 6 件分を見込んでおります。

商店街活性化店舗開店等支援事業 160 万円は、空き店舗対策事業で、新規開業 1 件分の改修及び家賃に対する補助金であります。

186 ページになります。

中小企業融資保証料・利息補給事業 990 万 8,000 円は、中小企業融資に係る保証料及び利息補給補

助金であります。

新型コロナウイルス感染症関連融資利息補給事業 3,186 万円は、令和 2 年 9 月末までに新型コロナウイルス感染症関連融資を受け、借入後 3 年間の実質無利子となる融資に対する 4 年目以降の利息を全額補助するものであり、244 件分を見込んでおります。

2 目消費者行政推進費 1,033 万 4,000 円、本目は消費者行政に要する経費であります。

消費者保護推進事業であります、説明欄の 1 節報酬から 187 ページの 4 節共済費までは、消費生活相談員 3 名分の人件費、10 節需用費のうち、細節 4 は消費生活センター及び消費者被害防止ネットワークにおける啓発活動に係る配布物、細節 30 は詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向けた啓発や注意喚起を行うためのリーフレット作成や町広報紙の印刷経費が主なものであります。

3 目観光費 9,516 万 6,000 円、本目は観光及び物産振興に係る経費であります。

観光物産振興事業 1,775 万 6,000 円は、観光物産振興を図る上で必要な経費について計上しております。

188 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金の細節 4 は観光物産協会に対する補助金、細節 5 は特産品研究開発事業補助金、細節 6 は観光客誘致に取り組むプラス 8 プロジェクト事業補助金であります。

細節 7 の広域観光周遊促進事業負担金は、事業に賛同する十勝管内 9 市町の広域連携事業として、トカプチ 400 による観光誘客を目的としたサイクルツーリズム推進のための負担金であります。

観光施設維持管理事業 907 万 8,000 円は、忠類地域の観光施設の維持管理に要する経費であります。

10 節需用費のうち、細節 21 は道の駅・忠類のトイレなどの電気料、細節 40 は道の駅のトイレなどの水周り設備の修繕であります。

189 ページになります。

アルコ 236 整備事業 4,083 万 2,000 円は、アルコ 236 の浴槽のろ過機の更新や屋上の防水改修工事が主なものであります。

4 目スキー場管理費 3,616 万 4,000 円、本目は明野ヶ丘スキー場と、白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

スキー場維持管理事業であります、説明欄の 1 節報酬はスキー場の補助作業員 9 人分の報酬、190 ページになりますが、2 節給料はスキー場の管理作業員 5 人分の給料、191 ページになりますが、12 節委託料はスキー場管理に要する委託料について計上しております。

192 ページになります。

5 目企業誘致対策費 1 億 4,565 万 4,000 円、本目は企業誘致等に要する経費であります。

企業誘致対策事業 4,439 万 8,000 円ではありますが、18 節負担金補助及び交付金の細節 3 企業開発促進補助金は、固定資産税相当額補助で 13 社を、細節 4 工業用地取得促進補助金は、土地取得に対する補助で 1 社を予定しております。

193 ページになりますが、工業団地取得資金貸付事業 1 億 110 万 9,000 円は、工業団地取得資金の融資に係る原資を金融機関に預託するものであります。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

7 款商工費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、8 款土木費に入らせていただきます。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 8 款土木費についてご説明申し上げます。

194 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路河川管理費 1,271 万 6,000 円、本目は道路及び河川の財産管理に要する経費で、説明欄の道路・河川財産管理事業は、スノーポール、土のう袋など管理用消耗品のほか、札内駅人道跨線橋のエレベーターの保守点検や、道路台帳の修正に要する委託料が主なものであります。

195 ページになります。

2 目地籍調査費 6,456 万 7,000 円、本目は地籍調査に要する経費で、説明欄の地籍調査事業は、事務補助員 1 名の報酬や消耗品などの事務経費のほか、196 ページになりますが 12 節委託料、細節 6 地籍調査測量委託料は、継続 3 地区と、新規に明倫の一部において 1 地区に着手し、合計 33.79 平方キロメートルの地籍調査を実施するものであります。

197 ページになります。

3 目樋門・樋管管理費 325 万 8,000 円、本目は樋門・樋管の維持管理に要する経費で、説明欄の樋門・樋管維持管理事業は、町内にある 107 か所の樋門・樋管の定期点検等の委託料が主なものであります。

2 項道路橋梁費、1 目道路新設改良費 3 億 788 万 8,000 円、本目は町道の整備に要する経費で、道路新設改良事業の主なものとして、198 ページになりますが 12 節委託料は、用地確定測量のほか、町道 5 路線の道路整備に伴う調査設計委託料、14 節工事請負費は、道路改良や舗装強化工事等に要する経費で、細節 2 新北町 32 号通道路整備工事から、199 ページになりますが細節 16 中当基線道路整備工事までの、継続 8 路線、新規 7 路線、全 15 路線の道路工事で、地域別では、幕別地域で 13 路線、忠類地域で 2 路線を予定しております。

16 節公有財産購入費は、旧途別川の改修工事に伴い、架け替えを行う、相川 20 号橋と、道路を移設する相川 7 線の用地買収に要する経費、21 節補償補填及び賠償金は、道路整備に伴う補償費等の経費であり、200 ページになりますが細節 1 は、あかしや団地道路 4 号と忠類 24 号線の水道管移設補償費、細節 2 は相川 20 号橋と相川 7 線の工事に支障となる建物等の移転補償費であります。

2 目道路維持補修費 4 億 8,226 万 1,000 円、本目は町道の維持補修に要する経費であります。

道路施設維持事業 4 億 2,876 万 1,000 円は、町道の維持・管理に要する経費で、12 節委託料、細節 1 町道管理委託料は、幕別地域と忠類地域の除排雪を含めた通年の維持管理に係る委託料、細節 5 町道除雪等委託料は、幕別地域の町道除雪に係る委託料、13 節使用料及び賃借料、細節 5 除排雪機械借上料は、主に公共施設の除排雪に要する機械借上料であります。

201 ページになります。

18 節負担金補助及び交付金は、音更町と共同で管理する十勝中央大橋の維持管理に要する負担金であります。

説明欄中段の道路施設補修事業 5,350 万円は、町道の補修に要する経費で、12 節委託料は、町内の橋梁を 5 年に 1 度点検する法定点検の委託料であり、当年度は 13 橋を予定しております。

14 節工事請負費、細節 3 橋梁長寿命化修繕工事は、茂発谷小橋の修繕工事であります。

なお、道路施設補修事業は、このほかに、令和 4 年度の繰越明許費として 5,000 万円を繰越しており、橋梁長寿命化として、忠類地区の錦橋の調査設計と、南勢地区の南勢橋の修繕工事を実施いたします。

202 ページになります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 5 億 3,493 万 8,000 円、本目は都市計画に関する経常的な経費であります。

都市計画総務事務事業 99 万 1,000 円は、都市計画審議会に要する経費が、主なものであります。

説明欄下段の公共下水道特別会計繰出 5 億 3,394 万 7,000 円は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

203 ページになります。

2目都市環境管理費1億7,573万円、本目は公園の維持管理や補修に要する経費であり、公園施設維持管理事業1億6,926万円は、12節委託料が主なもので、公園やパークゴルフコースの草刈り、清掃、日常管理、遊具の定期点検、トイレ清掃などの委託料であります。

204ページになります。

説明欄下段のナウマン公園キャンプ場維持管理事業647万円は、ナウマン公園キャンプ場の維持管理に要する経費で、205ページになりますが12節委託料、細節5受付業務委託料は、施設の利用案内と、使用料の徴収を含めた受付業務、細節6巡回清掃委託料は、利用状況の確認と、利用後の清掃業務、細節7ごみ収集委託料は、キャンプ場で発生したごみの収集に要する委託料であり、17節備品購入費は、券売機のほか、キャンプ場に設置するゴミ箱の購入に要する経費が主なものであります。

3目都市施設整備費1,518万5,000円、本目は公園整備に要する経費であり、公園整備事業は14節工事請負費が主なもので、206ページになりますが老朽化が進行している「若草南公園のあずまや」と「札内北公園の水路に架かる橋」の更新工事であります。

4項住宅費、1目住宅総務費340万6,000円、本目は公営住宅を中心とした事務に要する経費で、住宅総務事務事業は、会計年度任用職員である公営住宅業務員に要する経費が主なものであります。

207ページになります。

2目住宅管理費3,163万5,000円、本目は町が管理する住宅の維持管理や、修繕などに要する経費で、公営住宅維持管理事業の主なものとして、10節需要費は、壁、床、建具などの修繕料、208ページになりますが12節委託料は、細節1の公営住宅管理人の管理委託料、14節工事請負費は、入退去時に伴う営繕工事に要する工事費であります。

3目公営住宅建設事業費6億4,610万1,000円、本目は公営住宅の整備に要する経費であり、公営住宅建設事業は、あかしや南団地の建て替えに係る経費で、主なものとして、209ページになりますが12節委託料は、建設工事の際の工事監理委託料、14節工事請負費は、2棟16戸の建築工事、設備工事、電気工事と、その住宅に対応する駐車場などの外構工事、21節補償補填及び賠償金は、建て替え時における入居者の移転に要する補償費などであります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点だけお聞きいたします。

205ページ、3目都市施設整備費、公園整備事業についてお伺いいたします。

先ほどご説明にもありました、若草南公園の遊戯施設の更新工事が現在行われています。予算の中では、あずまやを改修するというお話でありました。本公園については、いろいろな方とお話をいただきながら進めてきたという状況を認識しています。すごく気になるのが、安全面について、どのような改善が設けられたのかについてお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 若草南公園の改修ですけれども、本年度は遊具の更新をしております、危険遊具を全て安全な遊具に取り替えております。来年度につきましては、部長の説明したとおり、今、木製のあずまやとパーゴラがあるのですけれども、そちらを擬木のものに更新する予定となっております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 整備計画を持たれたときに、安全について何か議論等が行われたのかお聞きしたかったのですが、どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 安全面につきましては、幕別町公園施設長寿命化計画を立てておりまして、それに基づきまして、D判定となって危険な状態となっているものについて、改修をするという予定となっております。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 要は、遊具の安全面ということではなくて、立地の問題も少し気にかけたところであります。

例えばですけれども、バスケットコートがあるのですよね。今回も改修させていただいてかなりきれいになっていますし、下面もちょっと今は見えないのですけれども、かなりいいものができるのかなというような認識はあります。すごく気になるのが位置なのですよね。要は、道路側に東西も南北もかなり交通量が多いところにゴールがあるのです。通常バスケットコートってフェンスで囲むのですよね。あの公園だけは、なぜかそういった安全対策が取られていなかったのがずっとありました。私小さいときにボールがゴールに当たって外に飛び出して、車が止まるということが結構あったそうなのです。今現在コロナになったものですから、そんなに利用者多くなくて、ちょっと私もその辺について、あ、そう言われてみれば、その前にあったかなというものがあったものですから、今これからきっと新しい遊具ができて、それこそたくさんの子たちが来るような状況になってくれば、やはりフェンスについても安全面を考慮した対応が求められるのではないかと。一例ですけれども、いわゆるそういったものを考えて公園設備を行うべきだったのではないかと思って、お話ししました。どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 遊具等を設置する際は、一応安全エリアというものを考慮して適正に配置しております。あそこのバスケットゴールに関しましては、通常のバスケットのゲームをするようなものではなくて、練習をするような、ゴールが1つついているというようなものでして、一応あそこに関しまして、エリアはクリアしていると設計上はなっております。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 本当に問題なければ、ボールが外に出てきて危ないのですという声は多分聞かれないと思うのですね。やっぱり現実的にそういったことが起きているということを踏まえたときに、町としてはどう対応するのかというのは、やはり必要なのではないのでしょうかね。基準は問題ないからよしとするのか、もう少し、これこそ今、更新の工事をしている最中ですので、そういったものを踏まえて対応していただくことは必要だと思うのですが、どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 設計上は通常の利用をしている際には、安全上は問題ないのですけれども、想定外の利用をした場合は、そういう危険が伴う場合がありますので、今後使用状況を見ながら、安全対策等は引き続き考えていきたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 危険をあおるものではないのですが、やはり危険であり、そういったことが実際あったということは、やはり真摯に受け止めて対応するべきではないかと思うのですが、要は事故があってから対応しますというふうに、私は聞こえたものですから、そういったものではないと思うので、その辺をしっかりとそんなにお金がかかるものなのかなという思いがあります。その辺についてぜひ考えていただきたいのですが、どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 若草南公園の遊具につきましては、更新の際に、以前あった遊具がかなり近い状況にあったものですから、安全を考慮して配置等も考えたのですけれども、今、言われているバスケットゴールの部分につきましては、そういった指摘がございますので、今後、注意深く見ていながら必要に応じてまた対応していきたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

(関連の声あり)

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 公園施設のことで、トイレのことでどのような計画がされるのか、そういったことで1点お聞きしたいと思います。

各公区で町の方からの委託を受けて、町内にある公園を管理するというのはたくさんあるのだと。その中でもトイレのあるところとそうでないところがあって、そのトイレのある公園についてのことであります。

例えば、私のところだと暁町公園というのがあるのですけれども、トイレがあります。暁町ほかに2つ公区があるけれども、トイレがなかったりする。管理の仕方は当然変わるわけであります。その公園を有効に使えるようにということの中では、いろんな思いでもって公区の方の中で管理するわけでありますけれども、トイレがいわゆる男性用と、それから大きい用があるのだけれども、和式なのですね。和式トイレを改善してもらいたいという要望が出ております。それは、やはり高齢者の方が公園で長くいろいろな語らいをして、用をしたくなかった、でもしづらい。子どもが親と一緒に来ていた、遊んでいる、やっぱり和式では使いづらい、そういったことなどがあります。

町の方では、こういう和式のトイレに対して、どのような計画が、そのままなのか、それとも近い将来改善していくのか、そういったことになりますけれども、どういう計画があるのかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 町内の公園に設置しているトイレですけれども、こちらは街区公園のトイレにつきましては、もともと公衆トイレが少ないということで、地域の要望を受けて公園建設する際にトイレを設置しております。あと、和式トイレにつきましては、公園の改修の際に、順次洋式化ということは考えているのですけれども、なかなか数が多いものですから、全て一遍に行えるというものではありませんので、状況を見ながら地域とお話をしながら改修等を考えていきたいと思っております。

ただ、街区公園につきましては、トイレの管理につきましては、公区の方をお願いしている関係がございますので、その辺は公区の方で今後トイレが必要ないということであれば、廃止も検討して考えていきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） トイレが必要ないなんていうことでは全然なくて、公園を多くの人に使ってもらいたいということの中では、これからも残して使っていきたいということが前提での質問だから。その辺お間違いないように。

申し上げたのは、今、公園改修のときなどに検討していきたいみたいな、そんな答弁だったような気がするのですけれども、具体的な和式トイレの改修の計画などは、町は持っているのかというふうな聞いた中身であります。そのことについては何も答えがなかったように思うのですけれども、改めてご答弁願いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） トイレにつきましては和式便所と洋式便所があるのですけれども、トイレの設置されている公園で言うと、洋式便所が設置されている公園が27、和式便所が26で、合計53の公園がトイレが設置されているということになります。

それでも、和式も洋式も便器という形であるものですから、和式の便器数でいくと68で、洋式の便器数が52で、合計120の便器がある。今、現在公園につきましては、長寿命化対策ということで事業を進めてまいっています。トイレの部分につきましては、長寿命化の部分で検査をしましても、なかなか危険な部分に当たらないということで、更新の有無というのが計画に乗ってこないというのが実態でございます。ただ、実際、古くなってきて、そういうような和式の方から洋式にしてほしいとかという要望はございます。全体的なトイレの状況を確認して、本当に、今、谷口委員が言われている、

公園のトイレをなくす、なくさないとかということではなく、全体の部分の中で今後とも本当に必要性のあるトイレなのかどうなのかということも含めまして、検討する必要があるのかなというふうに思っております。今現在は、トイレの整備計画というのはございませんので、今後そういうことをしていかなければならないかなというふうには考えてございます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 1点質問をしたいというふうに思います。

道路網の整備、もっと大きく言えば道路行政ということになるかと思います。予算ですけれども、全般に関わるのですが、あえて言えば202ページ、北海道横断自動車道早期建設促進期成会負担金2万9,000円。それで何を言いたいかというと、幕別町のバイパス計画についてなのですが、これ、もうそれこそ50年とは言いませんけれども、四十五、六年ぐらいになるかと思うのですけれども、都市計画決定をして、町を迂回してバイパスを通そうという計画であります。これは2万9,000円なのですけれども、一方、高速道路を道東道ですね、ずっと通して高速道路を整備しようということでありま。一方、我が町としてはどんどん高速道路が整備されると交通量が減るのですけれども、その中にあるバイパスを計画している。矛盾しているとまでは言いませんけれども、非常に無理のある計画だというふうに思っています。それで、これ、もうずっと何年も同じことを繰り返して説明、我々も受けています。町として都市計画決定を解除することはできないのでしょうか。やっぱり高速道路も造れ、そしてバイパスも整備計画している、そして現道も整備してくれ、非常にこれはアブ蜂取らずと言うのでしょうか、もっと一点に絞って町としての姿勢を強力に出したほうが、私は説得力という効果があるのだと思うのです。

それについて、今年、来年の問題ではないかもしれませんが、町として早急に姿勢を、方向性を示すべきだと、決めるべきだと私は思うのですけれども、その辺はまずどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） バイパスの問題でございますけれども、長年懸案だった問題だというふうに思っております。今、都市計画決定自体は、今、現道の国道とバイパスと未整備のバイパスということで、長年懸案になっているものですから、今年度から改めて仕切り直しということで、開発局の方と打合せを設けさせていただきました。今、現道の話で申し上げますと、幕別の跨線橋の急勾配と止若橋の交差点の渋滞と交差点内がカーブであるということで、危険だということで本町は認識しておりますので、それらの改善について今後どういう手法ができるのか。今の現道の改修でいいのか、新たにバイパスを造るのか、それ以外に何か手法があるのかということ、今年度から開発局と打合せさせていただきましたので、引き続き、これは今現段階で都市計画決定を解除できるのか、できないのかといったら、町の要望としては解除できるというふうにも言えなくもないのですけれども、なるべく軽々な発言はちょっとできないかなというふうには思っておりますので、その辺はじっくり国と協議をもって町の考え方がまとまった中で、改めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） これ課長が判断できる問題ではありません。

ただ、今、説明されたようなことを何年も何年も繰り返してきているのです。今、開発と協議しているとか、これも本当に、私も長く聞いていますけれども、本当に同じことを繰り返している。これはやっぱり町としての姿勢を本当に早く方向性を出して、そして強く、開発なり、道なりに伝えて、町としてはやっぱり方向性を示すことが早道だと私は思うのです。

さっき申し上げたように、高速道路は早く通してくれ、バイパスも計画している、現道も直してくれでは、これは受けるほうも何からやればいいのか分からない。私は、これも本当に幕別町の行政の、何というのかな、本当にそういった意味では方向性を早く出して、そしてそれを実現するとい

う、そういう意欲というか、力に僕は欠けていると思うな。

それと、なぜこれを言うかという、釈迦に説法なのですけれども、明野からずっと鉦路に来て、明野からこちらの方に入ってくるところ、そこを真っすぐ延長してバイパス計画を持っているのですね。そして、それは工業団地のほぼ真ん中なのです。そして、今、工業団地を持っている人たちは自分の土地でも線引きされているのです。ここは道路用地ですと、バイパス用地ですね。それは、そこに永久的な建物を建てたら駄目だという制約されているのです。だから、工業団地の、あるいは土地利用だとか、経済の活性化だとか、いろいろ言っているけれども、そういう言ってみれば私権を制限されている。そういう状態で四十数年なのです。これはやっぱり町として、その土地を持っている人にも申し訳ないし、早くやっぱりここは整理をして、道路の方向性を出す。そうすることによって、工業団地はきちっとした形で使えるわけだから、これはやっぱり大きな問題だと僕は思う。

その辺どうなのか分かりませんが、そういった問題もあるということで、前向きに、それも早く町としての姿勢を示すべきだと思いますけれども、どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） バイパスの関係なのですけれども、開発局とこれまで随分と協議させていただきました。先ほど課長の方から説明があったのは、本年度の実施したことではあるのですけれども、今までバイパスの実現のために、都市計画決定を打っているわけですから、その実現を何としても早く進めたいというのが町の姿勢であったのですけれども、開発局といたしましては、これは知っている方もいると思うのですけれども、今現在、道東道の整備を行っていますので、阿寒から鉦路西インターまでが令和6年に完成予定です。その完成後の利用状況、要するに交通量の状況を踏まえた上で、どういうふうにしていくかということ判断したいということで、開発局の方の見解は示されているような状況です。ただ、それをずっと待っていても遅くなるばかりなものですから、今年度、事前に現道の整備だとか、そういう部分の中で開発局と継続的に打合せをさせていただくということで考えて、打合せをしたというような状況でございます。

都市計画決定で、今言われているように、明野の工業団地の部分で実際に制限がかかっているというのは、当然、町としても認識していますので、そういった部分もありますので、できるだけ早く方向性というか、そういう部分を出していきたいなというふうには考えてございます。

○委員長（岡本眞利子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 部長は開発の人でないから言ってもしょうがないのですけれども、高速道路ができれば当然交通量は増えますよね。絶対数はもう限られているわけですから、その分、下はもう減るのは当たり前です。それを調査する必要はないとは言いませんけれども、目に見えているわけですから、ですからそれを受けて、町としての姿勢はやっぱり明確に、それも早く示さないと、また来年、また来年、そのうち担当者は変わる、こちらの方も担当者も変わる、また一から積み重ね、もうこれの繰り返しですよ。ずっとこの繰り返しで何十年とは言いませんけれども、10年、20年来たのですから。これはやっぱり答弁、町長要りませんけれども、そういうことですから、これはやっぱり不退転の決意で取り組まないと整理されませんよ、進みませんよ。

以上、そんなことで提案というか、私のそれは思いというか、考えなのですけれども、そう思います。それで町長がもしそうだなということであれば、いや、そんなことはないというのであれば、それもそれでいいです。どうぞ。

○委員長（岡本眞利子） 町長。

○町長（飯田晴義） 非常に重たい質問でありまして、これは本当に私が町長になる前のもっと前ぐらいから、どうしていくのだという課題であったという認識であります。

私も、たしか昭和50年ぐらいだったかな、今のバイパス。ですから、もう四十何年たっているバイパスが果たして、今、現実問題として必要なかどうか、これは大いに疑問を持っております。かといって、では現道整備というのは果たしてできるのかという問題も、もう一方であるわけで。これは何かというと、まず止若橋という問題があるので、架け替えを今のところですか。そしたら、

三差路の交差点が非常に急カーブなので線形はあのままでいいのかということがあります。それとも一つ跨線橋の問題があります。今、やるとしたら4%より勾配でなければならないということになってくると、現道整備というのも非常に現実味がない話で、これ極端な話、止若橋ぐらいまで足が延びてくるということになるので、そうなると、では国道の南北の横断というのはどうやってするのだと、こういう問題もあるものですから、非常に悩みが深いわけであります。

それで開発局としては、2024年に釧路西インターまで開通するので、そこ以降に国道がどういう交通量になるのかということを見定めないと、なかなか方向性は出せない、そんな話があつて、これは私どもも名案がないのです。現道整備、難しいな、バイパス整備、あまりにも無謀、北に行き過ぎてこれも難しいな。では中間にルートを設定することもできないかなということも、言ってみれば3択ですね、3択の中で案というものを考えていかなければならないのだろう。案を持たなければ一歩も進まない、そこでここは我々の方から提案させていただいたのは、国幹道と並行路線は整備しないという国の基本方針もありますので、とは言いながらも、現状のままではやはりいつまでもたないということがありますので、それで釧路西まで開通する前に、何案か検討しましょうやということを、私の方から開発建設部の方にお願ひして、それで先ほどの課長の答弁になったということで、問題意識としてはずっとあったのですが、名案がないものですからなかなか決めかねている。本当はこうやりたいのだというものを決めれば、もう胸を張って、これでいきたい、理解してくれということになるのですけれども、そこがなかなか言い切れないものですから、それでこちらから提案をして案を今つくっているという段階であります。

○委員長（岡本眞利子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 町長の答弁です。

揚げ足取るわけではないのですけれども、やはりずっと同じことの議論を繰り返してきているのですよね。現道、橋の問題だとか、跨線橋の勾配の問題ですとか、それはその次に進まないと、そういう問題あるよね、これ問題あるよねって言いながら同じことを繰り返してきている。ですから、これは、今、別保まで出来上がってきていますよね。そして、阿寒から釧路までもう工事、来年度、24年度ですか、ですからもう目の前なのですね。ですから、できてからではなくて、もう併せて研究というか、町としてやっぱり結論を出して、上級官庁にきちっと陳情していく、やっぱりそういう強い気持ちを持たないと、もう同じことの繰り返し、また将来にわたっても繰り返すと思うのです。ですから、町長、今、お話ありましたので、そういう気持ちで取り組んでほしいというふうに思います。要望しておきます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございますか。

（ありの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、この際お諮りをいたします。

本日の委員会は、8款土木費の審査が終わるまで行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑の方をお受けしたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 209ページのあかしや南団地建設工事建て替え工事に関わって、公営住宅の在り方でお尋ねしたいのですが、自然エネルギーを取り入れるというのが、先ほど実行計画もつくり上げるということで、公共施設についても検討されることが述べられました。こういった考えは公営住宅などにも反映されるといいなというふうには思うのですが、そういったお考えはお持ちでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 公営住宅の、例えば太陽光発電などの再生可能エネルギーの整備ということでございますが、先進自治体では、既に太陽光パネルを公営住宅に設置して、共用部分の電気料金を賄うというような手法を取られている自治体もございます。本町におきましては、今、あかしや

南団地の整備、もうこれ実施設計既に終わっておりまして、10棟分の設計が終わっておりますので、今から内容を変えるということになりますと、諸手続がいろいろ様々かかりますので、今後の流れとしましては、新たな団地整備については、そのような再生可能エネルギーの検討というのは当然必要になってくるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） と申しますのは、実は桂町に平屋の公営住宅がありまして、16戸あるのですけれども、オール電化なのですよね。この電気代高騰の中で家賃の4倍、5倍という電気料金が発生しているのが今の現実なのです。これは建てられるときには、オール電化の利点というのがありましたから、当然そういうものを描かれて取り入れられたのだと思うのです。割と手狭な住宅ではあるのですけれども、そういう整備がされることによって、有効に使えるという点もありますから、できたときにはそういうことで受け入れられたと思うのですが、現実は今そういう状況になっているのです。それで、皆さんどうされるかという、とてもそんな高いの払えないということになれば、電気を止めてポータブルのストーブを入れて、そして暖を取るのですよね。先ほど言ったように狭いのですよ。直接火災ということにはならないとは思いますが、設計上考えるとなかなか厳しいなというふうに思いました。

したがって、もうそれはできてしまっている住宅でありますから、これからの住宅のときに、そういったやっぱり自然エネルギーが一番なのだと思うのです。経済状況で変わっていくというようなことが起きないような、やっぱり制度設計というか、そういうのも見通しを持ちながら臨んでいくということが大事だというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 今後の設計におきましては、先ほどもお話ししましたように、再生可能エネルギーを含めて様々な選択肢があると思いますので、そのときそのときに合った一番最善の手法で整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。

オール電化の公営住宅というのは、私は桂町だけしか認識していないのですけれども、ほかにもありますか。これが長期に続くようであれば、管理者としての何らかの支援なども必要かなというふうには実は思っておりました。戸数がどのくらいあるのかもちょっと分からないし、この電気料金、実は今のままですと、6月に37%の引上げというのが、また北海道電力が予定しているというのが発表されているのですよね。そんなことを考えると、やっぱり管理者としての手だてというのも、一考を要するのではないかと思いますでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） まず、オール電化住宅の管理戸数でございますが、今、3団地ございます。

先ほどお話にありました桂町東団地と本町の緑町の単身者住宅、それから忠類の栄町団地ということで、合計が67戸、67世帯の団地がオール電化住宅になっております。桂町東団地の話をさせていただきますと、当初はあそこを整備するときには基本的にはまだまだ暖房機も町で設置しない、給湯器も設置しないといった中で、既存の住宅を建て替えるときに、それらの整備も必要だろうと。今は暖房機はついていませんけれども、給湯器はあかしやについて、もう整備しておりますけれども、なるべく負担のないように、ましてや狭い部屋になりますので、そういう入居者の負担にならないようにということで、オール電化とさせてもらったのですけれども、近年のこの高騰ということで、今、非常に負担になっているということもありますので、今後は繰り返しになりますけれども、様々なエネルギー、灯油だったり、ガスだったりという選択肢が持てるような環境もちょっと考えなければい

けないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今後のことはそうしていただいて、6月にも再値上げがあるということも考えて、やっぱり入居者の状況なども経済状況も含めて掌握していただいて、必要な手だてを講じなければならないと判断しなければならないことも、この流れの中では生まれるのではないかと思うのですよね。そういうときには、ぜひ適切な対処を求めておきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 入居者の負担の軽減ということでございますが、法律などの制度によって、町としましてもできることとできないことがございますので、家賃の減免制度というものがございまして、折を見てご案内をさせていただいているのですけれども、さらにそういう家賃の減免制度があるのだよというお知らせは、いろんな場面でお伝えしたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ないようですね。

8款土木費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ会議を閉じたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって会議を閉じることに決定いたしました。

[散会]

○委員長（岡本眞利子） 本日は、これで会議を終了いたします。

なお、3月14日、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

16 : 53 散会

令和5年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和5年3月14日
開会 10時00分 閉会 15時38分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出席者

① 委員(16名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	藤谷謹至	小島智恵	
若山和幸	荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	
谷口和弥	芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	中橋友子

② 委員長 岡本眞利子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山端広和 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 生 活 部 長	寺田 治	保 健 福 祉 部 長	檜木良美
経 済 部 長	岡田直之	建 設 部 長	小野晴正
会 計 管 理 者	合田利信	忠類総合支所長	笹原敏文
札 内 支 所 長	新居友敬	教 育 部 長	川瀬吉治
政 策 推 進 課 長	白坂博司	総 務 課 長	佐藤勝博 (選挙管理委員会書記長)
地 域 振 興 課 長	谷口英将	糠 内 出 張 所 長	宮田 哲
税 務 課 長	古山悌士	住 民 課 長	本間 淳
防 災 環 境 課 長	井上一成	福 祉 課 長	亀田貴仁
保 健 課 長	宇野和哉	保 健 福 祉 課 長	高橋宏邦
経 済 建 設 課 長	半田 健	水 道 課 長	松井公博
学 校 教 育 課 長	西田建司	生 涯 学 習 課 長	石田晋一
給食センター所長	鯨岡 健	図 書 館 長	天羽 徹
教 育 部 主 幹	土井秀樹	教 育 部 主 幹	添田雄二
防災環境課参事(消防担当)	宮野裕範	防災環境課主幹(消防担当)	山畑尚禎
防災環境課主幹(消防担当)	花本隆範		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 議事課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 4 審査事件 令和5年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計ほか質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 岡本眞利子

議事の経過

(令和5年3月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（岡本眞利子） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

[審査]

○委員長（岡本眞利子） それでは、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 9款消防費についてご説明申し上げます。

210ページをお開きください。

9款1項消防費、1目常備消防費5億5,398万5,000円であります。本目は、1市18町村で構成する「とちろ広域消防事務組合」への分担金であります。

2目非常備消防費3,806万円であります。本目は、幕別町消防団に関わる経費であり、説明欄の上段「消防団活動推進事業」3,297万5,000円は主なものとして、1節報酬は、消防団員155人の年額報酬と災害及び訓練出動等に係る出動報酬であります。

211ページをお開きください。

説明欄下段「非常備消防施設維持管理事業」508万5,000円は、消防団施設及び車両に係る維持管理に要する経費であります。

212ページになります。

3目消防施設費6,422万3,000円であります。本目は、消防施設、消防車両の整備、管理に要する経費であり、説明欄の上段「消防施設整備事業」は主なものとして、14節工事請負費は、幕別地区に配備し幕別町消防団第1分団が運用する水槽付消防ポンプ自動車の更新、及び、213ページにかかりますが、消防庁舎内支署のオーバースライダー改修工事であります。18節負担金補助及び交付金は、消火栓取替工事に伴う負担金であります。

4目水防費47万6,000円であります。本目は、水防対策に要する経費であり、15節原材料費は水防活動に伴う土のう袋等の資材の購入に要する費用が主なものであります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） （なしの声あり）

質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 10款教育費につきましてご説明を申し上げます。

214ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費230万3,000円。

本目は、教育委員の活動に要する費用であります。

説明欄の「教育委員活動推進事業」は、教育委員4人の報酬、費用弁償及び交際費が主なものであります。

2 目事務局費、5,680 万 1,000 円。

本目は、教育行政事務を行う上での経費で、説明欄の 1 つ目「教育総務事務事業」で、主なものは、215 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金、細節 9 教育振興会交付金は、学校教育振興のために町内の小中学校で組織しております教育振興会に交付するものであります。

説明欄の中段「会計年度任用職員給料等支払事務事業(教育)」は、教育委員会事務局の事務補助員 1 人、学校教育推進員 3 人、子どもカウンセラー 3 人、スクールカウンセラー 1 人の報酬や職員手当、共済費などが主なものであります。

216 ページになります。

説明欄の中段「学校運営協議会運営事業」は、学校運営協議会開催に伴う 48 人の委員報酬のほか、各中学校エリアで実施する乗り入れ授業等の教育活動に対する小中一貫教育推進交付金の交付金が主なものであります。

217 ページをお開きください。

説明欄の上段「魅力ある高校づくり支援事業」は、幕別清陵高等学校及び中札内高等養護学校幕別分校における、特色ある教育活動に対する補助金であります。

218 ページになります。

3 目教育財産費 6 億 2,355 万 7,000 円。

本目は、小中学校と幼稚園、教職員住宅 71 戸の維持管理に要する費用であります。

220 ページをお開きください。

説明欄の「学校教育施設整備事業」の 12 節委託料、細節 5 長寿命化改修工事監理委託料は、札内南小学校の長寿命化改修工事に伴う工事監理委託に要するもの、14 節工事請負費、細節 1 小・中学校等整備事業は、「忠類中学校の高圧受電設備の老朽化に伴う更新工事」「教職員住宅リフォーム工事」が主なもので、細節 2 は、令和 4 年度から 2 か年で実施しております、札内南小学校の長寿命化改修工事の令和 5 年度実施分であります。

4 目スクールバス管理費 1 億 3,132 万円。

本目は、スクールバス運行に要する経費で、221 ページをお開きください。

12 節委託料、細節 5 は、スクールバス運行 13 路線のうち、8 路線は、町有車両を貸与し、残る 5 路線について車両を借り上げて運行するために要する費用であります。

17 節備品購入費は、駒畠線のスクールバス 1 台の更新に要する費用であります。

5 目国際化教育推進事業費 1,511 万 9,000 円。

本目は、国際交流員により、小中学校等における英語指導に要する経費であります。

国際交流員 2 人が中学校の英語教諭とチーム・ティーチングによる指導や幼稚園に訪問し指導を行う費用が主なものであります。

222 ページになります。

6 目学校給食センター管理費 2 億 9,526 万 5,000 円。

本目は、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの給食提供と管理運営に要する費用であります。

説明欄の 1 つ目「学校給食センター給食提供事業」は、本年度、児童生徒・教職員を合わせて幕別は 1 日約 2,490 食、忠類は 1 日約 180 食を見込み、給食の提供に要する費用であります。

1 節報酬、細節 2 の給食補助調理員報酬は、幕別 11 人、忠類 6 人に要する費用であります。

223 ページをお開きください。

2 節給料は、幕別学校給食センターの調理員 6 人及び業務員 1 人に要する費用、次の 224 ページになりますが、説明欄の 10 節需用費、細節 60 は、給食食材の購入に要する費用、細節 61 は、児童生徒の給食食材購入に対する町の支援費用で、1 食 22 円の年間約 41 万 6,500 食を見込んでおります。

12 節委託料、細節 5 は、幕別 4 路線、忠類 1 路線分の配送に要する費用、細節 7 は、給食の残渣・

残食を家畜用の餌として処分する費用であります。

17 節備品購入費、細節 2 は、幕別学校給食センター調理場内に設置されている蒸気回転釜、5 か所中 2 か所を昨年度に引き続き更新する費用であります。

225 ページをお開きください。

このページの説明欄「学校給食センター維持管理事業」は、学校給食センターの運営と管理に要する経費であり、10 節需用費のほか、次の 226 ページになりますが、12 節委託料が主なものであります。

227 ページをお開きください。

2 項小学校費、1 目学校管理費 2 億 5,774 万 3,000 円。

本目は、小学校 9 校の管理に要する費用であり、本年度の児童数は、前年度より 43 人減の 1,322 人、教職員数は 154 人の見込みであります。

説明欄の 1 つ目「小学校維持管理事業」、1 節報酬は、町で任用する 5 校 5 人の学校事務補助員及び 6 校 36 人の特別支援教育支援員、臨時英語指導助手 1 人、さらに、医療的ケア児への支援のため配置する看護師 1 名に要する費用であります。

228 ページになりますが、12 節委託料は、小学校の管理清掃や警備などに要する費用、229 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は、学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

説明欄の中段「学校健康診断事業（小学校）」は、児童及び小学校の教職員に係る健康診断等の費用が主なものであり、12 節委託料は、小学校の教職員のストレスチェックに要する費用であります。

2 目教育振興費 4,665 万 4,000 円。

本目は、小学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する費用であります。

説明欄の 1 つ目「小学校教育活動推進事業」は、230 ページになりますが、17 節備品購入費、細節 2 の北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンや今年度更新する学校サーバの償還金、細節 3 の学校図書購入に要する費用が主なものであります。

説明欄の下段「保護者費用負担軽減事業（小学校）」は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、19 節扶助費が主なものであります。

231 ページをお開きください。

新入学学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などの費用であります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 1 億 6,728 万 6,000 円。

本目は、中学校 5 校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は、前年度より 8 人増の 692 人、教職員数は 92 人の見込みであります。

説明欄の 1 つ目「中学校維持管理事業」の 1 節報酬は、町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員及び 3 校 7 人の特別支援教育支援員に要する費用であります。

233 ページをお開きください。

12 節委託料は、中学校の管理清掃や警備などに要する費用、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は、学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

234 ページになりますが、2 目教育振興費 4,941 万 4,000 円。

本目は、中学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する費用であります。

説明欄の 1 つ目「中学校教育活動推進事業」は、1 節報酬、細節 1 及び 8 節旅費、細節 1 は、部活動の地域移行に関し準備や諸課題について検討を進めるため、部活動地域移行検討委員会設置に要する費用であります。

7 節報償費、細節 3 は、部活動などで優秀な成績を修め、全道・全国大会に出場する際の費用を補助するものであります。

235 ページをお開きください。

17 節備品購入費は、細節 2 の北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンや今年度更新する学校サーバの償還金が主なものであります。

説明欄の中段「保護者費用負担軽減事業(中学校)」は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、中学生の修学旅行に要する費用の一部を補助するものであります。

19 節扶助費は、新入学学用品費の入学前支給をはじめ、就学援助などの費用であります。

236 ページになりますが、4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 1,799 万 7,000 円。

本目は、わかば幼稚園の管理に要する費用であり、本年度の児童数は、3 歳児 5 人、4 歳児 4 人、5 歳児 5 人の合計 14 人となる見込みであります。

説明欄の 1 つ目「幼稚園維持管理事業」は、わかば幼稚園の園長や事務補助員、幼稚園教諭や代替教諭の報酬や手当のほか人件費が主なものであります。

238 ページをお開きください。

2 目教育振興費、予算額 4 万円。

本目はわかば幼稚園の教育振興に要する費用であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 1,378 万 5,000 円。

本目は、文化賞・スポーツ賞等表彰式のほか、小学生国内交流事業、中学生・高校生海外研修事業などに要する経費であります。

説明欄の「社会教育総務事務事業」は、239 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金の各種団体等に対する補助金が主なものであります

240 ページをご覧ください。

説明欄の上段「小学生国内交流事業」は、本年度、神奈川県開成町、高知県中土佐町からの受入れに加え、本町からは埼玉県上尾市に小学校 6 年生 15 人を派遣するための費用を計上しております。

説明欄の下段「中学生・高校生海外研修事業」は、海外研修引率者 3 人分の旅費のほか、241 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、中学 2 年生 16 人、幕別清陵高校 1 年生 3 人の海外研修参加補助が主なものであります。

2 目公民館費 1,211 万 4,000 円。

本目は、糠内・駒島公民館及びまなびや相川と中里の管理運営経費のほか、しらかば大学運営に要する経費であります。

243 ページをお開きください。

3 目町民会館費 2,628 万 7,000 円。

本目は、町民会館の管理運営に要する経費であり、12 節委託料など施設管理に係る経費が主なものであります。

245 ページをお開きください。

4 目郷土館費 959 万 5,000 円。

本目は、ふるさと館の管理運営などに要する経費であります。

説明欄の下段「ふるさと館・郷土館維持管理事業」は、会計年度任用職員 2 人に要する人件費のほか、246 ページになりますが、10 節需用費の施設維持管理に要する経費が主なものであります。

次の 247 ページをお開きください。

5 目ナウマン象記念館管理費 1,653 万円。

本目は、ナウマン象記念館管理運営に要する経費であります。

説明欄の「化石発掘調査研究事業」は、本町の学芸員を中心に、ナウマン象足跡化石の発掘調査を引き続き実施するもので、足跡化石発掘調査の鑑定等に伴う指導謝礼のほか、次の 248 ページになりますが、13 節使用料及び賃借料の重機借上げに要する費用が主なものであります。

次に説明欄の中段「ナウマン象記念館発掘等体験講座事業」は、発掘体験講座等の専門機関への委託料と講座で使用する化石の購入経費が主なものであります。

説明欄の下段「ナウマン象記念館維持管理事業」は、会計年度任用職員 3 人に要する報酬や、職員手当などの人件費のほか、次の 249 ページになりますが、10 節需用費と 250 ページになりますが、12 節委託料など、施設の維持管理に要する経費が主なものであります。

6 目集団研修施設費 193 万円。

本目は、集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であり、251 ページになりますが、10 節需用費が主なものであります。

7 目図書館管理費 7,495 万 2,000 円。

本目は本館、札内及び忠類分館の管理運営に要する費用であります。

説明欄の 1 つ目「図書館を核とした地域づくり事業」は、1 節報酬として、図書館協議会委員 10 人分の報酬。

次の 252 ページになりますが、13 節使用料及び賃借料は、AR 技術を活用し、図書館が関係課と連携しコンテンツを作成いたしました、郷土の史跡や地域の観光資源などについて情報発信するために必要なアプリケーション「マチアルキ」の使用に要する費用であります。

説明欄の中段「図書館蔵書整備事業」は、図書資料 4,298 冊、AV 資料 54 タイトルの購入に要する費用であります。

説明欄の下段「図書館維持管理事業」は、1 節報酬は、事務補助員 1 人とブックモービル運転手 1 人分の報酬、2 節給料は、図書館司書 8 人分の給料などが主なものであります。

255 ページまで飛びますが、中ほどにあります。

14 節工事請負費、細節 1 本館北側駐車場改修工事は、本館北側駐車場の舗装が経年劣化や凍上の影響により損傷・変形が著しいことから、全面改修するものであります。

17 節備品購入費は、北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し更新した図書館 3 館及び中学校 5 校分のシステムの償還金であり、18 節負担金補助及び交付金、細節 6 は、町民文芸誌まくべつの発行に係る交付金であります。

256 ページをご覧ください。

8 目百年記念ホール管理費 1 億 592 万 2,000 円。

本目は、百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する経費であります。

説明欄の「芸術・文化公演事業」は、7 節報償費の忠類地区の生涯学習講座及び特別講演会に要する費用が主なものであります。

説明欄中段「百年記念ホール維持管理事業」は、14 節工事請負費は、ホール屋外通路部分の雨よけ設備のコリドールとプラザイベント広場ベンチの改修に要する費用であります。

257 ページをお開きください。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 1,037 万円。

本目は、スポーツ推進委員 12 人の報酬や大会参加奨励金のほか、各種スポーツ団体の活動支援に要する経費であります。

説明欄の「保健体育総務事務事業」は、7 節報償費、細節 3 の少年団や部活動などで全道・全国へのスポーツ大会に出場する際の交通費や宿泊費など経費の 2 分の 1 を補助する参加奨励金が主なものであります。

258 ページをご覧ください。

説明欄の中段「スポーツ推進事業」は、7 節報償費、細節 1 の各種スポーツ教室開催に伴う講師謝礼に要する経費が主なものであります。

259 ページをお開きください。

説明欄の上段「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」は、子どものスポーツを支えるための講演会及びオリンピック学校訪問事業に要する費用のほか、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 のスポーツ合宿誘致に取り組むための補助に要する費用が主なものであります。

2 目体育施設費 1 億 1,926 万 3,000 円。

本目は、農業者トレーニングセンターや札幌スポーツセンターの指定管理料をはじめ、忠類体育館、運動公園陸上競技場及び野球場など、体育施設の管理運営に要する費用であります。

説明欄の「屋外体育施設維持管理事業」は、運動公園陸上競技場や野球場など、屋外体育施設の維持管理に要する経費で、10 節需用費や 260 ページになりますが、12 節委託料が主なものであります。

下段「屋内体育施設維持管理事業」は、261 ページになりますが、14 節工事請負費のトレセン・アリーナ床ウレタン塗装工事に要する経費が主なものであります。

262 ページをご覧ください。

説明欄の中段「町民プール維持管理事業」は、町民プール 5 か所の管理運営に要する経費であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 2 点質問させていただきます。

1 点目は 217 ページ、負担金補助及び交付金の魅力ある高校づくり支援事業補助金であります。主に幕別清陵高校のほうからの声ということで質問させていただきます。

さきの決算委員会でも同僚議員から質問ございましたが、この補助金の運用に当たって、金額は別としても、その内容として、なかなか高校側もやりたいことというのが、うまいこと上手に使い切れないというような意見、教育委員会のほうにも届いているのかというふうに思っております。要は、この 1,000 万円ほどの金額を 1,000 万円以内の内容に収まってしまうのか、逆にその 1,000 万円を 1,200 万円、1,300 万円の価値にするのかといった予算の設計の仕方ということで、いろいろと補助金ですので、公金ですので、何でもかんでもというわけにはいかないということは十分承知しておりますけれども、やはりこの魅力ある高校づくりということで、学校側のほうで非常によく工夫してやっているということですので、もう少しそのあたりが柔軟な運用ができないのかということに対しての質問になります。

2 点目、234 ページ、部活動地域移行検討委員会についてです。

これについて、次年度設置するという、さきの議会でも承認されまして、これについては非常に評価したいなというふうに思っております。来年度 1 年間で、まずは検討委員会の設置をして、そこでいろいろと課題を洗い出すということではございましたが、現場のほうで、中学校のほうでは、早く移行してほしいという声もあります。そうではない声もちろんありますけれども、それで、実際、先生たちの中でも実践していきたい、試行していきたい、その地域移行に対して早くやりたいのだけれども、なかなかどう動いていいかわからないというような声もあります。次年度、基本的にはその委員会の会議等が中心になるというふうには思うのですけれども、そういった試行的な実践というものも含んでおられるのか、どういった 1 年をイメージされているのかということについて伺います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ご質問の 1 点目魅力ある高校づくり支援事業補助金ということで、清陵高校への補助金ということで、なかなかやりたいこと、うまく高校と、というお話かと思うのですけれども、こちらについては、本当に高校のほうと何度も協議を進めながら、実際高校としてどういった形で考えているかということであったり、町としてこういった支援が適切ではないかということころも、十分協議を重ねて実施しているもので、100%高校の思うとおりということにはならないかと思うのですけれども、そこについては、今後もさらにしっかりと協議を進めて、両方ウィン・ウィンという関係で実施できるように進めていきたい。その中では、金額面については、今、1,035 万 6,000 円という金額ですけれども、こちらについての上限というのは、当然その内容によってということにな

るかと思うので、今、このキャップをはめてどうこうということではないのかなというふうに考えていますので、内容によっては当然上下もあり得るということも踏まえながら協議を進めていければというふうに考えております。

続いて、部活動の地域移行についてであります。

ご評価いただいたとおり、5年から検討協議会、検討委員会を立ち上げて検討していくわけですが、現場の声として試行したい、試しながら進めていきたいという部分の声があるということで、そういった声、本当にありがたいなと思います。まずは、検討委員会のほうで考えているのは、先ほど小田委員もおっしゃったように、部活動地域移行のまず課題洗い出しということ、あと、情報共有というところをメインで考えておりますけれども、その中で、実際、試行という部分を当然出してくれば、試行していくという内容も当然踏まえて検討していくことになるのかなというふうに思っています。さらに、これが検討期間が、今、任期といいましょうか、その検討委員会が2年という任期で今考えているのですけれども、これが何年間で検討しながら実際のスタートを切れるかという部分は、まだちょっと見通しが立っていないものでございます。ですので、その見通しが立っていない中で検討を進め、試行があるのであれば、試行も当然あり得るというふうに考えているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 改めましてですが、1点目ですね。以前よりは町のほうも柔軟に対応してもらえるようになっているという話は、確かに聞いております。ただ、昨年度ももちろんコロナの関係がありましたけれども、返金をしなければいけなくなったと。ほかの項目では使いたいことがあるし、もっとこんなこともしたいというところがある中で、残念ながら返金をしなければいけないということに関しては、非常に客観的にもったいないなというふうに思いまして、1,000万円以上をさらに増額というふうには私も思っていないのですけれども、せっかく1,000万円ちょっとの予算を立てている中で、先ほど申し上げたのは、やはりその1,000万円の価値を1,200万円、1,300万円の内容にしていくというようなことにおいて、やはり学校側、やっぱり魅力ある学校づくりという部分は、もちろん第三者の声も必要ですけれども、やっぱり一番分かっているのは現場の声ということで、その中でまだいわゆる募集人数という部分においても、大きな結果が残念ながら出てはいないというところもありまして、そういったところでも金額云々というよりも、その予算の運用の設計の仕方という部分でも、町が学校をしっかり応援していて、学校の先生たちも、より一層頑張らなければと思ってもらえるような、そういった予算運用、設計の仕方というのが必要なのではないかとというふうに思いますが、改めてそのあたり、より学校側の意見を尊重していくということについて求めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目ですね。おっしゃっていることは大変よく分かります。本当にまだ先が見えない、ほかの自治体も試行錯誤ではありますけれども、実際に動いている自治体もたくさんございまして、北海道の中でも、複数の自治体が提言書等々を上げたりとかしているところもございます。見えない中ではありますが、町として地域移行に対して本格的に実施というのを、何年後というふうなことをもしイメージされているのであれば、お答え願います。

委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ご質問の1点目、魅力ある高校づくり補助金の関係ですけれども、より高校に理解を得て、充実した内容でというお話かと思うのですけれども、まず令和3年度、かなりの金額が返還があったというのは事実でございます。これは小田委員おっしゃるように、やはりコロナ禍でそういった活動が行えなかったということへの返金かと思います。こちらについては、ほかに充てられなかったかということはあるでしょうけれども、もちろんこれは町の補助金としてお出ししているもので、何に充ててもいいよということでのそういったものではないということは、小田委員もご理解いただいているものかと思います。可能な限り柔軟性は持っているというふうに考えてはおりますけれども、やはり町の補助金ということなので、ある程度の制限の中で理解をいただきながら進めているということです。今後も先ほどもお話ししましたが、本当に協議をしっかりと進めて、

より高校のほうとしても理解ができるような内容で、町としても支援として、魅力ある高校づくりに努めていきたいというふうに考えております。

続いて、2点目の中学校の部活動移行なのですが、目標年度というところのお話ですけれども、ご存じのように国は令和7年度までに移行ということを当初お話ししてはいたしましたが、そちらについてはそれぞれの地域の事情があるので難しいということから、移行できるところから順次というようなお話もいただいているところで、かと言って目標年次を延ばすわけではないのですが、もちろん切実な問題を抱えている学校もあるというふうに理解しておりますので、可能な限り早く移行に進めていけるように検討委員会の中でも皆さんで情報共有をした中で可能なものから順次ということになるかもしれませんけれども、そのように進めていければというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 最後にしたいと思いますが、町の公金という部分については重々承知しております。ただ、今、町のイベント、町主催のイベントであったりとか、町民が主催するようなイベント等において、この町において、清陵高校の生徒さんたちというのがなくてはならない存在というのは、もう地域の人たちは大いに理解している部分があって、この高校があってこそこの町というようにことも一步一步出来上がっているのかなというふうに思っています。やはり地域の宝でありますので、やはり公金を我々議会への説明とかそういったこともあるかと思うのですけれども、かなり多くの地域の方々がやっぱり協力したい、好印象を持ちながらやっているかというふうに思いますので、そういったことも踏まえて進めていっていただきたいと求めます。

それから、部活動については、確かに国のほうで少しトーンダウンした部分があって、地域に应运じてということもありました。それを逃げ道にならないように、地域に应运じてということですので、より一層我が町が進められるように、また、そういった土壌のある町だというふうに私は思います。成功しているところは、教育委員会がやっぱり強い思いでやっているという事例が数々挙がっておりますので、期待したいと思います。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 中学生の地域移行の関係なのですが、今、小田委員が質問しておりますけれども、私はこの部活動の改善は教員の負担解消からも必要とは考えております。それは、意見は同じ、そのように考えているのですけれども、今、ここで問題になっているのは、移行に関しまして会費とか、部活動に移行することによりまして指導員の人件費など、利用者が負担する、保護者が負担する、こういうことが一番大きな課題かなというふうに思います。他町村で試行した場合ということで、経済産業省が未来の部活ビジョン、これは2022年9月に移行するということで試算しているので、それで、例なのですけれども、大阪地域では週5回実施しますと、会費として1万8,000円かかる、川崎・横浜市では月20回利用した場合には2万1,250円、福岡地域では週2回で4,000円、このように利用料がかかるということで、このことによりまして、やはり家庭の格差が表面化するのではないかと、こういう懸念が出されております。

それで、昨年の6月に全国市長会なのですけれども、懸念や心配の声が上がっているということで、国の責任において財政負担、このことを明確にすることということで、緊急意見を出しているのですね。ですから、そういうところもしっかり検討していかなければならないと思います。

それで、幕別町では2010年に子どもの権利条例が出されております。それで、その8条に「子どもは、自分にかかわることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が保障されなければなりません。」1として、「自分の意見を表明する機会が与えられること。」

まさに、この部活動は子どもに関わる大きな問題があると、子どもの意見をしっかりと聞くということが必要だと思います。それで、検討委員会に保護者ですとか子どもたちの意見をしっかりと表明できるというか、議論していくところに参加していく、そういう過程の中で移行していくということ

も検討されなければならないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 部活動地域移行の検討委員会の内容についてということですが、今、野原委員からお話あったことにつきまして、まず構成員なのですけれども、今考えておりますのが、校長会の代表2名、そしてスポーツ団体の代表ということで、こちらが8名、合計10名の委員を構成しながら検討したいというところで考えております。

こちらについては、先ほど小田委員にもお話したように、まずは課題の洗い出しだったり、情報共有というところで、より専門性の高い内容になってくるということで、この関係する方たちでまず構成をさせていただきたいというものでございます。その中では、当然、今お話あったように保護者であったりだとか、実際の児童生徒の声を聞いていくことというのは当然大事となってくると思います。ですので、構成員には入りませんが、あと失礼いたしました、文化団体も入っているのですけれども、委員会の構成はそのような構成で、委員会で検討を、いろんな角度で課題を洗い出しながらかやっていくのですけれども、当然、その中では、今お話あったようなアンケート調査であったりだとか、そういうふうにながら保護者や児童生徒、そちらのほうからの意見を十分吸収といひましようか、取り入れて、それらを参考にしながら、今後どのような形で部活動地域移行をしていけばいいのかということ、検討していく材料の一つとしてやっていければというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） アンケート調査、保護者から、中学生からアンケート調査を、これも必要だと思います。しかし、議論に加わる、検討していく、その過程が大事だと思います。それと同時に金銭的な費用がかかるということでは、家庭の格差、経済の格差が現れるのではないか、その費用を払えなければやはり部活動に参加できない、そういう思いがあっても参加できないということもあり得るのではないかと思います。町がその財政負担を全て行うということであればこれは別ですけれども、そういう状況が保護者の中からも出ているということで、市長会もこういう懸念を出しているということ、を十分踏まえて、移行するその過程の中でやはり保護者、それから子どもたちの意見をしっかりと聞く、その姿勢は持つ必要が教育委員会では必要ではないかと私は思いますので、その点はいかがですか。アンケートだけではなくて意見を聞く、その場に参加する。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 保護者の意見だとか、児童生徒の意見というところでアンケート調査一例で出しましたけれども、ほかにも違った形で集会といひましようか、集まりだとか、あとはそういう別の場所を設けながらお話をお伺いしていくという場面は想定しているところでございます。ですので、野原委員おっしゃるように、幅広く保護者、児童生徒の意見を取り入れるような内容で検討していきたいというふうに考えています。あと費用負担の部分、確かに野原委員おっしゃるように、切実な問題につながることも考えられます。ただ、何せ令和5年度から本町については検討していくことですので、今お話あった部分も含めながら検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 十分に検討していただき、慎重に検討していただき、子どもたち、希望する子どもたちが全て部活に参加できるような、そういう手立てをしっかりと行って移行、そういう形にしていかなければ、本当に経済格差、ここが本当に心配されるところですので、十分慎重な検討をして進めていっていただきたいと思います。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 魅力ある高校づくりについて関連で質問させていただきます。

先ほどお話がありましたが、魅力ある高校づくりは特色ある高校づくり、いわゆる幕別の清陵高校が生徒さんから選ばれるような高校づくりということで、取り組んでこられたのかなというふうにと認識しています。すごく懸念なのは、魅力ある高校づくり、あくまでもソフト面、いわゆる学校でどう

いうことができるのかな、こういった支援ができて、こういった取組ができるのかなということで、応援されているということで認識しています。私が気になることですが、ハード面、いわゆる高校に通うに当たっての課題、いわゆるですね、生徒もそうなのですけれども、保護者から見てもというような状況で見たときに、この高校はどうなのかなというところでお話をさせていただきたいなと思います。特に通学について、現場から、この辺の改善が図られないかいというような声がありました。いわゆる登校の際に、JR とバスが一本ずつ走っているのですが、共に時間が近いのですよね。JR ですと、帯広から来る場合を想定なのですけれども、7時50分に帯広 JR 駅を来て札内駅に着く。帯広バスターミナルの場合も7時58分に出て8時20分に着く。要は、10分間しかないのです。どっちか乗れなかったら、もう学校に行く手段がないのですよね。こういった状況があって、だったら帯広の学校のほうがいいのではないかなというようなことにならないのかということで、学校の先生たちがもったこの環境整備を進めてほしいというような声がありました。

もう一つが、近年幕別の子どもたちが清陵高校を選んでいただいて、少しずつですけれども、地元の子どもたちが増えていますという声もお聞きすることができました。やはり町内の子どもたちが、地元の高校を選んでいただくという意味ではすごくありがたいですし、よかったなという思いがあります。そういう意味で、逆に糠内や忠類から交通手段が同じく、ないのです。そのために、糠内中学校や忠類中学校の子どもたちが、初めから選択肢として清陵高校を選ばないのですよね。帯広に行くか大樹に行くかという中で、やはりこういったところも町としても、地元の子どもたちが通える環境を整備するということもちょっと考えていく必要、ちょっとかなり予算がかかることなので、特に高校なので簡単にスクールバスというようなことにはならないですし、いろいろな条件があるのは承知していますが、やはり地元の子どもたちが通える学校というのをやはり念頭に置くことも大切なかなと思って、ちょっとその辺の町の認識をお聞きしたいと思います。

もう一つが、この前の予算委員会でもお話ししたのですが、入学付近のときにかなり資金が必要になってきました。今までですと、令和2年ですと、大体入学当初の負担金や制服代とか教科書代の副教材とかジャージとか上靴とか全部合わせると、大体10万5,000円ぐらいだったのです。でも、昨年からはタブレットを1年生から持ってくださいとなりまして、大体すごく安いものを清陵高校でも入れていますという話をされていて5万円前後、いわゆる5万円前後上がっているのです。それをやはり入学のときにお支払いしなければいけない。音更高校は全額町で持ちますというようなことで予算が組まれています。町としてもこういったところにこういった取組ができるのか、町の中では魅力あるまちづくりの支援事業の中でというお話がありましたが、しかし、これ全員が必要なものなのです。特色がどうのではなくて全ての子どもたちに必要なもの、いわゆる環境を整えるという意味では町として考えていく必要があるのかなと思っています。

もう一つが、給食、学食の問題ですね。これは道の教育委員会が学食を、北海道、高校から外すというような状況から、北海道ではもうほとんどの学校でやられていないのです。逆に福岡県とかは県で力を入れているので、9割の学校、97ある学校のうち9割が全ての高校に学食を入れているというように、県によって持ち数が違うので、北海道がどうのというようなことはなかなか言いにくいのですが、そうした中で、やはり学校のお昼をどのように確保するかというのは、やはり一つの課題であるなというふうに認識しています。どれも一概に簡単にできるようなものではないのですが、今後の清陵高校の魅力を高めるためには、事業の改善も必要だとは思いますが、学校に生活するに当たっての環境整備というのもぜひ考えていただきたいと思うので、その辺について町の見解をお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 清陵高校の支援ということでのハード面、通学支援であったり、入学に係るもの、さらには学食での昼食ですよね、そういった部分でのお話だと思うのですが、まず、大前提としてあるのは、もちろん道立高校ですよということがまず大前提にありつつ、町にある高校ということで、可能な限り支援を行うという姿勢の中で支援を行っております。その中でお話し

て、町としてハード整備というところが、どこまで可能かという部分は、今、荒委員おっしゃったものは、当然、教育委員会としても、町としても検討しております。検討した中で、今、お示ししている支援の補助金ということにはなっているわけで、今後もいろんな場面でいろんな時代の流れがあるかと思います。それらを踏まえて、今、ばつつりとやりませんというような、ばつつと切るわけではないのですけれども、引き続きそういった、どういった支援がいいのかという部分を検討していきたいというところで。あとは、やはり当然町民であって帯広の高校に通う保護者の方、町民の方もいらっしゃるというところの全体的な公平・公正といいたしめようか、町民の方全てに理解を得られるような内容でということを視野に入れながら検討しているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 検討されているということですので、ぜひ、今後の幕別の唯一の高校に、中札内分校もありますけれども、普通科ということで言えば唯一の高校になります。やはり今それこそ子どもたちがいる中で、柏葉高校さんもクラスを減らしてくるというような状況もありました。そうした中で、清陵高校を選ばれる、もしくは清陵高校に通いたいという子どもたちが増えることが、何よりも大切だと思っていますので、ぜひ、いろいろな取組があるとは思いますが、いろいろな選択肢を持って、幕別の清陵高校がこれからもずっといい高校だと思っていますいただけるような取組を進めていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですね。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、石川委員。

○委員（石川康弘） 今、荒委員からも質問がありましたけれども、清陵高校の魅力づくりについて、先日もある親御さんから、高校を選択する場において、やはり通学の条件が非常に重要になってくると。その中で、幕別には下宿屋さんがあるわけでは多分ないのだと思うのですね。その中で、例えば、農家さんなんかは、一線を退いて部屋が空いているとか、そういうところを提供して親御さんが送り迎えを手伝うとか、そういうことはできないだろうかという話もありました。ほかの高校でも寮をつくったり、いろんな政策をしているわけですから、幕別でもそのようなことを行って、一人でも多くの方々がこの清陵高校を選べるような状況を積極的に出されていくべきではないかというふうに思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 足の確保ですけれども、下宿や何かも高校側とは補助の内容についていろんなケースが上がっています。先ほど言っていましたタブレットの話ですとか、あと食事の関係ですか、昼食なんかは、コープさっぽろのサービスとどうにかつながらないかというようなことで検討したような経過もあります。そういう足の確保とか、そういうものは今までやっておりまして、学校側ともなかなか話が合わないというところもありますし、1人下宿サービスですとか、下宿の関係ですとか、通学という補助になると、限られた人数にしか費用がいかないということもあります。町内で高校に通っている方は皆さんいらして、ほかの学校にも行っていると思いますけれども、その方たちにもそういう補助金や何かを出していませんので、そういう均衡といいますか、全体の中で均衡を図りながら魅力ある高校づくりの手助けをしたいなと思っております。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、谷口委員。

○委員（谷口和弥） 清陵高校への支援についてであります。

ちょっとこれまで出された方、意見とは違うことを申し上げるのかもしれないけれども、1点お尋ねします。

本来、こういう町からの支援ということは、本来であれば考えなくてもいいお金なのだというふうに思っているのです。それは、運営主体が道であるからです。道のお金の中で魅力ある学校ができる、特色のある学校ができる、そうなるべきのものが、そういうふうになりづらいということからの議論

なのだと思うのです。帯広市中心部にあるような高校だと生徒数の確保ができて、郡部の学校はできないものだから、独自に自治体が支援をしている、そういう実態からこういうことが発生しているのだということにちゃんと振り返っていかないと、この議論の方向性を誤るのではないかなというふうに思うのです。清陵高校も経過があって、幕別にいい高校を残したいということの中で、いろんな方の動きの中で今の形が出来上がって運営が開始された。まず聞きたいことは、道は、どういう考えの下で特色ある学校、魅力がある学校、郡部に学校を残す、そういうことを考えていることを把握をして、町は1,000万円を超える金額の補助を出しているのかということを確認させていただきたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育長。

○教育長（菅野勇次） 道教育委員会の考え方、道立高校の存続についての考え方でありますけれども、以前は適正配置計画の中で、ある程度の規模になれば統合なりを検討していくというような中身でありました。それが、考え方が変わってまいりまして、緩くなってきたと言ったらおかしいかもしれませんが、道教委の考え方としては、やっぱり地元の意向を尊重しながら、そういった統廃合については、地域の意向を最大限に尊重しながら進めていきたいというような考え方になっているのが現状であります。本町といたしましても、幕別清陵高等学校につきましては、唯一の普通科高校、町に所在する普通科高校ということでございますので、そういったことで、先ほど小田委員のほうからもお話ありましたように、清陵高校は町のイベントですとか、町の事業ですとか、そういったことに非常に貢献をされていて、まちづくりですとか、地域のにぎわい、活性化に非常に貢献をいただいているという認識をしております。そういった意味からも、町としても魅力ある高校づくりに積極的に支援をしていきたいということで、こういった魅力ある高校づくり支援事業交付金約1,000万円の交付金を支出して支援をしているということでございます。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今、答弁になかったのは、道がどれぐらいの各高校への魅力ある学校づくりに対しての支援がある中で、幕別町がこれだけの支出をしているのかということなのだと思いますけれども、道はそういうふうに考えてのことに対して、町が支援しているのでしょうか。金額。

○委員長（岡本眞利子） 教育長。

○教育長（菅野勇次） 道がこの魅力ある高校づくりに関して金額的にどれぐらいの予算措置をしているとか、そういったことについてはちょっと私も把握はしておりません。ただ、先ほども言ったような考え方の下で、それぞれの道立高校に対していろいろな措置をしているというのが現状であります。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 申し上げたかったことは、学校に対してできる限りのことを、支援を町としてしていこう、その姿勢は間違っていないのだというふうに思うのです。その中で、様々なことの配慮が必要です。清陵高校の生徒さんだけにということにならないこともやっぱりあるでしょう。全体のバランスもあるでしょう。そして、町として清陵高校に支援をするのは、魅力がある学校をつくっていこうというふうにするのは、この町にずっと学校が存続するということ、それを願ってのことであるのだということなのだというふうに私は理解しているのです。そうであれば、私は学校からいろいろな要望が出てくるでしょう。こうしてほしい、ああしてほしい、こんなことに使わせてほしい、そのことは十分協議しながら、イニシアチブを持っているのは町であるのだということははっきり示していっていただきたい。その辺が、これまで出てきた意見と私はちょっと違う考えを持っているのだということでお話させていただくのです。いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 教育長。

○教育長（菅野勇次） 当然、谷口委員言われるように、本来道立高校でありますから、道のほうで責任を持って高校づくりなりを考えていくということは、これ当然のお話でございまして、ただ、私申し上げましたのは、町に対する、先ほど言ったように、様々な面での貢献しているその高校を町に存

続させたいという意味合いは、これ大きなものがあるというふうに思いますので、そういったことも踏まえて、学校側と十分お話をしながら、お互いの意見を尊重しながら協議を進めてまいりたいというふうに思っています。

○委員長（岡本眞利子） それでは、審査の途中ですが、11 時 10 分まで休憩にいたします。

11 : 03 休憩

11 : 10 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 款教育費の質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3 点お伺いいたします。

220 ページ、3 目教育財産費、13 節使用料及び賃借料、細節 20 の校務支援システムについてです。

令和 4 年に途中予算で変えられたのですが、1 年もがたとうとしているのかなと思っています。町が導入を決めて職場の改善が図られたことは、大変よかったというふうに感じています。1 年を経過するに当たって、システムの変更等は考えているのか少しお聞きしたいなと思います。

2 点目です。220 ページです。同じく 3 目教育財産費で、学校教育施設整備事業にあります。

現在、札内南小学校の長寿命化計画が行われて、来年度まで着工行われています。現場の先生や生徒からは本当によくなって、大変ありがとうございましたというお声をいただきました。かなりの予算を費やして導入されたことは本当にうれしく思います。ただ、同じく昭和 40 年代の学校がまだ 2 校ほど残ってしまっていて、特に水場の傷みが大変ひどくなっています。現在の幕別の長寿命化計画を見ると、やはり今後まだ 5 年も 10 年も先になってくるような状況も示唆されます。早急に対応を行うべきと考え、水場の整備を先に行うという考えを持っていただけないのか、お聞きしたいと思います。

もう一つが、同じく小学校等整備事業で、教職員住宅のリフォームを今回 2 校行いますというお話がありました。どこを予定しているのか、お聞きしたいと思います。

では、もう一つです。

241 ページ、1 目社会教育総務費、18 節負担金補助及び交付金、小学校国内交流事業と中学生・高校生の海外研修事業についてです。コロナの影響で、この 3 年間全てが中止されてきています。今年度の可能性について見通しがどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ご質問の 1 点目、校務支援システムの関係でございます。1 年がたち、導入に対しては、教職員の皆さまに大変ご苦労いただいて導入できたというふうに考えております。そんな中、今システム変更を考えられますかということなのですが、変更については、今のところはシステム変更、そのようなものは考えていないところでございます。

続いて、長寿命化計画に基づく学校の改修の中での、水場の関係だけでも先に行っていく考えはないかということなのですが、当然日々の営繕作業というのをやっておりまして、当然大きな支障が出れば、改修というのはもちろん随時、改修なり修繕やっているところでございます。ただ、その中でも大規模なやはり改修ということになると、ただいま幕別町で策定している長寿命化計画、そちらに基づきながら進めていくというような考えでございます。

そして、3 点目の教職員住宅のリフォームなのですが、令和 5 年度については、札内北小学校の教員住宅、そして糠内小学校の教員住宅でございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、少年国内研修と中学校の海外研修の関係事業をどういうふうに考え

ているのかというところだったと思います。

小学生の国内研修でいいますと、令和元年度に実施したきり、2年度、3年度と行っておりませんでした。今年度、4年度につきましては、コロナの合間を縫いまして、高知県の中土佐町に、小学生5、6年生を15名ほど引率して行ってまいりました。しばらく事業が滞っているということもありまして、先方と相談しまして、今までにこういった事業というか行った事例はないのですけれども、単年度におきまして、相互で交流事業を実施しております。うちが7月に行った後に、中土佐から同じく14名が幕別町に見えまして、交流を深めたというところであります。そのほか、通常であれば、埼玉県上尾市と神奈川県の開成町との交流事業も予定しておりましたが、これは先方との話合いで、こちらで受け入れる予定でありましたが、4年度につきましては、コロナの状況を考えまして、途中で中止しております。このことから、5年度も通常どおり、先ほど部長が説明しましたとおり、開成と中土佐の受入れを行いまして、上尾市に子どもたちを派遣したいというふうに考えております。

中学生の海外研修の関係なのですが、これは元年度から丸々4年間、事業を中止しております。今までも予算委員会の中で、そういったお話をいただいて、代替事業だとかは考えていないのかというところで、相手先のやっぱり時間と日程の関係も調整できなくて、進まない事業だったのですが、本年度におきましては、直接行ったり来たりはできなかったのですが、まずメルローズハイスクールから手紙を頂きまして、日本語と英語で書かれたもの、90通頂きました。これに町内の5校で、1人の方に2人が手紙を書くという状況もありましたけれども、208通の手紙を返しております。その後、これがきっかけでSNSを活用して、交流事業ができないかというところで、いろんな学校と調整した結果、やっぱり人数の多い中学校ですと、なかなか日程が取れないということもありまして、今年度は試行的に幕別中学校の3学年にお願いして、3月3日の日に、受験が終わった翌日にZoomで交流を行っています。その交流を行う前段にも、向こうから自己紹介のビデオメッセージが来まして、それに対して中学校も合唱など、学校の活動の様子を送りまして、徐々に交流が深まりまして、3月3日の日にはお互い自己紹介含めて、交流を図ることができました。その後、5年度の予定につきましては、予定どおり来年の3月に、こちらからオーストラリアに行く予定であります。現在のところ、向こう側も受けるというふうなお話いただいておりますので、このままコロナの状況が悪くならないようであれば、こちらからお伺いできるのかなというふうに考えています。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 校務支援システムについては、理解いたしました。まだ1年ということですので、今後改修等を考えて教職員の方が使いやすいようなものになっていければいいのかなと思っています。

学校改修については、やはり先ほどもお話ししたとおり、長寿命化を待ってしまうと、やはりもっと先になってしまうのです。特に耐えるべきといったらあれですけれども、かなり古いトイレの状況が続いています。そして、暗い状況なのです。ですから、ぜひ早期の改修が必要だと思って、まず要望したいと思います。

教員住宅については、分かりました、北小と糠内小。現在、幕別町で必要に応じて改修工事を行って、先生たちに住んでいただくということを行ってきたのですが、どこに今いつ、どの先生がということもあるので、なかなかうまくいかないのは分かっているのですけれども、たくさん並んでいる教員住宅、本当にそこにあって必要なのかとか、空き家というか再利用や土地利用なども考えて、この間も桂町のほうの教員住宅とかは改修されてきていますけれども、そういったものをしっかり取り組んでいただきたいと思います。

小学校、中学校、高校の海外研修につきましては、理解いたしました。今、私が研修がなかなか難しいという中で、一つ提案があったのですが、中学校で、高校もそうなのですから、今、修学旅行で広島や長崎に行くということが、全然ないのですよね。今、確かに町が言われているように、国際交流を図るですとか、いろんな地域の人たち交流を図って、自分の町とか相手の町を知って、人を知ってという意味で大変重要なこととは思いますが、今こそ平和教育という意味でも、もっと大切な

時期に来ているのかなというふうに認識しています。特に海外に行っても、広島や長崎というところは、海外の人たちも多くの方が理解している。その中で、自分の国の生徒がどれぐらい理解しているのか。当然平和教育というものは、学校で行っているのは理解していますが、現場を見ることが何よりも一番の学習の一つというふうに認識しているものですから、今、ロシアウクライナ情勢のこともありますけれども、平和教育の大切さ、今改めて問われているという認識から、町としても平和式典参加を決めるなど、一步踏み込んだことも必要かなと思ってお話しさせていただきました。それについてはどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、荒委員からお話いただきました平和教育も、その研修の中に盛り込めないかということだったと思います。海外研修につきましては、時期的なものや金銭的なものから、なかなか難しい部分はあるのかなとは思いますが、実際、事前研修を行う中で、もともとオーストラリアに日本人の捕虜収容所というのがありまして、そういったことも学びながら、オーストラリアを訪れていたという経緯もございます。そういったところは、実際に過去に行ったことだとかも学びながら、状況をちゃんと理解した上で、相手の国を訪問したいのだというふうに思っています。

あと、国内研修におきましては、町のほうの予算と参加者からいただく負担金の中では、ぎりぎりの行程かなということもありまして、四国まで行っているのであれば、足伸ばせなくもないのでしょうかけれども、その辺は今後すぐというふうな話ではないと思いますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、石川委員。

○委員（石川康弘） 今、荒委員から質問がありました、小学生国内交流事業のことについて、ちょっと確認なのですが、説明資料の中では、実は書かれていなかったのですが、糠内学園で鹿児島県の奄美大島と交流をしているのだということで、今年の12月ぐらいに訪問したいのだという話が、つい先日ありました。この説明書には、この件について書かれていないのですが、それは確認されているのか、もししているのであれば予算づけできるかどうか、確認したいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 奄美大島との交流は、つい最近の学校協議会の中で話が出たと思うのですが、当然この予算には反映はしておりませんし、学校独自の取組ということで、教育委員会では予算措置するという考えはありません。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がある方は。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 214 ページ、1 項教育総務費、2 目事務局費の次のページの 215 ページの会計年度任用職員給料等支払事務事業、子どもカウンセラー、スクールカウンセラーのことに関わって質問いたします。

不登校の子どもたちが、今全国的にも増えていまして、9 年連続で増加していると報じられています。町でも令和 2 年度は小中合わせて 32 件が、令和 3 年度は 53 件というふうに増えていて、今年度はどうだったのかちょっとまだ数が出ていないのですが、増加傾向にあるのではないのかなと思います。特に中学校は令和 3 年度全体で 47 人となっているのですが、学級数が 24 学級ですので、一クラスに 1 人、2 人、3 人いるという状況なのかなと想像します。こうやって増加していく不登校の子どもたちに丁寧に対応していく上で、スクールカウンセラーや子どもカウンセラーを増やさずに対応することなのかと思うのですが、どのように対応していこうと考えているのか伺います。

また、来年度の途中でも増えていく可能性があるかと思うのですが、途中で増員するという

こともあり得るのかどうか伺いたいと思います。

あともう一点伺います。

229 ページ、2 項小学校費、2 目教育振興費、小学校教育活動推進事業と、234 ページ、2 項中学校費、2 目教育振興費の中学校教育活動推進事業に関わっています。

この間、学校現場で教員から生徒に対して威圧的な態度を取られたというお子さんがいたということ、保護者から話を聞くことができました。保護者のほうから直接学校にそういうことを伝えるのも、なかなか今後の子どもが不利益を被る心配もあるということで、学校に言うこともできずにいるというお話でした。また、最近の話ではないですけれども、いじめがあって、その対応が学校で十分でなく、いじめられた子が、結局町外に転校するということがあったこともお聞きしています。今、学校現場で先生方も忙しかったり、いろんなストレスもある中で、相談できる状況がない、なかなか減っているのかなというふうに思います。教育実践を学び合ったり、相談し合ったりする時間が少なくなっているという話も聞いています。そういった中で、学校現場で、学校だけではなくて、学童や保育所でもそうなのですけれども、子どもの権利条例がちゃんと生かされるような取組がされているのかなということが気になりました。学校現場で子どもの権利条例をきちんと生かしていくとか、検証していくとかいう、そういうことがどのように取り組まれていこうとしているのか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、ご質問の1点目、子どもカウンセラー、スクールカウンセラーの対応についてであります。まず、令和4年度の不登校の実績、現段階2月末時点でお伝えすると、小学校で6件、中学校で41件、合計47件ということで、昨年度の同時期から比べると、不登校の数も若干減少しているのかなというところでございます。そのような中、子どもカウンセラーにつきましては、主にまっく・ざ・まっくのほうで3名活動しております。その中で、実はまっく・ざ・まっくの利用者も、若干昨年よりは少なくなっておりまして、そういった部分でいくと、現行の3名の体制で対応していくというところ、今現在のところは考えております。もちろんこれがたくさん増えた中では、今後その部分については検討していくことになると思うのですけれども、現状の中では現行の体制で対応していきたいというものでございます。

さらに、スクールカウンセラーの件につきましては、スクールカウンセラー3名で合計で372時間、道費で活動いただいております。こちらのついては、それぞれ学園ごとに割り振りしながら、各学校を巡回しながら、スクールカウンセラー業務に当たっているところでございます。今回、予算のほうでも単独、町単費で、さらにオーバーした部分については、対応できる予算のほうも確保しているところから、人数を増やすということではなく、現行の3名の中で時間数を増やしながらか対応できるものは対応していきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、ご質問の2点目、教職員の威圧的、体罰やいじめというような問題になろうかと思います。まず、なかなか保護者がお話しにくいという部分もあるのですけれども、体罰調査でいくと、今お話ししましたように、調査があって、保護者にいろいろアンケート調査を行って、そういった実態がどうかという部分、確認も取っておりますので、決して保護者が学校に言いづらいというような環境ではないのかなというところで、まず思っているところでございます。さらに、いじめの対応についても、これまでも一般質問等でもお答えしておりますけれども、学校のほうでもそれぞれ学校生活の中で、教職員が一丸となってそういったものを見つける、さらに、アンケート調査で確認するということに対応しております。そんな中、最終的に子どもの権利条例、どのように検証というところなのですけれども、子どもの権利条例については、こども課のほうでパンフレットを作成して、小学校5年生、小学校2年生に配布しております。それぞれ道徳や社会の中で活用されているというふうに確認しているところなのですけれども、子どもの権利条例にピックアップをして、焦点を絞って検証というところの作業は行っていないところですが、当然教育の概念の中にもそういったものがあるのかなというところで、日々学校現場でそういった内容も含めて、教育指導に当たっているというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） スクールカウンセラーの時間増やすことも含めて、増えた不登校のお子さんに対応していきたいということで少し安心したのですが、全国の調査の中では、不登校になっているお子さんで、学校内外の相談機関に指導や相談を受けた不登校のお子さんというのが63.7%で、相談を受けたお子さんの数が4年連続で減っているということが出ていました。また、相談した先の35%がスクールカウンセラーだったということでした。どこにもつながっていない子どもたちが増えていく可能性があるのかなということを危惧したのですけれども、町の不登校になっているお子さんたちが、きちんと相談先につながっているのかどうか、教育委員会で把握をしていっているのか、ちょっと気がかりなのですから、その辺はどうでしょうか。

あと、大きく増えているところでは、自治体がオンライン学習をスタートさせて、授業日数に加えるという動きなんかがあったりもしています。不登校のお子さんたち、こういったフォローが考えられるかというのは、教育委員会だけではなく、いろんな機関があるかとは思っているのですけれども、各学校でそういうことがされているのか、つかんでいることがあったら教えていただきたいと思います。

教育の現場に子どもの権利条例生かす取組をということなのですから、子どもたちにはパンフレット配っているというお話があったのですが、それで十分だというふうにはなかなか思えないということもあるのですが、学校の先生方、教職員の皆さんのほうに、幕別町の子どもの権利条例を学んだり検証するような機会があるのかどうか、改めて伺います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、ご質問の1点目、不登校の実態把握、教職員との相談といいましょうか、相談業務がというところなのですから、当然不登校把握はもちろんなのですが、そういった子どものまずSOSを把握しながら、まずはもちろん相談業務に当たっているところでございます。特にうちの本町におきましては、やはりスクールカウンセラーにまず相談した中で、不登校の内容、悩んでいること、そういったものを聞き取りながら解決に結びつけていくというような対応をしています。さらに、まっく・ぎ・まっく、そちらのほうの施設を利用したりとか、あとは必ず週1回、担任の先生なり学校の先生が、ご自宅のほうにお伺いして、プリントだとか健康観察、やり取りをしているところでございます。さらに、先ほどお話にもありましたけれども、本年度から自宅でのリモート活用での出席扱いということを実施してきております。これは、保護者と学校が十分に連携、協力関係があることということが大前提として、リモート授業で1日1単位時間以上実施すると、出席というような扱いで実施してきておりまして、ですので不登校の児童生徒、保護者のほうから要望あれば、そのような対応をしてきているというところでございます。

続いて、子どもの権利条例の教職員の学ぶ機会というところですが、当然、教育委員会として教職員に対してそういった研修だとか、そういった取組はもちろん行っているものではございませんが、先ほどお話ししましたように、ちょっと学年が限られますが、小学校5年生、中学校2年生では、道徳や社会での授業に取り組むということから、当然関わる教職員の方については、内容を把握した上での取組というふうになっていると理解しております。さらに、これは各学校には子どもの権利条例、そういったものも掲載しながら、皆さまが日々確認できるようだったり、そういったものに取り組んでいるというところで、あとは教職員の異動の際には、幕別町にはこういった子どもの権利条例、そういったものを制定してますよということは、皆さまのほうに、毎年度当初にお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 不登校のお子さんに週1回、学校側から訪ねているということは、そういうふう決めてやっているということでもいいのですか。そうなのですね。なかなか学校からコンタクトがないというお話もちょっとお聞きしたもので、それがそういうふうにするということになっているのであれば、きちんとできているのかどうかという確認、実際にできているのかどうかということまで、

ちょっと後追いしていただけたらなというふうに思います。

それと、教職員の皆さんが幕別町の子ども現状を見て学べる機会をということなのですけれども、随時というか、されているということなのですけれども、なかなかまだきちっと内容はつかまれているのかどうかというのは疑問に思うところもありまして、きちんとこれを周知されているのかどうかということも、教育委員会としても確認しながら、必要に応じてそういう機会をつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 1点目の不登校児童のお宅への訪問の関係なのですけれども、それについては、現在学校のほうに確認しているのは、それは取組を行っているというところで、教育委員会のほうで把握しておりまして、全ての事例をチェックというか、確認をしているわけではございません。再度、学校のほうに、適切な対応をというところで、お話しする機会があればお話ししたいというふうに考えております。

2点目の子どもの権利条例の教職員への周知ということなのですが、お話するように、なかなか周知し切れてないところはあろうかと思います。今後、何らかの形で周知することを、また取り組んでいければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お伺いいたします。

1点目は、216 ページ、1 番最後のところに2目事務局費の18 節負担金補助及び交付金の中で、細節3 小中一貫教育推進交付金 25 万円が提案されております。小中一貫教育の幕別町の令和5 年度における、その前に、小中一貫教育における方向性と、令和5 年度の取組の内容についてお伺いいたします。

次は、教育振興費に関わりまして、小学校では230 ページ、中学校では235 ページの就学援助の扶助費についてお尋ねをいたします。

さきの定例会の一般質問の中で、就学援助の基準額についての議論が交わされておりました。そこでお尋ねしたいのですが、幕別町が現在就学援助基準の1.3 倍を取り入れられております。この1.3 倍というのは、いつの時点、いつの生活保護基準、5 年ごとに改定されてきておりますので、いつの基準をもって、この1.3 倍ということをされているか。

それと、この間、実質的に生活保護が引き下げられたということもありまして、事業者の不利益を被らせないという幕別町の考えから、言わば積み増しをしてこられた経過があります。この積み増しはいつからされておりまして、令和5 年度は平均収入で就学援助は3 人世帯、4 人世帯、5 人世帯というそういう事例でインターネットなどでも紹介されているのですが、その平均の世帯でそれぞれ積み増し金額というのは幾らになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ご質問の1 点目、幕別町の小中一貫教育の令和5 年度の内容ということなのですが、こちらについては、これまでも各学園で目指す子ども像の設定と、学園体制の整備を行っているところで、9 年間を見通した小中一貫教育課程編成については、各学園で精力的に整備を進め、ふるさと学習、キャリア教育は、全学園で整備されたところでございます。強化カリキュラムについては、3 学園で全教科、2 学園で過半数の教科を整備済みであります。また、具体的な取組としては、乗り入れ授業だったり、6 年生の中学校登校、これは昨年以上に取組まれ、小中合同の学力分析による学力課題の見える化が少しずつ進み、加えて不登校対策も進んでおります。その中で、令和5 年度については、小中一貫教育の全ての教育課程で、年度末には編成済みというふうに、今予定しているところでございます。さらには、学園の学力分析、一貫カリキュラムの充実、乗り入れ授業の推進、不登校への対応強化、保護者・外部機関との連携強化、進路を見通した小中一貫教育の視点

から特別支援の充実というような重点を掲げ、令和5年度を実施していくことで考えております。

そして、ご質問の2点目でございます。2点目のご質問にお答えしたいと思います。

それぞれの家庭で世帯の内容異なるベース、幾らかという部分なのですが、毎年の申請案内をする際のチラシに、援助を受けられる目安として記載しているもので申し上げます。その中で、前年の世帯収入が生活保護基準を準用して定めた額に比較して1.3倍未満の場合ということで、まず3人世帯、父親が39歳、母親が37歳、小学生4年生、この3人の世帯で、1.3倍のおおよその目安が275万円、その世帯にプラス中学3年生の生徒加わった場合、4人世帯です。その場合、349万2,000円程度、そして3例目が62歳の祖母が加わった5人世帯ですと、396万8,000円程度ということになります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 援助を受け取れなかったというのはなかったのですか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 1.3倍の元になる数字はいつのものかというお尋ねだと思うのですが、平成24年で、平成25年に生活保護費が改定されていると思うのですが、その改定する前の、平成24年度の数字を使っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はじめに、小中一貫教育のほうからお尋ねをいたします。

これまでの取組の中で、評価も含めて積み上げてられると思うのですが、一つはまずそういうことを積み上げた結果、目指す方向性ということなのだと思いますが、この小中一貫教育というのが、文科省で出して提案されてきたときから、義務教育学校という形態と、それから小学校、中学校合わせた一貫教育ということでありました。幕別町としては、どういう方向を目指しているのか、義務教育学校でしたら一つの学校になって、校長先生も1人で、そして一貫した1年生から9年生までの教育になりますよね。それから、もう一つは小学校分、中学校区分しながら一貫を進めるということなのですが、まずそこはどちらを目指してられるのでしょうか。

それから、就学援助のことです。

実は、就学援助の基準のことで、少し近隣の町村なども調べてみましたが、幕別町が一番低いのですよね。近隣ですよ。それで、例えば同じように1.3倍ということなのですが、芽室町が1.3倍なのですが、今課長がお答えいただきました、例えば3人家族で幕別町は275万円以下が対象ですよということなのですが、芽室町では356万円以下になっているのです、1.3倍で。それから、4人家族349万2,000円というお答えでしたが、芽室町は430万円以下。それから、5人家族の場合は396万8,000円の幕別に対して、芽室町は489万円以下ということになっています。近隣3町といいますが、帯広などは、帯広も高いのです。幕別よりは、同じ1.3倍でも。ただ、等級値が違いますからね。それに生じてくるというのは、もうこれは理解できるのですが、同じ等級でありながら、こういう差がどうして出てくるのか。つまり、生活保護基準の扶助額ありますし、加算額もあります。どこまで基礎額に入れて1.3倍としているのか、そこをお伺いしたいというふうに思います。

積み増している金額もお尋ねしたのですが、つまり、改定によって、実質的には下がってしまうという現象がこの間何度か出てきましたよね。そこは町として応援して、不利益被らないようにする。その加算額というのは、令和5年度でも予定されていると思うのですが、その金額は幾らになりますか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ご質問1点目の小中一貫教育、本町の進むべき、目指すべき姿ということなのですが、こちらについては、令和元年度から本格的に町内5学園で小中一貫教育を進めてまいりました。その中では、施設分離型、隣接型等ある中で、小中一貫教育を9年間の教育課程を編成してやっていきたいと思いますというのが、もちろん当初の目標でありました。ただ、今後、施設整備の関

係やいろいろな時代の背景によって、小中一貫教育のさらなる部分、義務教育学校というのも、もちろん検討の一つとして検討していかなければならない場面というのが、当然出てくるのかなと思うところがございますので、基本の施設分離型で進めながらも、小中一貫教育を進めながらも、義務教育学校も視野に入れて、そちらのほうも含めた中で、今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 就学援助の関係ですけれども、芽室町の詳細に中身、ちょっと今確認はしておりませんので、どこがどういうふうに取り入れられているとか、そういうところはちょっとはつきり分かりませんので、今の段階ではちょっと分かりませんとしか答えられないのですが、あともう一つ、平成 24 年と令和 4 年とで、例えば 1 人当たりで年齢構成ありますけれども、月の計算で 1 人当たり 300 円とか 400 円とか、扶助費については上増しになっています。世帯についても、例えば 4 人世帯ですと、平成 24 年は 4 万 5,230 円という金額の算定なのですが、令和 4 年ですと 4 万 4,610 円となりますので、620 円上乗せしているという考え方でですね。収入が多く判断していると。そういうのが積み重ねていきますと、数千円程度ということになります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まだまだ小中一貫、試行の段階といいますか、どちらの選択もあり得るということですね。といいますのは、これはちょっと民生のほうにもなってしまうのですけれども、子ども認定園、保育所と幼稚園を一緒にしていくのだと。そのためには、施設の問題があって、それも検討しなければならないと。だけれども、今の時点では古い中央保育所のところで開設していくということでありましたね。そういう構想と、それから幕別小学校、幕別中学校のこの一貫教育の在り方と連動するようなニュアンスを受け止めていたのですけれども、全くそういうことは考えなくてよろしいですか。

つまり、施設の在り方がこれから検討されていくのだけれども、そういうことも含めて検討するのか、どちらの選択もあり得るよというのは幅広いのですけれども、しかしあの古い保育所で長くこれからは保育をやっていくということは、忍びない状況であります。したがって、どちらにとっても本当によい選択をしていかなければならないと思うのですよね。学校にとっても、それから保育所、幼稚園にとっても。その辺もきちっと令和 5 年、この年度から整理をされながら、随時必要なときには示していくということをやっていただきたいと思います。

それと、この分離型、あるいは義務教育型ということについても、これは当然現場の先生方、それから保護者の方、特に今学校運営委員の方たちが、軸になって議論をされていると思うのですよね。どの場面でもそうですが、新しい計画に移っていくときには、必ず主体となる児童生徒、保護者、そして教職員、こういったところの意向調査を十分に反映されて進むべきものだと思うのですけれども、その点はどういうふうに取り組んでおられますか。

就学援助のほうなのですけれども、私はこの芽室町の詳細が分からないということですから、なのでそこを押えた上でなののですけれども、生活保護にも基準枠にプラスして、冬季加算ですとか、特別加算ですとか、加算額がありますよね。こういったものの違いがあるのかなと思って、自分で計算してみたのですけれども、それでもこういうものを我が町が外していたとしても低過ぎるのですよね。つまり、差があり過ぎることなので、この基準を幕別町は何を基準としているか。生活保護のいわゆる今、お示しいただいた 3 人、4 人、5 人という家庭のそれぞれの事情の中で、加算されているものがありますよね。そういったことも含めて 1.3 倍としているのか、それとも丸々の基準だけで計算されているのか、そこで違いが出てくると思うのですけれども、どうでしょうか。

まず、そこで伺います。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ご質問の 1 点目ということで、幕別本町地区の子育て施設等は幼稚園、保育所、小中学校と、一連のもので、今ちょうど同じタイミングで、こういうのを町としても検討し

ているというところで、中橋委員おっしゃるように、議員もちろん、議会もちろん、保護者、地域の方に丁寧な説明をしてまいりたいというふうに考えておまして、おっしゃるように令和5年度、令和4年度、併せて丁寧に説明していきたい、示していきたいと。ある程度の方向性は、もうお出しできる形にはなっているのかなというふうに、教育委員会としてはそのように思っております。ちょっと認定こども園の関係になりますと、もちろん教育委員会だけではお答えできない部分ありますが、同じ思いで議論のほうを今進めているというところでございます。

併せて、保護者や義務教育学校の関係について、もしそうやって進めるのであれば、教職員の意見をという、確におっしゃるとおりだと思います。現場で働く教職員の方いなければ、機能していかないというところもあります。その中で、今一つの学園で、今後の小中一貫教育を進めるに当たってのみんなで考えましょうというところで、実は帯広の大空学園の校長先生をお呼びして、義務教育学校の関係について勉強させていただきました。その中では、保護者、さらにはその学園の小中学校の教職員、たくさんの教職員来ていただいて、義務教育学校になると、こういうふうになるのだよというところを、みんなで勉強いたしました。その中では、最終的にはやはり保護者等から、もし進むのであれば、そういう義務教育学校、そうやって進むべきではないかというようなご意見もいただいたところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 加算額につきまして、教育加算と言われるもともと学用品等の基準になる部分と、給食費ですとか、冬季加算もありますし、それぞれの加算については、合計して判定しております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 義務教育学校につきましては、やはり一番はそうすることによる効果というところ、評価だと思うのですよね。とりわけ現場の先生方の乗り入れして教育をされているわけですから、負担も多大なものがあると思います。今、働き方改革などで、教職員の負担を軽減していくという方向に、令和2年に改正されたアクションプランに基づいて幕別町は進めてはいますけれども、こういったことというのは、そういった方向性と、ともすれば逆方向になってしまうということもありますので、そこの早い時期に方向性を示していただくということであれば、ぜひ評価についても一緒に公表していただきたい、このように思いますが、どうでしょうか。

さて、就学援助のほうなのですけれども、今までの基準はいつの時点かという、平成24年ということからなのですけれども、私はやはり生活保護制度のほうに変化してきているわけですね。つまり、これ一番大きかったのは2018年のときの19%削減というのがあったのですけれども、結局そういう変化するものに1.3倍。この間のお答えであれば、そうであっても1.3倍の根拠というのは、税負担などを考慮して、そして生活保護、実質の生活するお金が、生活保護基準をクリアするというところから出されてきたと思うのですよね。しかし、この就学援助のそもそもの目的からいうと、やっぱり就学困難ということがもちろんあるのですけれども、学校教育法の19条の中で、やっぱり経済的なことは子どもたちに負担をかけずに教育をしっかりと保障していくというところから始まってきたものですよね。したがって、その基準となる生活保護というのが動いていますから、やっぱり今幕別町はこの時期、相当経過してきているわけですから、整備して見直すときに来ているのではないかなというふうに思います。もう一つ言えば、先ほど芽室町のこともお話ししましたが、これ当然なのですけれども、音更町が1.5倍に昨年踏み切りましたよね。これの差を見ますと、芽室町との差のさらに倍以上広がって、例えば先ほどお答えいただいた5人家族であれば、幕別町は396万円でありましたが、芽室町は600万円です。4人家族では芽室町は556万円、3人では440万円。幕別町とはもう100万円以上の差が全部のところにあるのですよね。それぞれの町の政策の違いがありますから、ただ比べてどうこうということだけではありません。しかし、近郊の子どもたちが経済の

心配なく、教育が保障されるという視点に立てば、やっぱりその基準そのものについて検討する時期に来ているのではないかと思います、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 義務教育学校導入の場合については、早い段階で教職員への効果、評価ということなのですが、当然まず導入に至って、もしそういう何か変わる場合については、先ほどの校務支援システムもそうなのですが、教職員にやはり負担がまず生じるということはもちろんかと思います。ですので、早い段階で、今、中橋委員おっしゃったものを、教職員のほうへ出していくということを考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 就学援助ですけれども、経済的な理由でやっぱり教育を受けられないとか、それに差があるというのは、やっぱり人生でのスタートからもう格差になってしまっていることは、十分分かっております。広くそういうものが提供できればと思っておりますが、基準は必要でありますので、ほかにもらっていない方もいらっしゃるの、どういう理由でこういうふうに出たのだということが説明できるような内容でありますので、この生活保護基準というのを今使っているわけなのですよね。町独自でそういう生活費ですとか、そういうことを調査する力はありませんので、やはりこういう国の基準に頼るしかないなということがあります。ほかの町がどうしてこう違うのかというのは、それは私どもで検証したいと思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ検証していただきまして、ちょっと差が開きすぎです。だから、そういうところも十分考慮していただいた上で、令和5年はこれで出発されるということを押えながらも、ぜひ次に向けての参考材料にさせていただいて、改善のほうに向けていただければということを申し上げて終わります。

○委員長（岡本眞利子） では、ここで確認をさせていただきます。

教育費に関する質疑の予定をされている方はおりますでしょうか。

（ありの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 審査の途中ではありますが、この際 13 時まで休憩にいたします。

12 : 05 休憩

（12 : 05 芳滝委員 退席）

13 : 00 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは教育費、質問をお受けします。質問のある方は、挙手をお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） それでは、質問をいたします。

1 目学校管理費、ページ 227、また 232 ページです。

10 節需用費の項目で、細節 4 消耗品費 1,628 万円、これは小学校です。それから中学校でも同じく消耗品費 1,127 万円、これにほかの学校給食のところも加ええますと、約 3,000 万円から 4,000 万円近い消耗品が買われているのだと思います。

そこで、幕別の商店で、どれぐらいこのお金の取引がされているのかということをまず伺います。

2 点目にこの同じ項目で、燃料費の重油という項目があります。小学校、中学校の施設で、これもやはり 4,000 万円ぐらいのお金が、重油として使われている。脱炭素を目指す町として、いつまでもこの施設で使って、重油をたいて暖房を取るのかということをお伺いしたいと思います。

3 点目、260 ページ、12 節委託料の細節 6 です、スケートリンク管理委託料、この金額が出てお

りませんので、幾らかかったか、予算を見ているのかということと、この委託業者は今年ですか、委託業者が変わったのではないかと思います。それで何か維持をするために支障がなかったのかということ伺いたと思います。

以上、3点です。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まずご質問の1点目、消耗品の町内事業者の活用ということなのですが、現在、実績として踏まえているのは令和3年度の実績になるのですけれども、消耗品については、町内業者81.1%というような活用実態となっております。

続いて質問の2点目の小中学校の重油暖房、こちらの活用についてなのですが、現在、小学校で4校、中学校で2校、重油での暖房設備となっております。今後についてということなのですが、まず学校の施設整備については、長寿命化計画、こちらのほうに基づきながら改修のほうを行っていくという中で、当然その中では、40年を経過して長寿命化の改修工事をする際には、暖房設備も更新というようなことで考えておりますので、その際に、さらにこのカーボンニュートラル、そういったものに近づけるような、どういう仕組みがいいのかということについては、重油暖房を使い続けるのがいいのか、灯油暖房に切り替えるのか。さらには、当然その中では太陽光、そういったものも活用を視野に入れながら、改修計画に基づきながら、更新の際に実施、考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） スケートリンクの管理委託料についてであります、金額については、契約等ありますので、ここでの回答は控えさせていただきますが、受託業者が4年度変わったのではないかとことでありました。令和3年度にお願いしておりました幕別の町営リンクのほうの事業所が、会社を畳まれたというか、おやめられたこともありまして、札内地区を受け持っている業者の方に、事情等を説明いたしまして、4年度につきましては、幕別、札内、同じ事業者を受け持っていたという状況であります。

○委員長（岡本眞利子） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 消耗品81%ということです。幕別、今、商店街、まくPayの需要ということで商工会挙げて一生懸命やっております。そこで当然、あと10%でも15%でも占める割合、それによって商店街の活性化ということもあるんじゃないかと思います。

また、まくPayをこの教育委員会で、Payを買って、消耗品を買うことはできないのかということですが、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 町内事業者の活用というところなのですが、今、藤原委員おっしゃったように、常に学校のほうとは、年度当初の事務サークルの打合せであったり、学校との打合せの中で、町内事業者の活用について、常に声かけを行っているところであります。

その中でも、どうしても町内事業者でそろえられないものというものもございまして、そういったものは帯広の業者等をお願いする場合もあるのですけれども、今おっしゃられたように、限りなくいいまいしょうか、可能な限り町内事業者の活用ということで、今後もまたお話ししていきたいというふうに考えております。

さらに、まくPayの活用ということだったので、役場の会計上、支出、支払い上どうしてもまくPayを活用した支払いということには、ちょっと活用は難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（藤原 孟） 残念ですね。3,000万円も4,000万円もPayがあれば、かなりのものが買えるのだと思いますけれども。

あと、重油に関してですけれども、これは早々に二酸化炭素を、脱炭素を目指している町ですから、耐用年数ということなく取り替えてほしいなど、そういう事業計画をしてほしいと思います。

次に最後ですけれども、スケートリンク。今、幕別ではかなりスケート人口が減ってはいるのですけれども、底辺拡大ということであれば、幕別スケートの競技の名前に、ぜひオリンピックの高木姉妹の名前をつけるとか、リンクに名前をつけるとか、そういうことで活性化できるのではないかと思います、いかがなものでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今のご質問に答えさせていただく前に、先ほどの質問に、私、答弁のミスがありまして、支障がないかというふうに聞かれておりまして、4年度におきましては、支障がございませんでした。

今、ご質問いただきましたリンクのネーミングライツですとか、あと大会の冠のことだったと思いますが、現在ではそういったことを想定しておりませんでした。考えていないというところではありますが、今後、どういう機運でスケートが盛り上がっていくかというところも見据えながら、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 脱炭素のお話が出ましたので、私からも答弁させていただきます。

今現在、地方公共団体の実行計画、区域施策編とは別に、公共施設全体の計画も、今、つくろうとしております。その中で、それぞれ学校施設だとかコミセンだとか、あるいは浄水場だとか、そういったところを含めて、公共施設全体で CO₂を何%削減しますという計画をつくっていく最中でございますので、その中で、重油だけではなくて、電気も含めて削減のほうに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

小島委員。

○委員（小島智恵） 255 ページ、7 目図書館管理費になるのですけれども、中段ぐらいの細節 14 工事請負費の中の本館北側駐車場改修工事なののですけれども、ご説明では、経年劣化によって全面改修いたしますということだったと思います。それで北側なののですけれども、職員駐車場と利用者駐車場があるので、工事の範囲については、どのようになりますでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 図書館長。

○図書館長（天羽 徹） 北側駐車場の整備の工事請負費ですが、利用者駐車場ではなく、職員玄関のあるほうの駐車場になります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 職員駐車場のみということで、そんなに広い範囲ではないのですけれども 810 万円余りかかるということでもありますね。書き方がちょっとそこまでが分かりづらいなというふうに思ったのですけれども、説明もありませんでしたし、利用者駐車場のほうもそれなりには傷んではきておりまして、そちらも工事に入られるのかなと思いましたけれども、そうではないということでもありますね。利用者駐車場のほうの工事は、まだまだ先になっていくということであるのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 図書館長。

○図書館長（天羽 徹） まず職員玄関のある駐車場でございますけれども、職員が駐車している駐車場には間違いはないのですが、図書館でふらっとあ〜と等ギャラリーを使用する際には、町民の方も利用されます。それで、展示品だとか資材搬入、あるいは関係者の出入りで利用させていただいております。当然、図書館職員も、資材搬入、展示品搬入には人手を出して手伝うのですけれども、やはり町民の方も利用しているという事実はありますので、職員だけの利用ということではなくて、町民の方も利用する職員が止めている駐車場ということで、32 年、工事が終わってからたっておりますので、かなり経年劣化、そして凍上の影響を大きく受けております。図書館の玄関、コンクリートのたたきがあるので、そこから舗装の段差が大きいところでは 30 センチから 35 センチ、ちょっと

今、雪がまだ解けていなくて、35センチある状況は見えないのですけれども、見えるところでも30センチぐらいの段差があるような状況でありまして、利用者の方も高齢化で、高齢の方が多いものですから、かなり危険な状態があると。幸いけがする方は、現在はおりませんですけれども、いつけがしてもおかしくないような状況でありますので、そういった段差解消だとか、凍上の影響を、不陸整正をして新しく改修して、解消をするということでございます。

それと、利用者駐車場、北西側の駐車場でありますけれども、南側も併せまして令和5年度整備する駐車場に比べますと、不陸もそんなに傷んでいませんので、今のところ整備は考えておりませんけれども、やはり毎年状況を見まして、必要があれば3か年計画に乗せて、整備計画を立てていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今の状態でも、北側の利用者駐車場が使えなくもないのですけれども、この図書館本館、当時建てたもの、今さらどうしようもないのですけれども、本館側のほうは、随分階段が多くて使い勝手が悪いなという印象は以前から持っていました。そのほか、お伝えすることなのですが、北側の利用者駐車場、そして南側の駐車場もそうなのですけれども、車が出入りする際に、幅が非常に狭くて、そこも段差が結構あるということで、気をつけてゆっくり走行しないと危ない感じがあるという状況であります。それは町道管理のほうにも関係してくるのかもしれませんが、そういったことがあるのと、もう一つは車椅子の方が通られるスロープなのですけれども、結構急勾配で自走するには難しいということも、もちろんあるのですけれども、石がたくさん埋め込まれてまして、スロープをほかで見かけることあるのですけれども、このように石が埋め込まれているということは、あまりほかで見ることもないのですけれども、どうしても走行中振動が来てしまったり、ベビーカーで通ってみますと、振動が大き過ぎて通りたくはない状況、そのような感じであります。

今回、そういった駐車場の出入り口やスロープについては、工事内容には入ってきてはいないので、そういった不便な点について、認識としてはありますでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 図書館長。

○図書館長（天羽 徹） まず小島委員がおっしゃった1点目なのですけれども、駐車場の出入りの段差についてでございますが、比較的西側の南北に走っている町道、要は南側の駐車場の2か所の出入り口につきましては、町道も大分傷んでいるということもありまして、歩道の縁石の段差が、衝撃が来るような状況になっているのは間違いないと思うのですけれども、通行に支障があるような状況にはなっていないというふうな認識でおります。これから年数がたつて、その段差がひどくなるようであれば、道路管理者と協議をしまして、修繕できるかどうか話し合いをしていきたいというふうに思っております。

それと、2点目のスロープだとか階段の仕上がりといいますか、現場打ちコンクリートの洗い出し仕上げというような仕上がりなのかなというふうに思いますけれども、経年劣化が及ぼしているのか、それとも、もともとからああいう状態だったのかは、ちょっと私にはよく分かりませんが、委員がおっしゃるように、ベビーカーを押すと、ガタガタガタガタするような状況にあるのは間違いないというふうに思っております。その辺の解消につきましても、今後どのような方法があるかどうか、あるいはベビーカーを押している方にお聞きしながら、改善に向けて考えていきたいと、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） ご検討はいただきたいと思いますけれども、北側の利用者駐車場も、そこも町道管理に絡んでくるのかもしれませんが、そちらもかなり気をつけて通行しないと、衝撃が、段差があるので衝撃が来るのですけれども、そちらについても認識はありますでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 図書館長。

○図書館長（天羽 徹） 北側の駐車場の出入り、町道、新田通り側から出入りするところだと思うのですが、幅が狭いというご指摘は、ちょっとそうなのかなというふうには思いますけれども、段差につきましては、西側町道からの出入りが2か所ある南側の駐車場に比べて、それほど段差はないように今は思っております。

それは、南側以上に北側の利用者駐車場については、まだまだ大丈夫かなという認識でおります。南側が少し段差、衝撃が大きいかなというふうに思っておりますけれども、先ほども申しましたが、通行に支障があるような状況ではないという状況でございますので、今後、通行に支障が出るような状況が見受けられましたら、修繕をお願いしていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 通行自体には支障はないのかもしれないのですが、衝撃があるにはある、実際はあるのです。それで、実際に通ってみたら分かると思うのですが、確認をしていただいて、南側の駐車場と同様に、段差を感じるようであれば、今後また検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がありませんので、10 款教育費につきましては、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費について一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 11 款公債費について説明いたします。

265 ページをお開きください。

11 款 1 項公債費、1 目元金 17 億 2,286 万 8,000 円、本目は、借入れしております起債の償還元金に要する費目であります。

2 目利子 6,658 万 9,000 円、本目は、借入れしております起債の償還利子に要する費目であり、起債利子償還事務事業 6,638 万 9,000 円が主な事業であります。

以上が公債費であります。

266 ページをお開きください。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 18 億 2,270 万円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する 237 人分の職員の人件費等であります。

2 節の給料は、前年度比 7 名増として計上し、内訳としては、一般職及び再任用の職員の新規採用で 17 人の増、一般職及び再任用の職員の退職により 10 人の減、予算額としては 2,144 万 9,000 円の増となっております。

3 節職員手当等につきましては、細節 14 の期末勤勉手当の増などにより、1,754 万 3,000 円の増、4 節の共済費では、一般職市町村共済組合負担金の増などにより、151 万 9,000 円の増となっております。

267 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金と北海道からの派遣職員に係る負担金であります。

以上が職員費であります。

268 ページをお開きください。

13 款 1 項 1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようであります。11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了とさせていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査に入りたいと思います。

1 款町税から 23 款町債まで一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 歳入につきまして、ご説明いたします。

予算書 16 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 12 億 9,678 万 6,000 円、コロナ禍から景気が回復傾向にあることなどを踏まえ、前年対比で 9.4%の増額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 4,742 万 7,000 円、個人住民税と同様に、管内経済が回復傾向にあることなどを踏まえ、前年対比で 12.8%の増額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 11 億 2,135 万 9,000 円、前年新築家屋分の評価額の増加により、前年対比 0.2%の増額を見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,338 万円、前年度と同額を見込んでおります。

17 ページになります。

3 項軽自動車税、1 目種別割 8,426 万 5,000 円、課税台数の増加により、3.5%の増額を見込んでおります。

2 目環境性能割 465 万 5,000 円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 8,869 万 7,000 円、加熱式たばこに係る課税方式の見直しにより、前年対比 17.1%の増額を見込んでおります。

5 項 1 目入湯税 797 万 8,000 円、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

次のページになります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 7,800 万円であります。

地方揮発油税総額の 42%相当額が、市町村に譲与されるもので、前年と同額で計上しております。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億 2,000 万円であります。

自動車重量税総額の 40.7%が市町村に譲与されるもので、前年と同額で計上しております。

3 項 1 目森林環境譲与税 3,113 万 1,000 円であります。

木材利用の促進や森林整備等に要する費用に充当するため、森林環境譲与税の収入額の 9 割に相当する額が市町村に譲与されるもので、前年と同額で計上しております。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円であります。

北海道に納入された利子割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

19 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 1,000 万円であります。

北海道に納入された配当割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 800 万円であります。

北海道に納入された株式等譲渡所得割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金 3,761 万 5,000 円であります。

地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人市町村民税法人税割の減収分を補填する仕組みとして、北海道に納入された法人事業税額の 7.7%に相当する額が交付されるもので、算定方法が変更されるに伴い、前年対比で 29.7%の増額で計上しております。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金 6 億円であります。

北海道に配分された地方消費税の 2 分の 1 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度同額を計上しております。

次のページになります。

8 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 1,900 万円であります。

前年と同額であります。

9 款 1 項 1 目自動車税環境性能割交付金 2,400 万円であります。

北海道に納入された自動車税環境性能割収入額の 95%のうち 43%に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額を計上しております。

10 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円であります。

前年と同額であります。

11 款 1 項 1 目地方特例交付金 2,000 万円であります。

住宅借入金等特別税額控除に係る住民税の減収補填について措置されるもので、前年対比で 4.8%の減額で計上しております。

21 ページになります。

12 款 1 項 1 目地方交付税 62 億円であります。

前年対比で 0.8%の増額で計上しておりますが、このうち、普通交付税については 0.8%増の 59 億 5,000 万円で見込んでおります。

13 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 500 万円であります。

前年と同額であります。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 5,680 万円であります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。

次のページになります。

2 項負担金、1 目民生費負担金 4,172 万 8,000 円であります。

2 節の施設型保育施設保育料が主なものであります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 695 万 5,000 円であります。

4 節公共施設共通利用券売払収入が主なものであります。

2 目民生使用料 2,207 万 8,000 円、2 節の学童保育所保育料が主なものであります。

23 ページをお開きください。

3 目衛生使用料 307 万 9,000 円、葬斎場及び墓地の使用料であります。

4 目農林業使用料 3,356 万 8,000 円、2 節の町営牧場の入牧料が主なものであります。

5 目商工使用料 1,202 万円、1 節のスキー場リフト使用料及び 2 節の宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6 目土木使用料 1 億 4,948 万 2,000 円、1 節の道路占用料や 3 節のナウマン公園に整備したキャンプ場の使用料、4 節の公営住宅使用料が主なものであります。

7 目教育使用料 427 万 6,000 円、次のページになりますが、3 節のナウマン象記念館入館料が主なものであります。

2 項手数料、1 目総務手数料 1,100 万円、戸籍住民票手数料が主なものであります。

2 目民生手数料 1,186 万円、次のページになりますが、2 節の介護予防サービス計画等作成手数料が主なものであります。

3 目衛生手数料 5,842 万 5,000 円、ごみ処理手数料が主なものであります。

4 目農林業手数料 35 万 5,000 円、農地の異動に係る嘱託登記手数料などであります。

5 目土木手数料 368 万 6,000 円、3 節の建築確認に係る申請手数料や完了検査手数料が主なものであります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 9 億 6,319 万円、1 節の障害者自立支援給付

費、次のページになりますが、2節の児童手当や保育所等に係る施設型給付費等負担金が主なものです。

衛生費負担金は、廃目であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金1,998万3,000円、個人番号カードの交付事務に係る補助金が主なものであります。

2目民生費補助金1億6,466万1,000円、1節の障害者福祉に係る地域生活支援事業補助金と、重層的支援体制整備事業交付金、2節の学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業補助金が主なものであります。

27ページをお開きください。

3目衛生費補助金455万8,000円、感染症予防事業に係る補助金が主なものであります。

4目土木費補助金、3億4,605万8,000円、1節は、道路や橋梁などに係るもの、2節は、公営住宅に係る交付金などであります。

5目教育費補助金1億4,578万8,000円、1節の札内南小学校の長寿命化に係る学校施設環境改善交付金が主なものであります。

次のページになります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金21万9,000円、中長期在留者登録事務などに係る委託金であります。

2目民生費委託金624万9,000円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

17款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金5億9,933万8,000円、1節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、2節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等負担金が主なものであります。

29ページをお開きください。

2目農林業費負担金1,095万9,000円、農業委員会の農地利用最適化交付金と職員の設置に係る道の負担金が主なものであります。

3目土木費負担金、5,612万3,000円、1節の地籍調査事業と2節の相川20号橋改修事業に係る道負担金が主なものであります。

2項道補助金、1目総務費補助金632万円、結婚新生活支援やハザードマップ作成に係る補助金が主なものであります。

2目民生費補助金1億3,500万7,000円、1節は、地域生活支援事業や重度心身障害者医療費などの障害者福祉に係るもの、次のページになりますが、重層的支援体制整備事業に対する補助金であります。

2節は、学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業や乳幼児等医療費、多子世帯の保育料軽減など、児童福祉に係る補助金であります。

3目衛生費補助金94万3,000円、健康推進事業と新型コロナウイルス感染症に係る医療・福祉施設等従事者用宿泊施設確保事業に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金2億9,788万7,000円、主なものとしたしましては、1節は、環境保全型農業直接支援対策事業や中山間地域等直接支払交付金などに係る道補助金、2節は、31ページになりますが、草地整備に伴う道補助金、3節は、各種土地改良事業に伴う道補助金、4節は、民有林や町有林の管理・造成などに係る道補助金であります。

5目商工費補助金116万6,000円、消費者行政機能拡充のための補助金であります。

6目消防費補助金70万円、消防庁舎改修に係る道補助金であります。

7目教育費補助金36万1,000円、学校・家庭・地域連携協力推進事業に係る補助金であります。

次のページになります。

3項道委託金、1目総務費委託金6,429万5,000円、2節の道民税徴収事務委託金、3節の知事道議選挙費委託金が主なものであります。

2目衛生費委託金1万5,000円、3目農林業費委託金312万8,000円は、3節の土地改良事業に係る委託金が主なものであります。

4目商工費委託金3万円。

33ページをお開きください。

5目土木費委託金299万円、1節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

6目教育費委託金45万円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,569万4,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金6万円、各種基金等からの利子収入であります。

次のページになります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,460万2,000円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2目物品売払収入1,384万2,000円、忠類育苗センターの苗木売払収入などであります。

19款1項寄付金、1目一般寄付金10万円であります。

2目総務費寄附金4億円、ふるさと寄附金であります。

35ページをお開きください。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億5,000万円、令和5年度予算における一般財源充当分として繰入れするものであります。

2目減債基金繰入金5,000万円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰入れをいたしまして、公債費の支出に充てるものであります。

3目まちづくり基金繰入金3億978万2,000円、このうち、1億5,000万円につきましては、合併特例債で造成した基金を活用し、まちづくり全般にわたる各種事業に活用するもの、それ以外は、ふるさと寄附を各種事業の財源として活用するために、繰入れするものであります。

4目森林環境譲与税基金繰入金4,005万7,000円、前年度までに基金に積立てした森林環境譲与税を各種事業の財源として活用するために、繰入れするものであります。

5目新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金繰入金3,186万円、令和2年度に借り入れた新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給を行うため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して造成した基金から繰入れするものであります。

2項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金581万1,000円、重層的支援体制整備事業の実施に際して、介護保険特別会計から、65歳以上の被保険者保険料の23%を繰入れするものであります。

次のページになります。

21款1項1目繰越金20万円であります。

22款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金3万円、2目加算金1,000円、3目過料1,000円であります。

2項1目町預金利子1,000円であります。

37ページをお開きください。

3項貸付金元利収入、1目生活環境改善設備資金貸付金元金収入20万円であります。トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

2目勤労者福祉資金貸付金元金収入338万6,000円、3目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入3,119万8,000円、4目中小企業貸付金元金収入3億5,000万円、5目工業団地取得資金貸付金元金収入1億110万9,000円であります。

ウタリ住宅貸付金元利収入と忠類振興公社貸付金元利収入は、皆減であります。

4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入3万円、次のページになりますが、2目民生費受託事業収入1,000円、3目衛生費受託事業収入1,022万8,000円、後期高齢者健診受託事業と後期高齢者保健・介護一体的実施受託事業であります。

4 目教育費受託事業収入 375 万 4,000 円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 53 万円、2 目弁償金 1,000 円、3 目違約金及び延滞利息 1,000 円であります。

4 目雑入 2 億 8,036 万 5,000 円であります。

1 節は住民健診等の負担金、2 節は学校給食費、3 節は各施設の電話使用料であります。

39 ページをお開きください。

4 節職員給与費負担金は、とまち広域消防と十勝圏複合事務組合への職員派遣に伴う負担金であります。

5 節雑入は、他の科目に属さない各種収入であります。

42 ページをお開きください。

5 目過年度収入 1,000 円であります。

23 款 1 項町債であります。各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債充当のソフト事業であります。

1 目総務債 1,220 万円、中当近隣センター改修事業債が主なものであります。

2 目民生債 9,410 万円、保健福祉センター改修事業債や忠類地域通所介護事業運営費補助事業債が主なものであります。

3 目衛生債 850 万円、忠類診療所診療機器購入事業債が主なものであります。

43 ページをお開きください。

4 目農林業債 1 億 30 万円、1 節の忠類地区道営草地整備事業債と 2 節の道営農地整備事業に係る起債が主なものであります。

5 目商工債 4,330 万円、アルコ 236 整備事業債が主なものであります。

6 目土木債 6 億 130 万円、1 節の道路橋梁整備や、次のページになりますが、3 節のあかしや南団地建替事業債が主なものであります。

7 目消防債 5,100 万円、幕別町消防団第 1 分団に配備する水槽付ポンプ自動車整備事業債が主なものであります。

8 目教育債 3 億 9,620 万円、小・中学校長寿命化改修事業債が主なものであります。

45 ページをご覧ください。

9 目臨時財政対策債 8,000 万円、普通交付税の財源不足を補うために、市町村自らが地方債を発行して補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

まちづくり基金造成債は、皆減であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。よろしいですか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 一般会計の総括質疑につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了いたします。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けい

たします。

それでは、議案第3号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 議案第3号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ29億4,052万円と定めるものであります。

同条第2項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、「第1表 歳入歳出予算」によることとし、2ページから4ページまで、それぞれ定めるものであります。

なお、令和5年度における年間平均の国保被保険者数は5,700人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細について、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額8,013万7,000円であります。

説明欄の上段、国民健康保険一般管理事務事業は、国民健康保険の事務に要する経費であり、主なものとして、担当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12節委託料、細節5は、国保事務の共同電算処理に係る委託料、細節6は、ジェネリック医薬品利用差額通知の作成委託料、18節負担金補助及び交付金、細節6は、北海道で統一した国民健康保険の標準システムの運用に係る国保連に対する負担金などであります。

2目連合会負担金、予算額100万8,000円であります。

北海道国保連合会負担金事務事業は、国保事務の共同処理や診療報酬の審査及び支払いを行う国保連に対する負担金であります。

14ページになります。

2項徴税費、1目賦課徴収費、予算額736万8,000円であります。

国民健康保険税賦課徴収事務事業は、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、主なものとして、徴収員や事務補助員の人件費のほか、次のページになりますが、11節役務費は、納付書発送に係る郵便料と口座振替やコンビニ収納に係る手数料、18節負担金補助及び交付金は、滞納整理機構に対する負担金などであります。

16ページをお開きください。

3項1目運営協議会費33万1,000円であります。

国保運営協議会事務事業は、国保事業の重要な事項を審議する運営協議会の運営に要する経費であり、主に協議会委員9人分の報酬及び費用弁償であります。

2款1項保険給付費、1目療養諸費、予算額16億4,958万8,000円であります。

主な事業といたしましては、保険給付事業16億3,508万8,000円は、主に一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

17ページになります。

2目高額療養費、予算額2億30万円であります。

高額療養費等支給事業は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費に係る経費であります。

3目移送費、予算額20万円であります。

移送費支給事業は、一般被保険者の移送費に係る経費であります。

4目出産育児諸費、予算額1,500万7,000円であります。

出産育児一時金支給事業は、基本分と加算分の産科医療補償制度の掛金相当額を合わせ、1件当たり50万円を出産育児一時金として支給するものであります。

5目葬祭諸費、予算額150万円であります。

葬祭費支給事業は、1件当たり3万円を葬祭費として支給するものであります。

18ページになります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目医療給付費分、予算額6億6,933万4,000円であります。
主な事業といたしましては、国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療分）拠出事業で、一般被保険者の医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

2項1目後期高齢者支援金等分、予算額2億103万円であります。

国民健康保険事業費納付金（一般被保険者後期高齢者分）拠出事業は、19ページにかかりますが、一般被保険者の後期高齢者支援金分に係る北海道への納付金であります。

3項1目介護納付金分、予算額7,876万9,000円であります。国民健康保険事業費納付金（介護分）拠出事業は、一般被保険者の介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

4款1項1目共同事業拠出金、予算額1,000円であります。

共同事業拠出金事業は、退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

20ページをお開きください。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、予算額3,118万9,000円であります。

特定健診・特定保健指導事業は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する経費であり、主なものとして、担当職員の人件費のほか、12節委託料、細節5、細節6は、特定健診及び特定保健指導などの各種委託料及び細節7、国保ヘルスアップ事業委託料は特定健診未受診者勧奨事業に加え、生活習慣病重症化予防や服薬管理について個別に指導し、医療費の適正化に取り組もうとするものであります。

21ページになります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算額150万4,000円であります。

保健衛生普及事業は、健康の保持・増進を図るために要する経費であり、主なものとして、7節報償費は、健康づくり教室等の開催に要する講師謝礼、11節役務費は、被保険者に対する医療費通知の発送に係る郵便料などであります。

22ページになります。

6款1項1目基金積立金、予算額1,000円であります。

国民健康保険基金への積立金であります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算額300万円であります。

一般被保険者の過年度の国保税還付金であります。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算額10万円であります。

退職被保険者等の過年度の保険税還付金であります。

3目償還金、予算額3,000円であります。

過年度の国庫支出金等の返還金であります。

次のページになります。

4目一般被保険者還付加算金、予算額10万円であります。

一般被保険者の国保税還付の際の利息相当の加算金であります。

5目退職被保険者等還付加算金、予算額5万円であります。

退職被保険者等の国保税還付の際の利息相当の加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

6ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算額6億9,229万4,000円であります。

一般被保険者に係る国民健康保険税であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、予算額 12 万 3,000 円であります。

退職被保険者等に係る国民健康保険税の滞納繰越分であります。

7 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目デジタル基盤改革支援国庫補助金、予算額 74 万 5,000 円です。

国民健康保険事務処理標準システムの道内市町村で共同利用する北海道クラウドサーバーを、デジタル庁が共同調達するガバメントクラウドサーバーへ移行する費用の積立金について、国から補助されるものであります。

2 目出産育児一時金臨時特例国庫補助金、予算額 15 万円です。

出産育児一時金の支給額を 50 万円に引き上げることに伴い、本年度において、国から 1 件当たり 5,000 円が補助されるものであります。

3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金、予算額 19 億 1,399 万 4,000 円です。

本目は、保険給付費等に係る交付金で、1 節の保険給付費等交付金は、歳出の 2 款 1 項保険給付費と同額が交付されるものであります。

8 ページをお開きください。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 1,000 円です。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 2 億 7,998 万 5,000 円です。

本目は、一般会計からの繰入金で、国税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などが主なものであります。

9 ページになります。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金、予算額 5,311 万 6,000 円です。

国民健康保険基金からの繰入金であります。

6 款 1 項 1 目繰越金、予算額 1,000 円です。

7 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、2 目退職被保険者等延滞金、いずれも予算額 1,000 円です。

10 ページをお開きください。

2 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円、3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託事業収入、予算額 1,000 円、4 項雑入、1 目滞納処分費、2 目一般被保険者第三者納付金、3 目退職被保険者等第三者納付金、いずれも予算額 1,000 円です。

4 目一般被保険者返納金、予算額 10 万円、5 目退職被保険者等返納金、予算額 1,000 円、次のページになりますが、6 目保険医療機関返還金、予算額 2,000 円、7 目雑入、予算額 1,000 円です。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ここでお尋ねしていいのかとは思いますが、16 ページの療養諸費というところで、国民健康保険の加入者が、病院にかかった場合の医療費の負担のことでお尋ねしたいのですが、これまで医療費について、昨今の経済情勢を反映して、なかなか医療費が負担できないというような状況があるかと思います。その場合、幕別町では、一部負担の減免という制度を設けて、減免できるような仕組みがつくられていますが、なかなかこれが使えないという実態であります。令和 4 年度で実績があったのかどうかということと、令和 5 年について、そういうことを想定された予算編成がされているかどうかを伺います。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 一部負担金の窓口での減免の関係についてでありますけれども、減免制度を利用されたのは、令和 4 年度についてはありませんでした。こちらの制度につきましては、納付書を

お送りする際に、その中に資料として封入しておりますほか、先日も道のほうから、各医療機関に対して、北海道全域の医療機関に対して、この制度が使えますということで、患者の方にも周知していただくようにということで、文書が発出されております。また、ホームページでも周知をしておりますので、この制度については、ご活用いただけるよう、今後も周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 予算のことでありますけれども、その部分を想定しての予算という考えは、持っておりません。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 前段にお答えをいただいた後段の部分というのは、無料低額診療のことではないかというふうに思います。つまり負担できない人が、指定の医療機関にかかった場合には、その一部負担金を負担しなくてもいいということのご説明だったかなと思います。

そのことも含めてなのですけれども、国民健康保険に加入している方が病院にかかって、窓口の負担が困難だというときのための一部負担の減免制度を設けていますよね。多分、資料として出しているというのは、国保の納付書が送られたときに、詳細の説明資料だとかパンフがあるので、そういったものを指してらっしゃるのかなというふうには思うのですが、現実にはそういう制度を知って受けたというふうになっても、基準クリアができなくて、といいますのは、もうこれ大分前にも何度も議論してきたことなのですけれども、結局その減免の対象となるのが、恒常的に収入が低い人というのは、減免にならないのです。それで、具体的に挙げられているのは、震災ですとか火災ですとか、あるいは干ばつ、冷害ですとか、会社が倒産してしまったとか、そういうことなものですから、それに該当しない人たちは、実際には一部負担の減免にはならないのです。それが1つです。

それと無料低額も、だんだん対象の病院が増えてきたと。今、たしか全部帯広所在なのですが、7医療機関ではないかなと思うのですけれども、ここもやはり病気の中身によって、医療機関を決めなくてははいけない。つまり特定でいえば例えば厚生病院でしか、この病気は治してもらえないというようなことはあります。そうすると、この無料低額診療からも外れてしまうのですよね。そういう状況の人たちが、昨今の経済情勢の中で、困難にぶつかっている人たちがいらっしゃるものですから、こういったところを、やはり救済するという国民健康保険制度になっていくべきではないかと思うものですから、最終的には、その他町長が認めるときというのが、たしかあると思うので、その辺のいわゆる解釈で、適用させていくという考えというのは、どうでしょうか。持つべきではないでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） まず私からは、先ほど答弁させていただきました一部負担金の減免制度についてです。この部分については、無料低額診療とは別に、実は3月6日付で北海道保健福祉部のほうから、各市町村の国民健康保険宛てに発出された文書によりまして、この中で道において、北海道医師会あるいは北海道歯科医師会等に対して、国民健康保険の一部負担金減免制度について周知することということで、通知があったのものでございます。

また、減免制度については、先ほど中橋委員がおっしゃったような事情によりまして、3か月を一定の期間として、これまでもその制度で運用をしております。それ以上のという部分になりますと、やはり病院での窓口負担だけでなく、生活全般での支援ということにつながるかと思いますので、その部分については、福祉的な考えによって支援していくものかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういうふうな計らいをされながらも、令和4年度は実績ゼロだったわけです。結局、そういう方たちが受けたという行為を示しても、この基準の中では救われてこなかったというのが実情だと思います。確かにセーフティーネットとして生活保護はありますけれども、そこまでいかなくても、せめて医療費だけでもというような状況は想定されます。そういう人たちが、やはり

救われないのです。ですから、生活保護ということになれば、これまた様々な基準がありまして、そこをクリアしないと、実際には対象にならないわけですから、せっかくこういう一部負担の減免という制度があるのであれば、そういった恒常的に生活困窮する人を、生活保護までは行かないけれども、恒常的に困窮するのだというようなところも、救える制度に向けていくべきではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） おっしゃることは大変よく分かるのですが、やはり一定の基準というのは設けないと、公平が保てないというところがございます。令和4年度は実績がゼロですけれども、令和2年度に1件実績としてはございました。

あとは無料低額診療のお話もありました。これはご存じだと思いますけれども、行政側のサービスではなくて、民間の病院側のサービスというところで、診療費の一部負担は病院側で持っていて、その病院側の税制的な措置等はあるのですけれども、一方で院外薬局の部分のお薬代は対象にならないという問題も承知しておりますので、福祉サイドのお話になってしまいますけれども、そういった制度もございますので、そういった無料低額診療も含めて、ご相談があった場合には、相談に乗りたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 令和2年に1件で、令和3年、4年とないということですから、ほとんどこの制度が生きていないというのに等しいのだと思います。

したがって、そういうことを必要としない人が、必要としていなかったという状況が続いてきて、ゼロであればそれはいいのですけれども、そうではないという現状がありますから、この制度は改めて見直す必要があるというふうに、私は思います。

その上で、今、無料低額診療の話もありましたけれども、この制度自体も、確かに民間の医療、病院側の施策ではありますけれども、やはり周知という点では、まだまだ不十分だと思うのです。帯広の病院であっても、帯広限定にしているわけではありませんし、ホームページを見ると、こういうことを紹介している自治体も、積極的に紹介している自治体もあります。幕別町としても、別に医療機関に迷惑をかけるわけでもありませんから、町民の方たちの命を守るという視点に立てば、こういう制度もありますよということ、お伝えすべきではないかと思います。

先ほど3月6日に、道の保健担当から市町村に連絡があった中身というのは、あまりよく理解できなかったのですけれども、それもあれですか。困窮した場合には、北海道として支援できますよというような中身なのでしょうか。もしそうであれば、一緒にきちっと周知の努力をされることが大切だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 先ほどの道からの通知の部分でございます。

この中身につきましては、各市町村でそういった国民健康保険の窓口での負担の減免制度を設けているので、それが活用できますよということを、各医療機関に医師会等を通じて、周知をしたといった、そういった中身でございます。ですのでそこから各医療機関に、その内容が伝えられて、そういった窓口でご相談があった際には、それぞれ加入されている国民健康保険のほうへご相談がいただけるものと、そういう理解をしております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 結局、あれですね。経済的に大変で、病気になってお医者さんにかかったけれども、病院で、こうなんだと言うと、町民であれば幕別町に減免制度があるから、そちらに相談をなさйтеということですね。その周知をされたということですね。

そういった相談、私たちも耳にするのですけれども、結局はその結果として、先ほど言ったような火災であるとか、冷害であるとか、いろいろな突発的なことということが、基準がなければ駄目だと

おっしゃられて、私は基準もやはり必要だと思います。だけれども、そこに恒常的な低所得者も救える基準があっていいと思うのです。それが無いがために、突発的なことのみの救済ということなのだと思うのです。

同じことのやり取りになってしまいますから、この制度が実際にあっても、令和2年度に1件しか実績がなかったということを、やはりそのことを受けて、必要とする人たちが、実際に存在しておりますので、どういうふうにしたら改善に向けることができるかということも含めて、検討をしていたきたいというふうに思います。

部長たちがおっしゃられるような生活保護へということですが、これは簡単には行きません。この事実も押さえていらっしゃると思うのです。そういうことを考えれば、せめて病気になったときぐらい応援をすると、所得の少ない人を応援するということが大事だと思います。

同じ答弁であれば、要りません。もし前進があればお答えください。

○委員長（岡本眞利子） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 私たちは、国民健康保険法に基づいて、その規定に基づいて、幕別町の国民健康保険条例に、窓口一部負担金の減免規定を設けております。実際には、その運用に当たっては、要綱を定めてやっております。中橋委員がおっしゃるように恒常的な所得の低い方に対する支援ということ、この制度としてカバーしていくということになると、これは大変なことになるわけですので、そこは国民健康保険の制度上は、高額療養費や、もちろんその金額も中橋委員からおっしゃると高いのではないのかということがありますから、本当に日本全体でこういう低所得の人が増えていったときには、やはりそれは高額療養費の限度額を下げるとかという、そういう制度で対応していかないと、町が個々に、この町はこうする、あの町はこうするというのは、なかなか難しい。公平性も保てない。そういったことにつながるのではないかなということでもあります。ただ、あくまでも急激に火災や災害によって所得が減って、なおかつ貯蓄もない場合に、何とかならないかという場合のセーフティネットです、これは。ですから、所得が恒常的に低い方であっても、資産を持っているとか、様々ありますので、これはなかなか一律にやっていくというのは難しいという考え方で、今まで進めてきたところであります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういうお考えは、これまでも伺ってまいりました。確かに各市町村でやるというふうになれば、財政支出も伴いますし、難しいというのはそうなのであるというふうには思いません。でも、やっている市町村もあるのです。それは北海道の中でも存在しております。

やはりずっとこの問題を取り上げてこなかったのは、ここまで物価高騰や低賃金というものが、何とか今までは可処分所得を見ても、上がらないけれども平衡を保ってきたというようなところから、下がり出しているものですから、そういう面からいって、私はそういったことも検討すべきときではないかというふうにも考えて申し上げました。

いずれにしても、町民がそういう状態にある人がいらっしゃるということを押さえていただいて、今後の国保運営に当たっていただきたい、ということを申し上げて終わります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 国民健康保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了をさせていただきます。

審査の途中ですが、この際14時25分まで休憩といたします。

14：13 休憩

14：25 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第4号、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 議案第4号、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

31 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ4億9,261万2,000円と定めるものであります。

同条第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、32 ページから33 ページまで、それぞれ定めるものであります。

なお、令和5年度における年間平均の被保険者数は4,978人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からになります。

39 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,004万1,000円であります。

「後期高齢者医療一般管理事務事業」は、後期高齢者医療事務に要する経費であり、主なものとして、担当職員の人件費のほか、40 ページになりますが、12 節委託料、細節7 後期高齢者服薬通知作成委託料は、多くの薬剤や同じ効用の薬剤を複数服用している方に対して服薬情報を通知し、かかりつけ医や薬剤師への相談を促し、服薬リスクの回避と医療費の適正化に取り組もうとするものであります。

2 項1 目徴収費103万3,000円であります。

「後期高齢者医療保険料徴収事務事業」は、保険料の徴収事務に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費、細節30 は納付書の印刷経費、11 節役務費は、次のページになりますが、納付書発送に係る郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などであります。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金4億8,048万8,000円であります。

「後期高齢者医療広域連合納付金拠出事業」は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費負担金、本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

42 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金100万円で、過年度の保険料還付金であります。

2 目保険料還付加算金5万円で、保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

36 ページにお戻りください。

1 款1 項1 目後期高齢者医療保険料3億5,900万円であります。

令和5年度の北海道における保険料率については、昨年度と同じく均等割額が51,892円、所得割率が10.98%であります。また、賦課限度額は66万円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料1,000円であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金1億3,187万5,000円であります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1 節は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、2 節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

37 ページになります。

4 款1 項1 目繰越金10万円、5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金1万円、2 目

過料 1,000 円、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 100 万円、2 目還付加算金 5 万円であります。

38 ページをお開きください。

3 項、1 目預金利子 1,000 円、4 項受託事業収入、1 目保健事業受託事業収入 57 万 2,000 円であります。

本目は、北海道後期高齢者医療広域連合からの保健事業に係る受託事業収入であります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 1,000 円、2 目雑入 1,000 円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 5 号、令和 5 年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（樫木良美） 議案第 5 号、令和 5 年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

47 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 28 億 4,371 万 2,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、48 ページから 51 ページまで、それぞれ定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

はじめに、歳出予算からご説明申し上げます。

61 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,528 万 2,000 円であります。

説明欄の上段、「介護保険一般管理事務事業」は、介護保険事務に要する経費であり、主なものとして、担当職員の人件費のほか、10 節需用費は、介護保険被保険者証の印刷経費、11 節役務費は、郵便料などであります。

62 ページになりますが、2 項徴収費、1 目賦課徴収費 126 万 4,000 円であります。

「介護保険料賦課徴収事務事業」については、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費は納付書の印刷経費、11 節は、納付書発送の郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などであります。

63 ページになります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 1,287 万 8,000 円であります。

「東十勝介護認定審査会事務事業」は、東部 4 町で共同設置している介護認定審査会の運営に要する経費であり、主なものとして、認定審査会委員 20 人の報酬及び費用弁償のほか、担当職員の人件費であります。

65 ページをお開きください。

2 目認定調査等費 1,382 万 9,000 円であります。

「介護認定調査事業」については、介護認定に係る訪問調査及び主治医意見書作成に要する経費であり、主な内容として、介護認定調査員の人件費、次のページになりますが、11 節役務費、細節 15 の主治医意見書作成手数料は、認定申請の減に伴い、前年度予算と比べて減額となっております。

なお、本年度の主治医意見書作成件数は 1,350 件分を見込んでおります。

4 項 1 目介護保険運営等協議会費 51 万 2,000 円であります。

「介護保険運営協議会事務事業」は、介護保険事業の健全な運営と円滑な推進を図るため、協議会の運営に要する経費であり、主なものとして、協議会委員 15 人の報酬及び費用弁償などがあります。

なお、本年度は第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の年となりますことから、5 回の協議会開催を予定しております。

67 ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 7 億 6,321 万円であります。

「居宅介護サービス等給付事業」については、主なものとして、訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付であります。

68 ページをお開きください。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 8 億 5,246 万 8,000 円であります。

「地域密着型介護サービス等給付事業」は主なものとして、グループホーム、小規模特養などの地域密着型介護サービスに係る保険給付であります。

3 目施設介護サービス給付費 7 億 2,285 万 8,000 円であります。

「施設介護サービス給付事業」は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付であります。

69 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費 1 億 733 万円であります。

居宅介護サービス計画給付事業」は、要介護者のケアプラン作成に係る保険給付であります。

70 ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 6,451 万 2,000 円であります。

「介護予防サービス等給付事業」は、主なものとして、要支援者の訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付であります。

71 ページになります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費 962 万 1,000 円であります。

「地域密着型介護予防サービス等給付事業」は、主なものとして、要支援者のグループホーム、小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付であります。

72 ページをお開きください。

3 目介護予防サービス計画給付費 1,342 万 8,000 円であります。

「介護予防サービス計画給付事業」は、要支援者のケアプラン作成に係る保険給付であります。

73 ページになります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料 231 万 1,000 円であります。

「介護報酬審査支払事務事業」は、介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

74 ページをお開きください。

4 項 1 目高額介護サービス等費 6,026 万 5,000 円であります。

「高額介護サービス費等給付事業」は、利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

75 ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス等費 1,020 万円であります。

「高額医療合算介護サービス費等給付事業」は、1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

76 ページをお開きください。

6 項 1 目市町村特別給付費 40 万円であります。

「市町村特別給付事業」は、バスマット購入など介護保険給付対象外の経費に対する給付でありま

す。

77 ページになります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費 8,933 万 6,000 円であります。

「特定入所者介護サービス費等給付事業」は、介護保険施設等の施設サービスを利用した際の食費、居住費について、所得の低い方に対して、負担軽減を図るための給付であります。

78 ページになります。

3 款 1 項 1 目基金積立金 1,000 円であります。

「介護給付費準備基金積立金事務事業」は、基金への積立金であります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 7,038 万 2,000 円であります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、主なものとして、支援者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付が主なものであります。

79 ページになります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 750 万 4,000 円であります。

「介護予防ケアマネジメント事業」は、事業対象者のケアプラン作成に要する経費であり、主なものとして、介護支援専門員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料は、介護予防ケアマネジメント委託料などであります。

81 ページになります。

2 項 1 目一般介護予防事業費 994 万 2,000 円であります。

「介護予防普及啓発事業」は、要支援、要介護になるおそれのある方への介護予防の普及啓発に要する経費であります。

「生活実態把握事業」は、例年実施している生活実態調査に係る事務補助員の報酬と郵便料が主なものです。

「介護予防教室開催事業」については、82 ページになりますが主なものとして、12 節委託料、細節 5 は、老福リフレッシュ体操、忠類では福寿フィットネスなどの介護予防教室のほか、加齢に伴い筋力や認知機能など心身の活力が低下する状態を予防するため、口腔ケアや食事改善を取り入れた「フレイル予防教室」の開催に係るものです。

83 ページになります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 89 万 6,000 円であります。

本目は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを継続するための支援体制の構築や認知症の方や家族に対する支援などに要する経費であります。また、「生活支援体制整備事業」「総合相談支援事業」「権利擁護推進事業」「包括的継続的ケアマネジメント事業」の 4 つが、一般会計の 3 款民生費、1 項社会福祉費、8 目重層的支援事業に繰り出しているため減となっております。

中段の「認知症総合支援事業」73 万 3,000 円は、主なものとして、12 節委託料の認知症初期集中支援チームや SOS 見守りネットワークの委託料などであります。

84 ページになります。

2 目任意事業費 807 万 1,000 円であります。

本目は、地域における自立した日常生活を支援するため、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業や支援に要する経費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の下段、「成年後見制度利用推進事業」166 万 3,000 円は、主なものとして、19 節扶助費で、成年後見制度を利用する生活保護者に対する成年後見報酬費用の助成であります。

次のページになりますが、「グループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業」252 万円は、グループホームに入所されている低所得者への家賃補助であります。

次のページになりますが、「高齢者世話付住宅生活相談員派遣事業」298 万 8,000 円は、道営とかちの団地、シルバーハウジングの生活援助員派遣事業の委託料であります。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料予算額 30 万円であります。

「審査支払手数料事業」は、訪問型及び通所型サービスを提供した事業者に支払う報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

87 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 100 万円で、過年度の介護保険料還付金であります。

2 目第 1 号被保険者還付加算金 10 万円で、介護保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

88 ページをお開きください。

3 目償還金予算額 1,000 円で、過年度の国庫支出金の返還金あります。

6 款繰出金、1 項 1 目他会計繰出金予算額 5,811 万円で、重層的支援体制整備事業に係る一般会計繰出金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

54 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 5 億 5,783 万 7,000 円であります。

第 1 号被保険者は 8,985 人を見込んでおり、標準給付費に係る負担率は 23%となっております。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 758 万 3,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1,000 円であり、情報公開等請求手数料であります。

55 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 4 億 9,157 万 6,000 円であります。

介護給付費に対する国の定率負担分であり、介護分は 20%、施設分は 15%となります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 1 億 3,918 万 3,000 円であります。

市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の 5%相当分となります。

2 目保険者機能強化推進交付金 390 万円であります。

本目は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組を支援するための交付金であります。

3 目地域支援事業交付金 2,107 万 8,000 円であります。

本目は、総合事業及び介護予防事業などに対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節のその他の事業に対しては 38.5%の交付率となります。

4 目介護保険保険者努力支援交付金 413 万 4,000 円であります。

本目は、介護予防・健康づくり等に資する市町村の取組を支援するための交付金であります。

56 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 7 億 2,779 万 6,000 円であります。

本目は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して 27%となります。

2 目地域支援事業支払基金交付金 2,384 万 7,000 円であります。

本目は、総合事業に対する支払基金からの交付金であります。総合事業に対して 27%となります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 3 億 8,447 万 4,000 円であります。

介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は 12.5%、施設分は 17.5%となります。

57 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 1,274 万 2,000 円であります。

本目は、総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5%、2 節のその他の

事業に対しては 19.25%となります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円であります。

58 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4 億 2,555 万 3,000 円であります。

本目は、一般会計からの繰入金で 1 節から 3 節は、介護給付や地域支援事業に対する繰入金、4 節は、世帯非課税の低所得者の保険料軽減分、5 節は、職員給与費及び事務費相当分であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 4,390 万円で、準備基金からの繰入金であります。
59 ページになります。

9 款 1 項 1 目繰越金 10 万 1,000 円、10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金 1,000 円、2 項 1 目預金利子 1,000 円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、60 ページをお開きいただきまして、3 目返納金、4 目雑入、いずれも 1,000 円であります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようでありますので、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、議案第 6 号、令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 議案第 6 号、令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

96 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 1,334 万 7,000 円と定めるものであります。

同条第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、97 ページ、98 ページのとおり定めるものであります。

第 2 条「地方債」の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」によることとし、99 ページのとおり定めるものであります。

99 ページになります。

「第 2 表 地方債」起債の目的の、幕別簡易水道整備事業から、公営企業法適用事業までの 6 事業について、それぞれ限度額を定めるもので、合計の限度額が 4 億 170 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出から申し上げますので、105 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 7 億 1,324 万 7,000 円、本目は、簡易水道の給水、維持管理及び施設整備全般に要する経費であります。

説明欄の簡易水道一般管理事務事業 1,215 万 4,000 円は、簡易水道に関する経常的な経費であり、12 節委託料の新和簡易水道営農用水事業計画策定委託料と、26 節公課費の消費税が主なものであります。

説明欄下段の簡易水道使用料収納事務事業 704 万 9,000 円は、使用料の収納事務に要する経費であり、12 節委託料の検針委託料が主なものであります。

106 ページになります。

簡易水道公営企業法適用事業 768 万 5,000 円は、公営企業法の適用に向けた移行に要する経費であり、会計年度任用職員 1 名分の人件費のほか、公営企業会計システムの導入に係る委託料が主なものであります。

107 ページになります。

簡易水道施設維持管理事業 8,678 万 2,000 円は、浄水場、他 24 施設を中心とした、施設の維持管理に要する経費であり、10 節需用費は、各施設の電気料や修繕料、薬品などの購入費、11 節役務費は、水道法により定められている水質検査手数料、12 節委託料は、簡易水道施設の管理委託料が主なものであります。

109 ページになります。

簡易水道給水設備整備事業 401 万 8,000 円は、86 件分の検定満了量水器取替工事に要する経費が主なものであります。

中段の簡易水道施設整備事業 4 億 1,512 万 7,000 円は、担当職員 1 名分の人件費のほか、110 ページになります、12 節委託料、細節 6 は、糠内浄水場の機器更新に伴う設計委託料、14 節工事請負費、細節 1 幕別簡易水道整備工事は、糠内浄水場の設備更新工事及び明倫配水池への送水管の布設替工事、細節 2 忠類簡易水道整備工事は、忠類西部浄水場及び忠類東部浄水場における、設備更新工事、道路事業に伴う配水管移設工事、無水地区解消に伴う中当地区の配水管布設工事、細節 3 中央監視システム更新工事は、大豊、幕別、新和簡易水道の中央監視システムの更新工事、18 節負担金補助及び交付金は、駒島簡易水道における道営営農用水事業に伴う負担金が主なものであります。

下段の起債元金償還事務事業 1 億 5,793 万 6,000 円は、起債償還の元金に要する経費、次の起債利子償還事務事業 2,249 万 6,000 円は、起債償還の利子に要する経費であります。

111 ページになります。

2 款 1 項 1 目予備費は 10 万円であります。

次に、歳入についてご説明いたします。

102 ページへお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金 1,480 万円は、忠類 24 号線などの配水管移設に伴う工事負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 9,478 万円は、駒島地区ほか 4 地区の水道使用料であります。

2 項 1 目手数料 2 万 2,000 円は、給水申請に係る設計審査と工事検査手数料であります。

103 ページになります。

3 款道支出金、1 項道委託金、1 目簡易水道事業費委託金 113 万 2,000 円は、北海道との委託契約により、道営営農用水事業の監督業務補助員として、町職員が従事することによる、道の委託金であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 億 81 万円です。

5 款 1 項 1 目繰越金 10 万円は、前年度からの繰越金であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入 3,000 円は、配水管が切断されたときの補償金と、北電柱の占用料であります。

104 ページになります。

7 款 1 項町債、1 目水道事業債 3 億 9,410 万円は、5 事業分、2 目公営企業法適用事業債 760 万円は、1 事業分であり、合計額 4 億 170 万円は、「第 2 表 地方債」で説明いたしました、限度額と同額であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

若山委員。

○委員（若山和幸） 1 点だけお伺いします。

110 ページ、14 節、細節 1 幕別簡易水道整備工事についてお伺いいたします。

この積算基礎がありますけれども、幕別簡水は簡水の中で一番受益者が多い簡水なのですが、天候

にもよりますが、年に何回かシャワーも使えないようなことがあります。今回のこの予算の中で、幕別簡水がどのように改善されていくのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 水道課長。

○水道課長（松井公博） 幕別簡易水道の関係、今後どうなるかということでございますけれども、天候にも、委員おっしゃれたとおり、農業用水とかでかなり水が使われるというような状況が年何回かということでございます。そのほか、季節的なこともございますけれども、今後は施設の改善ということも含めまして考えてはおりますけれども、これからの水需要がどういうふうに変化するのかということも今後考えながら、適正な規模の簡易水道の施設を維持できるような形で考えてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 若山委員。

○委員（若山和幸） 農業用に使われていることによつての、そういうことがあるというのは私も分かるのですが、この今回の予算の中で、それが少しでも改善される工事なのかなと思ってお聞きしたわけなのですが、今、国営で札内のほうから農業用水を引っ張るような計画もありますので、それが15年後なのか、20年後なのか分かりませんが、それが来る頃には改善するのでしょうか、生活水として枯れることが、年に何回かあるということだけではご承知おきいただきたいなと思いますし、将来それが改善されるようなことも考えていつていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 水道課長。

○水道課長（松井公博） 幕別簡易水道につきまして、令和5年度に予定しております制度の中身としましては、糠内浄水場にごございます各浄水場の機器の今後の整備に係ります実施設計、それから糠内浄水場、これは平成27年度に施設の更新計画を立てまして、その更新計画に基づきまして、毎年度施設の整備をしているところでございます。新年度につきましても電気設備、計装機器設備、それから給水ポンプ設備といったものの更新も計画をしております。それから、幕別簡易水道のうち、明倫地区に関係します明倫の配水池に水を送っております送水管の整備、こちらにつきましても継続的に、新年度につきましても実施する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 簡易水道特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 議案第7号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

120ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億1,820万3,000円と定めるものであります。

同条第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることとし、121ページ、122ページのとおり定めるものであります。

第2条「地方債」の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によることとし、123ページのとおり定めるものであります。

123ページになります。

「第2表 地方債」起債の目的の公共下水道建設事業から、公営企業法適用事業までの6事業について、それぞれ限度額を定めるもので、合計の限度額が3億1,670万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出から申し上げますので、129 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 億 2,940 万 8,000 円、本目は、公共下水道に関する経常的な経費であります。

説明欄の公共下水道一般管理事務事業 1 億 52 万円は、担当職員 1 名分の人件費のほか、18 節負担金補助及び交付金は、130 ページになります。

十勝圏複合事務組合負担金が主なものであり、十勝川流域下水道の維持管理に伴う運営負担金であります。

中段の公共下水道使用料収納事務事業 2,671 万円は、使用料の収納事務に要する経費であり、水道事業で合わせて収納事務を行っていることから、水道事業会計へ支払う負担金が主なものであります。

下段の公共下水道公営企業法適用事業 217 万 8,000 円は、公営企業法の適用に向けた移行作業及び公営企業会計システムの導入に係る委託料であります。

131 ページになります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 5 億 5,097 万 1,000 円、本目は、施設の整備・更新に要する経費であります。

下水道施設建設事業は、担当職員 4 名分の人件費のほか、132 ページになりますが 12 節委託料、細節 6 は、下水道処理区統合連絡管の整備に係る測量設計委託料、細節 7 は、処理区統合により、幕別浄化センターをポンプ場にするための耐震調査委託料、細節 8 は、水防法改正に伴う内水浸水想定区域図策定のための委託料、14 節工事請負費、細節 2 は、泉町雨水排水ポンプ所の電気計装設備の更新工事、細節 3 は、下水道処理区統合に係る連絡管の整備工事、18 節負担金補助及び交付金は、十勝川流域下水道建設事業に伴う負担金が主なものであります。

133 ページになります。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 1 億 953 万円、本目は、浄化センターの維持管理に要する経費であり、年間汚水処理量約 56 万立方メートルを予定しております。

浄化センター維持管理事業は、浄化センターの電気料のほか、浄化センターの管理に要する委託料が主なものであります。

134 ページになります。

2 目札内中継ポンプ場管理費 2,350 万 4,000 円、本目は、十勝川浄化センターへ汚水を圧送する中継ポンプ場の維持管理に要する経費であり、年間圧送量約 182 万立方メートルを予定しております。札内中継ポンプ場維持管理事業は、中継ポンプ場の電気料のほか、中継ポンプ場の管理に要する委託料が主なものであります。

3 目管渠維持管理費 1,189 万 5,000 円、本目は、汚水及び雨水の管渠、汚水桝、マンホール等の維持管理に要する経費であり、管渠維持管理事業は、135 ページになります。

12 節委託料は、泉町とみずほ町の雨水排水ポンプ所の管理委託料、14 節工事請負費は、管渠等の補修工事費が主なものであります。

136 ページになります。

3 款 1 項公債費、1 目元金 5 億 3,254 万 1,000 円は、起債償還の元金に要する経費、2 目利子 6,025 万 4,000 円は、起債償還の利子に要する経費であります。

137 ページになります。

4 款 1 項 1 目予備費は、10 万円であります。

次に、歳入についてご説明いたします。

126 ページへお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金 101 万 7,000 円は、受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 3 億 3,006 万 5,000 円は、幕別・札内両処

理区の下水道使用料で、1 節が現年賦課分、2 節が滞納繰越分であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 2 億 3,588 万 5,000 円は、下水道建設事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

127 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5 億 3,394 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金で、建設費や起債償還に充てるものであります。

5 款 1 項 1 目繰越金 10 万円は、前年度からの繰越金であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入 48 万 9,000 円、簡易水道事業及び水道事業に係る中央監視装置の電気料の負担金が主なものであります。

128 ページになります。

7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債 2 億 6,470 万円は 2 事業分、2 目資本費平準化債 2,590 万円は 2 事業分、3 目下水道事業債 2,400 万円は 1 事業分、4 目公営企業法適用事業債 210 万円は 1 事業分であり、合計額 3 億 1,670 万円は、「第 2 表 地方債」で説明いたしました限度額と同額であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようでありますので、公共下水道特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、令和 5 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 議案第 8 号、令和 5 年度幕別町個別排水処理特別会計予算についてご説明申し上げます。

144 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 3,121 万 1,000 円と定めるものであります。

同条第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、145 ページ、146 ページのとおり定めるものであります。

第 2 条「地方債」の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」によることとし、147 ページのとおり定めるものであります。

147 ページになります。

「第 2 表 地方債」起債の目的の、個別排水処理施設整備事業と公営企業法適用事業の 2 事業について、それぞれ限度額を定めるもので、合計の限度額が 4,730 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出から申し上げますので、152 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 506 万 2,000 円、本目は、個別排水処理施設の普及等に要する経費が主なものであります。

説明欄の個別排水処理一般管理事務事業 288 万 4,000 円は、水洗便所改造等に係る補助金のほか、消費税に要する経費が主なものであります。

中段やや下の、個別排水処理公営企業法適用事業 217 万 8,000 円は、公営企業法の適用に向けた移行作業及び公営企業会計システムの導入に係る委託料であります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 6,727 万 2,000 円、本目は、施設の整備に要する経費であり、個別排水処理施設建設事業は、153 ページになります。担当職員 1 名分の人件費のほか、14 節工事請負費は、合併浄化槽 15 基分に要する工事費が主なものであります。

154 ページになります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 8,156 万 9,000 円、本目は、施設の維持管理に要する経費であり、個別排水処理施設維持管理事業は、合併浄化槽の修繕、汚泥くみ取り、保守点検及び清掃に要する経費が主なものであります。

3 款 1 項公債費、1 目元金 6,322 万 4,000 円は、起債償還の元金に要する経費、2 目利子 1,398 万 4,000 円は、起債償還の利子に要する経費であります。

155 ページになります。

4 款 1 項 1 目予備費は、10 万円であります。

次に、歳入についてご説明いたします。

150 ページへお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 221 万 8,000 円は、受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 3,012 万 6,000 円は、合併浄化槽の使用料で、1 節が現年賦課分、2 節が滞納繰越分であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 5,096 万 7,000 円は、一般会計からの繰入金で、建設費や起債償還などに充てるものであります。

151 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 10 万円は、前年度からの繰越金であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入 50 万円は、水洗便所改造等に伴う貸付金の元金収入であります。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 4,520 万円は 1 事業分、2 目公営企業法適用事業債 210 万円は 1 事業分で、合計額 4,730 万円は、「第 2 表 地方債」で説明いたしました限度額と同額であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、令和 5 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 議案第 9 号、令和 5 年度幕別町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。

161 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9,610 万 5,000 円と定めるものであります。

同条第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、162 ページ、163 ページのとおり定めるものであります。

第 2 条は、地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」によることとし、164 ページのとおり定めるものであります。

164 ページになります。

「第 2 表 地方債」起債の目的の、農業集落排水設備更新事業から、公営企業法適用事業までの 3 事業について、それぞれ限度額を定めるもので、合計の限度額が 1,580 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出から申し上げますので、170 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 285 万 2,000 円、本目は、事務的経費が主なものであります。

説明欄の、農業集落排水処理一般管理事務事業 67 万 4,000 円は、一般管理費に要する経費であります。

説明欄下段の、農業集落排水 公営企業法適用事業 217 万 8,000 円は、公営企業法の適用に向けた移行作業、及び公営企業会計システムの導入に係る委託料であります。

171 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 6,553 万 1,000 円、本目は、施設の維持管理に要する経費であり、年間汚水処理量約 12 万立方メートルを予定しております。

農業集落排水処理施設維持管理事業 5,093 万 1,000 円は、施設の電気料や処理場の管理委託料のほか、172 ページになります。14 節工事請負費は、機械設備の補修に要する経費であります。

中段の、農業集落排水処理施設整備事業 1,460 万円は、機械、電気設備の更新及び自家発電機の新設に係る実施設計委託料であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費 407 万 6,000 円、本目は、管渠、汚水桝、マンホール等の維持管理に要する経費で、農業集落排水処理施設管渠維持管理事業は、管渠補修工事と、マンホールポンプ更新工事が主なものであります。

173 ページになります。

3 款 1 項公債費、1 目元金 2,153 万 9,000 円は、起債償還の元金に要する経費、2 目利子 200 万 7,000 円は、起債償還の利子に要する経費であります。

4 款 1 項 1 目予備費は、10 万円であります。

次に、歳入についてご説明いたします。

167 ページへお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 1,637 万 4,000 円は、忠類地区の農業集落排水使用料で、1 節が現年賦課分、2 節が滞納繰越分であります。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目農業集落排水事業費補助金 730 万円は、農業集落排水処理施設整備事業の交付金であります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 5,000 円は、農業集落排水事業 償還基金の利子であります。

168 ページになります。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金 85 万 5,000 円は農業集落排水事業償還基金より、起債の償還に充てる繰入金であります。

2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5,567 万 1,000 円は一般会計からの繰入金で、施設管理費や、起債償還などに充てるものであります。

5 款 1 項 1 目繰越金 10 万円は、前年度からの繰越金であります。

6 款 1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債 1,370 万円は、2 事業分、169 ページになります。2 目公営企業法適用事業債 210 万円は、1 事業分で、合計額 1,580 万円は、「第 2 表 地方債」で説明いたしました限度額と同額であります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 10 号、令和 5 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（小野晴正） 議案第 10 号、令和 5 年度幕別町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

176 ページをお開きください。

第 1 条は、「総則」であります。

第 2 条「業務の予定量」は、給水戸数 1 万 1,154 戸、年間総給水量 250 万立方メートル、1 日平均給水量 6,900 立方メートルを見込むもので、主要な建設改良事業は、配水管布設整備事業とするものであります。

第 3 条「収益的収入及び支出」の予定額、いわゆる 3 条予算は、収入の第 1 款水道事業収益を、5 億 7,951 万円、支出の第 1 款水道事業費用を 5 億 5,077 万 4,000 円とするものであります。

第 4 条「資本的収入及び支出」の予定額、いわゆる 4 条予算は、収入の第 1 款資本的収入を 1 億 8,700 万円、177 ページになります。支出の第 1 款資本的支出を 4 億 2,902 万円とするものであります。

ここで 176 ページへ、一旦、お戻りください。

第 4 条、後段の括弧書きですが、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額 2 億 4,202 万円は、過年度分損益勘定留保資金 6,560 万 9,000 円と、当年度分 損益勘定留保資金 1 億 7,641 万 1,000 円で補てんするものであります。

これら、第 3 条及び第 4 条予算の詳細については、後ほど実施計画書で説明いたします。

177 ページになります。

第 5 条「企業債」は、起債の目的である配水管布設整備事業の限度額を 1 億 6,660 万円に定めるものであり、起債の方法、利率及び償還の方法は、表に記載のとおりであります。

第 6 条では、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」を、「職員給与費 3,476 万円」とし、第 7 条では、「たな卸資産購入限度額」を 283 万 5,000 円とそれぞれ定めるものであります。

次に、予算の詳細について、実施計画書でご説明いたします。

はじめに、収益的収入及び支出について、支出から申し上げます。

179 ページをお開きください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 1 億 5,336 万 7,000 円、本目は、十勝中部広域水道企業団からの受水に要する経費であります。

2 目配水及び給水費 6,045 万円、本目は、配水及び給水に要する経費であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は、配水管の漏水調査のほか、水道施設の管理委託料が主なものであります。

14 節手数料は、水道法により定められている水質検査手数料、180 ページになります。16 節修繕費は、配水管の漏水修理をはじめとする構築物の修理と、機械設備の修理が主なものであります。

5 目総係費 6,484 万 1,000 円、本目は、水道事業会計全般の事務的経費であり、担当職員 2 名分の人件費のほか、181 ページになります。13 節委託料は 1 万 1,669 件分の検針委託料が主なものであります。

182 ページになります。

6 目減価償却費 2 億 2,866 万 3,000 円、本目は、有形固定資産の減価償却に要する経費であります。

7 目資産減耗費 348 万 8,000 円、本目は、構築物、機械及び装置の更新、移設等に伴う除却資産の減耗費であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金 2,710 万 5,000 円は企業債の利息、3 目消費税及び地方消費税は 1,266 万円、5 目雑支出 10 万円は過誤納還付金、4 項、1 目予備費は 10 万円であります。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

178 ページへお戻りください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 8,827 万 9,000 円は水道使用料、3 目その他営業収益 580 万円は給水申請に要する加入者負担金、事務手数料が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 1,000 円は預金利息、3 目長期前受金戻入 5,833 万 9,000

円は、過年度において固定資産の取得に充当した補助金等を収益化するものであります。7目雑収益、2,709万1,000円は、下水道特別会計の収納及び管理業務に係る受託収入が主なものであります。

次に、資本金収入及び支出についてご説明いたします。

はじめに、支出から申し上げます。

184ページをお開きください。

1款資本金支出、1項建設改良費、1目配水管整備費2億2,645万2,000円、本目は、配水管布設等の整備に要する経費であり、担当職員1名分の人件費のほか、13節委託料は配水管の調査設計及び減圧弁室の緊急遮断弁の整備に伴う実施設計委託料、26節工事請負費、細節1配水管布設は、新たな配水管の布設工事、細節2水道管移設は、道路整備に伴う移設工事、細節4配水管布設替は、老朽化した配水管の更新工事、細節5配水池改築更新は、札内配水池の設備更新工事であります。

2目営業設備費5,622万5,000円、本目は、1,570件分の検定満了量水器の、取替え等に要する経費であります。

185ページになります。

4項、1目企業債償還金1億4,634万3,000円、本目は、建設改良に伴う企業債償還金の元金であります。

次に、収入についてご説明いたします。

183ページをお開きください。

1款資本金収入、1項1目企業債1億6,660万円、建設改良に要する企業債であります。

4項補助金、1目国庫補助金180万円、緊急遮断弁の実施設計に係る交付金であります。

6項1目負担金1,860万円、道路工事に伴う水道管移設工事のほか、消火栓の更新に係る負担金であります。

次に、令和5年度の予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。

186ページへお戻りください。

このキャッシュ・フロー計算書については、企業がどのように現金を得て、使用したかという財務状況を表すものであります。

1つ目の項目、「1業務活動によるキャッシュ・フロー」は、「当年度純利益」から、「利息の支払額」までの合計が、ページ最下段の1億7,464万5,000円の増額、187ページになります。2つ目の項目、「2資活動によるキャッシュ・フロー」は、「固定資産の取得による支出」から、「固定資産売却代金の受入」までの合計が、2億3,770万2,000円の減額、3つ目の項目、「3財務活動によるキャッシュ・フロー」は、「短期貸付金の貸付による支出」から、「企業債の償還による支出」までの合計が2,025万7,000円の増額、これら3つの項目の合計である、「当年度における現金及び現金同等物の増減額」は4,280万円の減額となり、前年度末における残高、これは令和4年度の決算見込みの現金預金の残高であり5億7,638万5,000円、その合計である「当年度末における現金及び現金同等物の残高」を5億3,358万5,000円と見込むものであります。

最後に、令和4年度の決算見込みによる損益計算書の説明をいたします。

201ページをお開きください。

合計額のための説明とさせていただきます。

「1営業収益」から「2営業費用」を差し引いた額が「営業利益」で、右側の列の一番上の金額、マイナス1,858万4,000円、次に、「3営業外収益」から「4営業外費用」を差し引いた額が「営業外利益」で、右列の5,310万4,000円、これらの合計が「経常利益」で右列の3,452万円、「5予備費」の10万円の支出を差し引いた額が「当年度純利益」で、右列の3,442万円となる見込みであります。

当年度純利益と、前年度末処分利益剰余金を合算した、当年度末処分利益剰余金は11億7,437万8,000円となる見込みであります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、令和5年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 9 号、令和 5 年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 10 号、令和 5 年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました令和 5 年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2 日間にわたり終始熱心にご審議をいただき、心からお礼を申し上げます。

また、理事者や並びに説明員におかれましても、審査の円滑な進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

皆さまのおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。皆さまのご協力に対し心から感謝を申し上げ、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

[閉会]

○委員長（岡本眞利子） これをもちまして、令和 5 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

15 : 38 閉会